

平成 1 9 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成19年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成19年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成19年 3 月14日

大 空 町 議 会

大空町議会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
総 務 課 長		建 設 課 長
出 納 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター所長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、14番、
田中勝吉議員及び15番、桒原達也議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、こ
れを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告をいたします。

去る3月1日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議を
いたしました。

本定例会では、一般質問者が7人、町長から提出されております案件が32件です。
その32件の内訳は、諮問が1件、同意が1件、条例制定等の議案が13件、補正予
算が8件、新年度予算が9件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例
会の会期は3月7日開会し、3月14日までの8日間とすることが妥当であると全会
一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本
日から3月14日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月14日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 これから諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
なお、職務の都合により一部に異動がある場合があることをご了承願います。
本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。
地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から定例監査の結果についての報告があります。事前にその写しの配付のとおりであります。
町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可しましたのでご承願います。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。
既に配付をさせていただいております行政報告について、説明を加え報告を申し上げます。
12月28日、年末になりますけれども、水田農業推進協議会を開催してございます。新しい対策の内容、また平成18年が非常に米にとって豊作であったということから、基準単収の見直しに伴い37ヘクタール、さらにはモチ米が過剰に供給されているということで、JAグループの自主減産について22ヘクタール、あわせて59ヘクタールの自主的な転作の面積が示されましたので、そういったものについて農業者の方に配分をさせていただきました。
1月7日大空町成人式を挙行いたしました。130名の該当者のうち97名の新成人の出席をいただいたところでございます。お一人お一人スピーチをいただきましたけれども、その内容に大変感激をいたしましたところであります。
1月17日網走支庁管内町村会行財政特別委員会が開催をされました。平成19年

度の義務外負担金の内容について審査をいたしました。また、網走支庁管内の町村数が23町村から16町村に減少したということに伴いまして、町村会のあり方等を検討していくことといたしました。

1月19日水田農業推進協議会を再び開催してございます。年末に配分いたしました面積の取りまとめ状況を確認し、さらには新しい産地づくり交付金の助成水準の内容等について決定をいたしましたところであります。

2月2日網走地域連携会議、この中ではオホーツク・エリア・アイデンティティー、さらには地域防災のあり方、広域観光と外国語表記看板の必要性等について懇談をいたしました。さらに、広域問題の解決に向けてのプロジェクトを立ち上げていこうということで、観光問題、さらにはバイオマスについてそういうプロジェクトを立ち上げていこうということで意見の合意を見たところであります。

2月8日網走支庁管内町村会の定期総会が北見市で開催をされました。新年度、19年度の事業計画や予算について審議をし決定をするとともに、医療制度の改革、さらには日豪のEPA交渉の問題、そして地方財政の問題等について、情報交換を行ったところでございます。

2月9日第30回網走東藻琴会が網走市において開催をされ42名の方々の出席をいただきました。

2月26日友好町であります熊本県氷川町に表敬訪問をさせていただきました。農業者の研修事業に同行をする形で浜田町長とお会いをし、今後の物産交流、高校生の研修交流についてお話をさせていただいたところでございます。

2月28日北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会が札幌で開催をされました。網走支庁管内の町村会は推薦委員として参加をしたわけでありますけれども、個人設置型の合併浄化槽の保守点検、法定点検のあり方等について協議をいたしましたところでございます。

以上、申し上げまして行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 町政執行方針

◇議 長 日程第5、平成19年第1回大空町議会定例会に当たり、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 （町政執行方針演説）

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第6 諮問第1号

◇議 長 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

山下町長の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件はお手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第7 同意第1号

◇議 長 日程第7、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第7、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任については、同

意することに決定しました。

◎日程第 8 議案第 8 号

◇議 長 日程第 8、議案第 8 号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 9 号

◇議 長 日程第 9、議案第 9 号 財産の無償貸付けの変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 財産の無償貸付けの変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 財産の無償貸付けの変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

◇議 長 日程第10、議案第10号 大空町生活安全条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

阿部住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 大空町生活安全条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 大空町生活安全条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第11号

◇議 長 日程第 11、議案第 11 号 大空町国民保護対策本部及び大空町緊急処事態対策本部条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 大空町国民保護対策本部及び大空町緊急処事態対策本部条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号 大空町国民保護対策本部及び大空町緊急処事態対策本部条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 12 号

◇議 長 日程第 12、議案第 12 号 平成 18 年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、植田泰弘議員。

◇植田議員 歳出の部でありますけれども、59 ページの民生費に係る 11 節需用費、印刷製本費ということになっているのですけれども、この内容について質問いたします。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 社会事務費の需用費に係りましては、町民皆さん向けのガイドブックを作成

しているということでございます。原稿等は既に作成しておりまして、印刷製本のみ業者に発注をして、4月早々町民の皆さん全戸にお配りをするということの中身になってございます。

以上でございます。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 今全戸配布という話なのですけれども、この介護関係は全戸に配るということになりますという人、いない人というようなことで、ばらまきになってしまうのではないかとこのように考えるのですけれども、そういうようなことから考えますと、例えば保健師であるとか、民生委員の方であるとか、ドリーム苑の職員であるとか、そういう人たちが手に持って家族に対してある程度の説明をしながら配るのが一番いいのではないかと、こっちの方から一方的に全戸配布というようになりますと、これはちょっといる人、いない人が出てくるので、むだなことになってしまうのではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方を聞かせてください。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 中身につきましては、社会福祉全般にわたっての中身になっておりまして、高齢者から子供、それから障害者、あと住民係の方で持ってます窓口の事務、印鑑証明の取り方とか含めて広く中身を掲載しておりますので、今お話いただいた訪問しながら説明させていただくこともあわせてやらせていただきますけれども、社会福祉全般についての手続については全戸に配布をしてご覧をいただきながら役場に来ていただくことによって事務がスムーズに進めるということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇植田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
5番、森田暢明議員。

◇森田議員 ちょっと2点ほどお聞きしたいのですが、歳入のところでありますけれども、33ページですが、ごみ焼却施設の維持管理費負担金が減額になったわけでありまして、ちょっとわからないので聞かせていただきたいのですが、当初は3町村でごみ焼却施設を維持管理をしていたということで、合併後に大空町と北見市になりました旧常呂町さんとの間で維持をしているというふうに認識しているわけですが、これらが減額をされたどこに要因があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、43ページの前年度繰越金であります、繰越金というのは前年度の額が確定をして、それで次年度にということで、本年18年度に繰り越された額である

うかと思います。総額が2億5,035万5,000円ということですが、先の議会でも総額の繰越額というのが確定をした後に基金に入れたり、また残りの部分をいわゆる予備費的な考え方で残してこられたのかなというふうに思います。また、この繰越金というそういう予備費的な考え方を繰越金ということで、この年度の末までもってくるのが、この財務管理上本当に正しいのかなというふうに疑問を感じておりますので、その辺のことを今後の考え方としてどうあるべきかというようなことも含めて、お考えも含めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、もう一点、91ページになりますか、東藻琴高等学校の寄宿舎管理費で燃料費が燃料費の高騰で今回補正をさせていただきたいというふうにありましたが、昨年こういういろいろ民間、家庭生活の燃料費等も例年からみるとかなり高騰をしていたことであつたかと思います。もっと早い時期に補正をしなければならなかったのではないかなというふうに思うわけでありまして、冬の間に需用の伸びに応じて、また原油の価格が変動によって下がる可能性というのはあつたのかもしれませんが、冬に入るときにこういったことはもう想定されたのではないかなと。もちろん各予算も使わなかった部分はこのように多くの部分で減額をさせてもらっているわけでありまして。そういう中から、そういう考え方からすれば、これから業者に支払いをするということになるかと思いますが、既に燃料そのものはひょっとしたらもう使われているのではないかなというふうにも思わざるを得ない時期に来ているわけです。ですから、そういうことを今後やはり事前に議会は12月もございましたし、その前にも臨時議会もあつたわけでありまして、ですからそういったところでこういう実情を議会にも報告をしていただきながらやるべきではないのかなと、ちょっと感じたものですから、事情はそういうことではないのかもしれませんが、ご説明をしていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

◇議 長 住民生活課長。

◇住民生活課長 それでは、森田議員のご質問の1点目なのですが、ごみ焼却施設の維持管理費の負担金の減額についてご説明申し上げます。

負担金につきましては、森田議員がおっしゃられるように、平成15年から旧女満別町、旧東藻琴村、旧常呂町の広域処理を行っておりまして、平成18年度につきましても大空町と旧常呂町の間で広域処理を実施してございます。具体的な負担金の算出方法につきましては、焼却施設の維持管理費、それから起債償還額によって、それを基礎額によって人口割、それからごみ量割で算出してございますが、今回北見市と協議がございまして、交付税措置に関する部分なのでございますが、単年度償還、単年度交付税措置として今まで計算していた分が、交付税につきましては理論償還がございまして、理論償還分も交付税措置として参入されるべきだというような協議がございまして、起債償還につきましては平成24年で終了いたしますが、平成25年から平成34年までの交付税措置をされる分を勘案して負担金を計算したものでございます。それに伴いまして減額されるものでございます。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 それでは、私の方から繰越金に関する質問についてお答えをさせていただきますと思います。

議員が質問されましたように、昨年の繰越金につきましては2億5,000万円ほど生じまして、これにつきましては2億400万円ほどにつきましては、7月に財政調整基金の方に積み増しを行ったと。残りの財源につきましては、補正の財源としまして留保させていただきまして、その後の補正財源として使わせていただいたという状況になっております。その結果、今回最終的に残りました繰越金につきましては今回補正をさせていただいたという状況になっております。議員がおっしゃられますように、繰越金を全額一度財政調整基金の方に積み立てをして、その後補正財源については繰り入れを行うというような財政運営の方法もございますが、一応繰越金について留保させていただいてそれを補正財源として活用していくという財政運用の手法につきましても間違いではないと。どちらの方法をとってもよろしいかと思いますが、一応今後とも留保させていただきながら3月で整理をさせていただくというような処置でさせていただきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の燃料費に関する質問でございますが、寄宿舍費の方に対しての質問ということでございましたが、一応財政の方での予算査定している上での考え方ということで説明をさせていただきたいと思います。一応12月の段階で燃料費が相当上がっているという中で、各施設の燃料費等につきましては不足が生じないかということで原課の方に確認をしまして、年間を通じてかかっておりますごみ処理場、それから東藻琴の温泉に要しますフロックス、この部分につきましては不足が見込まれるという中で補正をさせていただいております。そのほかの施設につきましては、冬場にかかってから燃料費がかかってくるという状況の中で、まだ数字がどのくらい不足するかというのがまだ見えてきていないという状況の中で、1月、今回3月の補正ということでまとめてさせていただきたいということで処理をしております。ただ、この期間中で不足が生じるというものについては補正をするということでしてはありますが、最終的にはごみ処理場とフロックスのみの補正という形で進めさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 生涯学習課長の方からただいま高等学校等の寮、寄宿舍の管理の関係で所管をしてございますので、その関係についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

ただいま財政課長の方から説明のあったとおりでございますが、予算要求段階で前年度の実績に基づきまして要求させていただいたという中で、入寮者の増減があると

いう中で、消費見込みが十分でなかったということで、反省しているところでございます。議員ご指摘のとおり、3月に入りまして寮の関係でございますので、そこに生徒が入っているという中で対応ございまして、そういう関係につきましては今後十分配慮してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第12号の議事を続けます。

質疑を続けます。

5番、森田暢明議員。

◇森田議員 3点について質問をさせていただいてお答えをいただいたわけでありすけれども、どれが一番最初だったかちょっと忘れちゃったけれども、ごみ処理の焼却施設の負担金に関しまして課長さんからいろいろご説明いただいたわけでありすけれども、自分が想定していたのとちょっと違うお答えだったものですから、ちょっと非常にこれは相手がいることでもありますので、そこら辺をもう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

それと、財政課の方からお答えいただいた繰越金の考え方でありすけれども、これは長年それぞれの自治体で処理をしてきた方法を踏襲しているという考え方に基づいてやっていることではなかろうかなというふうに思いますから、私としましても以前からこういうような処理の方法は承知はしているわけでありすけれども、たいていいろいろこう補正予算等を議論をさせていただくときに、何かやっぱりちょっと勘違いしてしまうようなことが起こり得ないかなと、これは町民にとってもそうだと思うのですけれども、当然繰越金というのは決算額が確定をした段階で繰越額の確定もすることでありすから、ですからそれ以上ふえることはないのはわかっているのです。ですから、それが秋に決算委員会が開かれていたわけでありすけれども、そこで確定をした額をそれぞれそのときに補正予算としてその繰越額を基金に積み上げるであるとか、何か別な補正を組むというような方法をとるのかなというふうに思っているのですけれども、年度またさらに1月にもあったかなと思いますけれども、繰越額の一部を使って財源に充てたというようなこともありました。ですから、何かその繰越額というのがまた新たに発生をしたかのようなふうに勘違いをしてしまうようなことが、これは私だけかなと思いますけれども、そんなふうに思ってしまう部分もあるのではないかなと。ですから、それを明確にわかりやすくするためには先ほど課長さんも一つの方法として言われておりましたけれども、基金積み立てをしたものをまたさらに繰り入れをしながら処理をしていくというような方法の方がわかりやすいのでは

ないかというふうに思うわけですので、もう一度ご答弁いただきたいなというふうにも思います。

それから、需用費につきましては今後いろいろ、さらに精査をしながら取り進めていきたいということでございますので、特に子供たちの教育の現場にあって、当然その生活をするときの費用でございますので、それらはやはり事前にある程度用立てをしておく、準備をしておくということが大事なことではないかなというふうに思います。それらをもう一度、ごみの焼却のやつは言いましたよね。自分も忘れてしまって、すいません。そんなことで、もう一度ご答弁いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◇議 長 住民生活課長。

◇住民生活課長 それでは、森田議員の再度質問に対して先ほどのご説明でちょっと不足してわからない部分があったと思いますので、具体的にご説明申し上げたいと思います。

まず、平成14年度に広域化のために東藻琴地区にありますごみ焼却施設を大規模改修いたしまして、その改修の財源に充てましたのが起債でございます。平成15年から平成24年まで現北見市と広域の協定を結んでございますが、起債の償還も平成24年で終了する予定となっております。大空町から北見市に負担金として請求する部分の起債償還部分が一部ございます。起債償還部分は、大空町が償還する部分から単年度の交付税措置される分を差し引いた金額の人口割で北見市に請求している実情でございます。前段でもご説明申し上げましたが、交付税措置につきましては理論償還によります交付税算入となっておりまして、起債償還する平成24年以降25年から34年まで大空町にその償還部分の交付税が算入されることになってございます。北見市との打ち合わせの中で、その中の交付税算入額も今回の負担額の交付税措置に算入されるべきだというようなお話がありまして、その分を18年度から24年までならしまして交付税に算入される額をふやしまして、償還額からさっ引いた差額について北見市に償還することとなっております。年間で約400万円程度がこれから減額になる見込みでございます。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 森田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

繰越金の一般わかりづらいのではないかとございまして、今まで女満別町におきましては繰越金が発生しましたものにつきましては、一応このような形で取り扱いをしているというような状況になっております。ことしにつきましては、特に両町村の合体予算という関係がございまして、2億5,000万円近い繰越金が生じたというような状況になっておりますが、例年ですと、ことしも今回3月補正でおわかりいただけますように、不用額等につきましては3月で整理をおおむねさせていただいております。そういう中では、繰越金がそんな大きな億単位のものが今後生じて

こないのではないかなというようなこともあろうかと思います。そういう中では、やはり繰り越し財源という中でこれからの補正の状況等にもよりますけれども、決算審査で承認をいただきましてということになりますと、急いでも12月に積み立てを全部整理するというような形になってこようかと思いますが、今後の補正の状況等によりましてはその前に補正財源として使ってしまうというようなことも生じてこようかと思います。そういう中では、このようなことが生じてくるかどうかはちょっとわかりませんが、もし出てくるような場合には検討させていただきたいということで考えております。

以上でございます。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 先ほどもご答弁をさせていただきましたが、子供たちの寮ということの生活の場でございますので、今後十分考慮していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 24ページの女満別中央病院の施設運営費の補助金の債務負担行為の補正の問題なのですが、このごろ私も目が悪くなって老眼になったり、耳も遠くなりました。どうも早口で説明を聞いていることがよくわからない部分があるのですが、見落とししていたら教えていただきたいのですが、ここで期間の補正をしたということは補正予算の中に計上されているというふうに解釈してよろしいのですよね。期間を変更したということは、18年度の部分として何か行う予定でこの債務負担行為の補正というのを出しているのでしょうか。その辺ちょっと大変申しわけないのですが、初歩的な私のうっかりミスであれば結構なのですが、教えてください。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 お答えいたします。今回につきましては、期間のみの変更ということでございます。金額については、19年度当初予算ということでご理解賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私も通算すると4期目なのですが、ちょっとよくわからないのです。債務負担行為の補正というのは期間の補正であるから、今の答弁によると19年度の新年度案で出てくるから先に期間だけ補正の予算というか、その議案の中に盛り込んでくる

のだと、簡単に言うとかいうことですよね。本来筋道としては、新年度予算が通った後にそれに伴っての補正という格好で行うべきなのじゃないでしょうか。期間の決定も含めて。というふうに思ってしまうのですが、何か根拠があるのなら、それ相当の理由と何かあれば簡単なことでわかればそれで結構ですから教えてください。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 今回の変更につきましては、金額等の変更を伴っておりませんので、特別な理由はないのですけれども、こういう期間の変更のみで変更させていただいたということです。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 課長の答弁はわかるのです。私が言いたいのは、額は変えていませんということなのです。それは総額の話だから、そのとおりなのです。債務負担行為全体をいえばそのとおりなのです。ただ、単年度的には変わるわけですよね。前年度と比較して大きく変更になるわけです。その予定でしょ。これから新年度予算にそれが出てくるわけですから。それを先にやって差し支えがないかどうかということについて聞いただけであって、趣旨はわかっているのです。今の答弁。何回も繰り返して言われていること。ちょっと頭悪いものですからわかりやすく説明してください。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

債務負担行為につきましては、当該年度の分の現年度分につきましては現年度でよろしいのですが、今回の部分につきましては過年度の債務負担行為の補正ということで上げさせていただいております。この部分につきましては、当該年度ではなくて、実施する前に変更をかけなければならないということで、19年度からの予算措置にはなりますが、今回期間の変更をさせていただいたと。過年度分であるということなので今回補正をしたということですのでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 わかるのです。言っていることは。ただ、議会側から言うと、新年度予算の中身をこれから審議するのです。簡単に言うと、5年であろうが、3年でやるっていったらもう大体わかっているのです。事実上は説明はいろんな形で受けておりますから、私も承知しているのですが、そういうふうにやってしまうと、例えばの話ですよ、新年度予算の審議の過程でその補助のあり方について問題あるということが言えなくなってしまうじゃないですか。例えばの話ですよ。問題あるという意味で言っているのではないのです。審議のあり方です。議会側としては非常に困ったなということ

す。さらなる気持ちで新年度予算案について審議ができなくなってしまう。補正予算案出されたときにたがはめられて、ちょっと表現よくないかもしれませんが、もう決まっていると、簡単に言うと。決まったことが出てくるだけにすぎないという形にしようのほうがいいのかどうかということを聞いているだけなのです、私は。その是非について言っているのではないです。誤解しないでください。そういうあり方がいいのかと、補正予算の予算案の中でその期間を変えたことが、いやそれはできるのでしょうか。できると思います、恐らく。だけど、予算を審議するときにちょっといづくならないかというのは、私個人だけかもしれないけれども、議員側の論理からいったら、もう決まってしまうと、簡単に言うと。審議する前から。ということになりかねない出し方がいいのでしょうかと聞いているだけなのです。だから、いいのだというならいいのだと言ってください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
財政課長。

◇財政課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

債務負担行為の部分で次年度以降に予算の審議ができない、ここで決めてしまえばできなくなるのではないかなというようなことの質問かと思いますが、今回債務負担行為の部分につきましては3年間の限度額、期間を3年間の中で1億5,000万円という限度額を定めておりますので、その額を3年間でいつの時期にどういう出し方をするかという部分につきましては、それぞれその年度の予算の中で審議を、ご協議をいただくという形になってきておりますので、その中でご協議をいただけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 わかったと言って座りたいのですけれども、どうも頭よくないので。別に債務負担行為自体は平等に分割しなくてもいいのしょうから、単純に言えば、新年度で否決されたとしてもそういうことは起きないと思いますが、後で付加すれば約束は単年度負担ふえてくるけれども、できるのだということを言っているのでしょうか。だけど、それは前の説明と違う話だから、本当は原則的にはこれは私の意見でございますが、その法的根拠というか、そこを聞いたかっただけなのです、僕は。これをだから今出すのだと、出さなければならぬのだというしっかりとした根拠を持って出していると言ってくれば、はいと座るのです。何か言っていることがよくわからないのです。最終的には、これを先に出しておいても後から変更になったりしようが何し

ようが枠の中で決まっていることだから、そのことだけ決めるのですと言っているだけなのだから。ただ、実際にそういうことにはならないでしょう。実際問題としては。だから、そこをなぜきょう出したのかということを説明してくれればいいのです。それが納得できたらいと座りますから。後でどうにでもなるという話はしないでください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
助役。

◇八重樫助役 債務負担行為につきましては、過年度分でございまして、また同じようなことになりますけれども、あくまでも今回は補正予算ということでございまして、当初予算でしたら債務負担行為とそれから新しい予算を同一年度で出すことができるのですけれども、一つのルールとしまして過年度分については前年度に補正を行って、そして新しい予算については新年度のところで設定するという一つのルールがございしますものですから、そういうルールに従って行っているわけでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が聞いているのは、助役さん簡単なのです。そのルールの根拠を示してくれと言っているのだから。今あなたが言ったルールの根拠はこういうものがあってこうですと、法律上こうなっていますと。だから補正予算のときに債務負担行為の期間の補正をやるのはこの時期でないとだめですという根拠を示してくれたら、はいわかりましたと座ると僕何回も言っているではないですか。ルールと今言ったでしょう。そのルールの裏づけです。裏づけを、今出す根拠も含めて、法律の根拠も含めて出してくださいと。わからないから聞いているのです、私は。意見を述べているのではないですから。合理的理由があればはいと座るのです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時34分

◇議 長 ちょっと長引くようですので、10分間ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、議案第12号の関係について議事を続けます。

助役。

◇八重樫助役 今調べた結果、法的根拠はございません。ただ、先ほど言いましたルールなのですけれども、一応変更があった場合については議会に逐次報告しながら、これ予算と一緒にございますので、行うということでございます。

それともう一つ、新年度予算にかかわってくる部分がございますけれども、新年度予算書の208ページの債務負担行為の関係でも今まで5年のものを3年にしたこと、当初予算にのせてございますものですから、そういう変更以前に議会にきちっと説明責任を果たして行うということが一つのルールでございますので、そういうことで行ってございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いたずらに時間がかかっていると私も別に長引かせたくてやっているわけでは毛頭ないのでありますが、ただ法的根拠はないと。できるだけ速やかにそういう補正が決まったら議会の方にお知らせをしたいという趣旨なのだと、それがルールだと、こういうことですね。だから、そうだとすれば補正でなぜ出しているのかという問題がまた残ってきってしまうのですが、この辺でここはおさめたいと思いますが、あんまり説得力ある答弁ではないということだけ申し上げて、終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 3 号

◇議 長 日程第 1 3、議案第 1 3 号 平成 1 8 年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 3 号 平成 1 8 年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号 平成 1 8 年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 1 4、議案第 1 4 号 平成 1 8 年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤診療所事務長。

◇東藻琴国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１４号 平成１８年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号 平成１８年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１５号

◇議 長 日程第１５、議案第１５号 平成１８年度大空町老人保健特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１５号 平成１８年度大空町老人保健特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号 平成１８年度大空町老人保健特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１６号

◇議 長 日程第１６、議案第１６号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１６号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第３号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１６号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予
算(第３号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１７号

◇議 長 日程第１７、議案第１７号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別
会計補正予算(第３号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
山本保健福祉課長。

◇保健福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１７号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予
算(第３号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１７号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補
正予算(第３号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 18 号

◇議 長 日程第 18、議案第 18 号 平成 18 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 18 号 平成 18 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号 平成 18 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 19 号

◇議 長 日程第 19、議案第 19 号 平成 18 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１９号 平成１８年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号 平成１８年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで１０分間休憩いたします。

休憩 午後 ２時４８分

再開 午後 ３時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２０ 一般質問

◇議 長 日程第２０、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

７番、坂本一光議員。

◇坂本議員 平成１９年第１回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

合併後１年が経過しようとしているこの時期、この１年を振り返ってみますと、住民生活の利便性の向上が第一の目的であるはずの行政が役割を十分に果たし得たのだろうか、また２年目に向けての体制づくりとして適切な仕事のできたのだろうかと思ひ悩むところであります。現実として役場は一つになったのは事実ですが、それだけで１年が終わってしまったのではないか、そんな気がしてならないところでもあります。合併してバラ色の世界が実現するとは決して想像したわけではありませんでしたが、それどころか少なくとも合併当初は不便さ、窮屈さはあってもそれを克服し、合併のメリットを享受できることになるだろうと想像しておりました。しかしながら、いまだ方向性が見えないところであります。今回の町政執行方針を読ませていただきましても計画を整備することは書かれておりますが、平成１９年度においてもまだ現状を維持するだけとしか思えないのであります。私は、地方分権、地域主権と言われる今の時代、大空町としてしっかりとした目標を掲げ、自立できるまちづくりを目指すべきと考えております。そのためには、町長としてはっきりした目標を町民に示すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

といいますのは、人口８，６００人の大空町として大きなまちと同じようなことはできないはずですから、例えば福祉を優先するとか、教育に重点を置くとか、産業振興に力を入れ、経済発展を目指すとかというような自治体としての個性を発揮すべきではないかというふうなことを申し上げたいわけでありまして。今のままですと少子高齢化はますます進むでしょうし、それに伴い人口減少は免れません。基幹産業である

農業も楽観できる状況にはなく、商工業にしても大きな展望を持ってない、こうした先行き明るい材料は見当たりません。こんな中で生き残り、自立しなければならぬわけですね。大空町ならではの魅力あるまちづくりを考える必要はあるのではないかと、そのように考えるところでもあります。個々の考え方について、それぞれ2点について具体的にお尋ねしたいと思います。

産業振興について。大空町は、農業については生産条件は恵まれているかと思っております。昨今の国の農業政策によって、大変厳しい状況にあります。町長の言われる、まさに転換期にあると思います。そんな中、今までの生産基盤及び環境整備に関する事業は理解するところですが、根本的なところでの転換はどう考えるかお伺いしたいと思います。

商工業についても従来の施策を挙げておりますが、まずは町内での購買の増加を図る必要があるのではないのでしょうか。商工会に対する補助も結構ですが、今民間にすると公務員は安定した所得を得ておられると思います。そういった中、いろいろと風当たりの強いところですが、条例を見直してでも報酬の一部を町内限定の商品券で支給を行政として考えてみる余地があるのではないかと、そのようなことも考える次第であります。町の姿勢として住民に対する評価を得ることは間違いないと考えますが、いかがでしょうか。

また、建設関係について書かれております。一部地域の除雪路線の民間委託については大いに歓迎するところであり、拡大し、全面的な民間委託を望むところでもあります。

次に、福祉についてであります。介護保険法の改正、障害者自立支援法の制定に伴い、いわゆる社会的弱者と言われる人たちに対して非常に厳しい環境にあると言わざるを得ません。こういう人たちに人として生活をしてもらうためには、何らかの手助けが必要であらう、そのように思います。制度の中では行政も行っておりますが、一部民間ボランティアの方々も補っております。基本的には、行政による手厚い手助けが行政としての責務であらうと考えております。制度の中での事業は、執行方針にも書かれておりますが、大空町独自の施策、配慮が必要なのではないかと、このように考えるところでもあります。まちづくりに臨む基本的な考え方にはこの部分は書かれておりませんが、優しさのある行政であってほしい、そのように思います。いかがでしょうか。

次に、一般質問の分に入りたいと思いますが、農業政策についてお尋ねをいたします。一つ目、WTO、FTA交渉等、国の農業を取り巻く環境が大きく変化しております。もし北海道の主要産物の関税撤廃がなされたならば、かなり大きな打撃をこうむるだろう。これは、今の段階でも十分に想像できるところであります。基幹産業として位置づけされている本町の農業に対する影響はどのように考えておられるか、所見をお伺いしたいと思います。

2点目、麦、砂糖、乳製品等、FTA、経済連携協定の中で例外扱いとならなかった場合、本町行政運営における影響はどのようなことを想像されるかお伺いしたいと思います。

3点目、旧町村において合併を推進してきた町長であります。農協との協議はど

のようにされてきたのか、過去のことになりますが、また両町村とも基幹産業である農業の中心組織として農協運営の上での方向性を協議された経過があるのかどうか、またその中であったとすればどのような協議がされてきたのか、改めてお伺いしたいと思います。

4点目、行政区域をまたぐ農協組織ができるかもしれないという状況にあります。農業振興政策上、組合に対しての影響はどのようなことになってくるであろうか、予想できる場所の答えをいただきたいと思います。

以上申し上げて、1回目の質問にしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

合併をして1年と、なかなか先行きが見当たらないということであります。ただいまいろんな計画をつくりながら、その方向性を示そうということで、町民の方についてもそういった意味の不安材料をお持ちのことというふうに思います。なるだけこういったものを早い時期に明確にしていくということが私どもの役割ではないかというふうに改めて痛感しておりますので、今後一層努力をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

また、どこか一つの分野に特化してはどうかというようなこともおっしゃっておられましたけれども、これは私の今までいろんなところで訴えてきた中で若い世代の方々が将来にわたって夢を持てるような、また働いている人たちが元気が出せるような、そして住んでいる方々がその地域で安心して暮らしていけるような、そういうことを目標にしたいということで常々いろんなところで申し上げてきているところでもございます。そういったまちづくりと、結果的には総花的だと言われるかもしれませんが、私は当初一貫そういうような姿勢でもって行政運営、行政経営に当たってまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

まず、産業振興についてお尋ねをいただきました。今大変大きな転換期になっているということで、従来引き続いて事業を継続してきたものもありますけれども、19年度、本年度と言わせていただきますけれども、新しい事業などにも取り組むこととしてございます。一つには、高度農業情報利活用モデル事業ということで、衛星画像の解析により小麦畑の生育状況や小麦の収穫適期が判断できるというような事業を東藻琴地区で実施をしたいというふうに思っております。乾燥コストの削減、穂発芽の低減というようなことで効果があるのではないかと考えてございます。

もう一つは、大きな事業ではありませんけれども、農畜産物の販路拡大調査事業ということでございます。面積が非常に大きい小麦、てん菜、バレイショ、豆類、いろいろそういったものについては非常に外圧といいたし、そういうような状況がかけている状況でございます。地域の農畜産物や加工品、町の特産品を直接消費者の方にお届けするような、そんな事業も今後必要になってくるのではないかと考えて、そういった調査をしてまいりたいというふうに思っております。野菜育苗供給試験事業、これは女満別地区でございますけれども、ブロッコリーの育苗作業を

農家の方々に委託して、計画的に苗を供給するというような仕組みづくりを今回事業で取り組んでまいりたいというふうに思います。

そういう細かな事業とは別に、国におきまして農地・水・環境保全向上対策という事業を本年4月から実施をすることになってございます。本町5地区でこの対策事業に対応してまいりたい、実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。この事業は、農用地や用排水路などの施設の点検、草刈り、土砂上げ、農道の砂利補てん、あるいは景観形成に向けた花の植栽など、そういう地域活動に対して交付金が支給されるものでございます。そういったものにも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

土地改良事業、作物を生産する上での農地の関係でありますけれども、このことについても今後取り組んでまいりたいと考えてございます。東藻琴西部地区担い手畑総整備事業が19年度から着手になります。また、女満別本郷地区経営体育成基盤整備事業、そして藻琴山ろく地区担い手草地整備事業、これらについては新規計画調査を行うこととしてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また一方、福祉政策についてでありますけれども、いろんな分野がありますけれども、介護保険事業を例にとって申し上げますと、平成12年の4月からスタートして6年経過をしたということで、全国で要介護の認定を受けた方々は約400万人を超えたと言われております。人口1億2,000万人ということではいいまして、3.3%強かというふうに思います。当然導入以後いろんな形でアンケート調査などを報道機関が実施をしておりましたけれども、介護の負担が減ったと感じているご家族の方は8割近くいるというような報道もあります。しかしながら、負担と給付の関係で課題も浮かび上がってきております。そのため、昨年の4月に大幅な制度改正が見直されたところでございます。ちなみに、大空町の要介護認定者の状況を申し上げますと、経過的要介護者の5人を含めて316人ということで3.7%になってございます。今回、先ほど言いました4月の改正の大きなポイントは、予防重視型のシステムへ転換をすると、さらには在宅給付と施設給付の公平を図ると、さらに地域密着型の新しいサービスの創設というようなことがあります。当然新しい制度になった中で、先ほど課題と言いましたサービスの提供と負担の問題があります。介護保険料は、実績と将来の見込みに基づいて3年に1度ずつその見直しが行われてございます。65歳以上の方、1号被保険者の方々がお納めいただく保険料というものは、介護保険の運営に係る費用の総額の一定割合ということで決まってきてございます。今回の改正については、一般的な所得の方々については利用料金の増加傾向にあると、これは先ほど言いました施設と在宅の公平化というようなことが大きく影響している部分があるのではないかとこのように考えてございます。一方、低所得者の方々に対する対応も国として進めているところでもあります。ちなみに、大空町の現在、18年からの保険料の基準額は3,100円でありますけれども、旧女満別町はその前2,900円、東藻琴村は3,066円でございます。

また、大きく福祉の内容が変わったものに、障害者の方々の障害者自立支援法が昨年の4月に施行されました。サービスの1割負担ということが実施されたわけでありまして。さらに、10月からはサービスの体系が大きく変わってまいりました。一つに

は、今まで身体、知的、精神の各障害ごとに分かれておりました福祉サービスが一元化されたと。さらに、介護保険制度と同じように、障害程度の区分というものが導入されて、その区分に応じて利用できるサービスだとか時間などが決められてきているというような状況であります。日常生活を支援する自立支援給付と外出時の移動支援や相談業務など地域支援事業というもののサービスにおきましては、ルールにより町が決めることとしております。従来のサービスから利用される方々が不利益にならないよう十分検討しながら利用時間、料金等を設定していこうという考え方でおりますけれども、現実には負担がふえてきている方々もいらっしゃいます。実際に授産施設等に通って働くと、赤字のケースになるということも事例として報告されております。国も当然こういったことを認識しておりまして、19年、20年度に限っては負担軽減措置を設けようということ動き出してございます。こういった中でサービスを利用した障害者の方々の1カ月の負担の上限というものを引き下げようと、さらに非課税世帯の方々は現状の半分にするというようなことの対策を打ち出してございます。しかし、全体から見れば、当然先ほどの介護保険と同じように負担はふえる傾向にあるだろうというふうに考えてございます。現在こちらの方につきましては、障害者福祉計画を策定してございます。さらに、総合計画も今後これらをもとに策定されていくこととなりますので、この中で町としてどのような支援を講じていったらいいかというようなことを十分考えてまいりたいというふうに思います。今までにおいても町独自でやってきた政策というような、事業というようなものもございます。それらを一時期のようにあれもこれもというわけにはいきませんが、どのようなものが使う方々にとって使いやすいかというようなことを考えてまいりたいというふうに思います。優しさのある行政というふうにおっしゃいましたけれども、私は地域づくり、まちづくりというのは、まず愛情が基本にあるものだというふうに考えてございます。そういった意味から、そういう愛情を皆さんが培えるような、そんなまちづくりを福祉政策の中で考えていけるように努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど産業振興のところで一つ、二つ言い忘れましたので、つけ足しをさせていただきたいというふうに思います。商品券をいろんな形で活用して地域内の経済活動に使ってはどうかというようなことのご提言がありました。私自身もそういったことを内部で検討させていた経過もございます。さらに、法的な問題がないかどうか、そういうようなことも含めて検討させてみたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思いますし、いろんな意味での民間への委託ということは今後行政改革の推進大綱や推進計画に基づいて示されてはきますけれども、私なりの考え方もございます。その中で行政改革に反映させていただきながら、順次民間の活力を使わせていただくと、民間委託というものも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、農業関係のご質問もいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。今まさにWTOは中断状況ということではありますけれども、FTAの交渉というものがありまして、経済連携協定の交渉は日本とオーストラリア、平成19年度から本格的な交渉が開始される予定というふうになっております。今後この交渉の

内容、重要品目についてすべてが同じ扱いと、重要品目というようなことにならないような場合には本町においても非常に大きな影響を受けるものというふうに考えてございます。北海道において試算した額は、影響額を1兆3,716億円というふうに試算してございます。同じように本町に置きかえて試算をしてみましたところ、168億円。農業や関連産業含めての影響額でありますけれども、そういうような深刻な状態になるということが予想されるかというふうに思っております。当然行政を運営していく中で、私どものように農村地帯ということではありますと、農業のみならず地域経済に及ぼす影響は非常に甚大なものと、そんなふうに考えてございます。そのことは、当然町の行政運営に与える影響もはかり知れないと、そんなふうに考えております。先ほど言いましたように、仮に168億円と言われるような、そういう大きな影響が出てまいった場合におきましては当然各種税の確保が困難になってくるということが想定されます。今までいろんな形で上乗せ補助してきた助成金や、さらに運営費の助成金など、そういったようなものについて大幅な見直しをせざるを得ないような状況もあるかもしれませんし、片や総合計画など各種計画においていろいろな事業を実施しようとしておりましても、その財源の確保というようなものも難しくなるだろうと。また、職員などにおいても当然定員管理など、大幅な見直しをしなければならないことに迫られてくるだろうというふうに思います。

農業の分野でいいますと、もしそういうようなことになるとすることになれば、産炭地の例ではありませんけれども、新しい農業形態への移行というものも当然考えていかなければなりませんし、さらに地域の新しい産業活動というものを検討していかなければならないというふうに思います。また、行政においては身の丈に合った行政経営をさらに突き詰めていくというようなことが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

また一方、JA合併の関係についてもご質問がございましたので、このことについてもお話を申し上げたい、ご答弁を申し上げたいと思います。農協におきましても非常に規模の拡大による経営の合理化、さらには物資の安定な供給と、生産物をまた逆に高価に販売できる組織へということで、金融面も含めて生き残りをかけて合併や広域化というものを求めていくような傾向になってきているかと思えます。私どもの地域におきましては、当初大空町の誕生以前から美津地区の4農協の合併の検討がなされ、平成16年には正式に合併検討委員会を立ち上げる段階になっていたようであります。さらなる広域化との意見がありまして、オホーツク網走農協も含めた組織づくりも検討されたというふうに伺っております。しかし、美幌町農協や津別町農協がそれぞれその枠組みから離脱をされ、その経過を経て今年の春に女満別町農協、東藻琴村農協、オホーツク網走農協の3農協による網走大空地区JA合併検討委員会が設置をされたと。合併検討委員会につきましては、計6回開催をされていたところでありますけれども、昨年12月の女満別地区における懇談会で組合員の総意というようなことを反映して、女満別町農協が合併検討委員会から離脱をするというような経過になっているというふうに認識をしております。これら一連の経過につきましては、会合などの折に農協の組合長さんからお話は承っておりますけれども、具体的な協力だとか支援というようなことについてはなかったというふうに記憶しております。

農業者の出資による相互扶助の組織として非常に独立性の強い経済団体であるという
ようなことから、経営事情によりそういったことについてご判断されるのがまずは第
一であろうというふうに思っています。今後もいろんな協議や検討がなされる
ということであります。農業の振興を図る上から、また地域の活性化を図る上から、私
どももそういったことに無関心ではいられないということもありますので、いろんな
ところでお話を承ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、離脱をした結果、東藻琴村農協とオホーツク農協がこのまま合併をするとい
うことになると、一つの行政区域に二つの農協が存在するということになります。
今までも一つの地域に二つの農協ではありますけれども、さらに行政界をまたぐとい
うようなことから、今までの対応とは異なるような、そういう課題や影響も出てくる
のではないかとこのように思っております。今後合併推進委員会に移行するというこ
とで聞いております。その中で具体的な事務のすり合わせを行うというふうに聞いて
ございますので、その中でもう少しその状況、影響というものがわかってくるのでは
ないかというふうに思います。基本的なスタンスといたしましては、そういう行政界
をまたぐ農協の組合員の方々であっても大空町の町民であると、さらにその地域は大
空町の地域であるということに変わりはないわけであります。そういうような
視点を持ってこれからも対応していくことが必要というふうに思っておりますのと同
時に、今回行政界をまたぐような形になるということから、そういう形ができ上った
場合には関係2市町と、さらに2農協、そのほか農業関係機関で構成する協議会な
どをつくりながら、必要に応じていろんな立場の段階で協議をしながら今後の農政活
動を進めていくことが必要ではないかと、そんなふうに考えてございますので、ご理
解を賜りたいというふうに思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきますと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろお答えいただきました。やはり財政が逼迫している中での予算作成
に当たられたというような部分がこの執行方針の中でかいま見えるというのが私の感
じなのですが、住みやすいまちづくり、これはよくわかるのですが、すべての分野でそれなりに
ということになりますと、これほど財政的に逼迫している中
でしたら、全部中途半端になっていくような気がするのです。ですから、いろいろ予
算配分にご苦労はされた結果なのですが、財政状況に合わせながらどちらかに、
例えば3年なり5年なりのスパンで取り組む事業をある程度限定していく、ほかのこ
と全然手つけないわけではないです。最低限度守られることはやっていくけれども、
ある程度のまとまった予算を使えるような工夫がある程度されていくべきでないか
というように感じがしているわけです。住民の中にはいろんな分野のいろんな人たちが
おりますから、急にそういった人たちの手当てがなくなると大変心配される方も多
いかなと思うのですが、やはり財政的に大変なのですよということは皆さん知って
おりますし、不幸にして財政再建団体入りした夕張市のニュースがもう毎日のように流
れております。それにつきましてもいろんな住民としての勉強する機会がたまたまこのごろ

多いわけですから、そういった部分では大空町としてのいろんな工夫の面では理解をしていただけるのではなかろうか、そのように思います。がしかし、福祉ですとか教育ですとか、これは休むということにはなりませんので、これはやはり手厚い手当てというのが必要になってこようかと思えます。若い元気な者は、何とでもそれなりに工夫なりある程度の苦労はできるというか、体力がある間は余裕があるかと思うのですが、高齢者の方ですとか子供さん、また障害者の方なんかでしたら、これはもうそういった体力は持ち合わせていないものですから、そういったところは手厚い手助けというのはやはり考えていかなければならないと思えますが、ほかの、たまたま最近指定管理者制度等々でいろいろ民間に委託しながら、行政の持っていた部分を、経済的にも少しずつ回る仕組みはできてきましたので、そういった面ではいろいろ商工業者の方にはそういったものだとか、ご自分で努力をしていただくということは、これはお願いしなければならぬことなのではございますけれども、そういったことをこれから作成されるであろう総合計画の中にもいろんな形で反映させていくようなことがいいのではないかというふうに考えるわけです。

それからまた、行政改革も総合計画の中では大事な要素になろうかと思えますが、今やらなければならないこと、今行政体をスリムにするですとか、お金の使い道を工夫するですとか、そういったものを今の時期本当にやらなければ自治体として成り立たないということが、ほかの自治体もそうかもしれませんけれども、大空町だけ見ますとやっぱりもう目前に迫っているのではないかと思います。そういった中で、いろんな観点から行財政改革という面に反映をぜひさせていただきたい。そういった行政の努力が住民にも理解されて、この提案説明の中にも書かれておりますまちづくり基本条例なんかのときには、住民の理解がなければ進まないわけですから、そういったところにも住民としての理解を、また協力も得られるのではなかろうか、そういうことにつながっていくのではなかろうかと思えますので、ぜひそういった方向性も考えに入れながらやっていただきたい、そのように思います。

それから、福祉もさっき言いましたけれども、給食サービスなんかを一つ例にとってみましても、今、週3回でも、それでもやっぱり大変な人はいるのです、高齢者のひとり暮らしなんかでしたら。そういったことは、大空町の決めということで、一律ある程度の決め事に沿ってやることは必要なのかもしれませんけれども、ある程度柔軟な対応をしていただきたいというふうにも考えますし、また障害を持たれている方については、障害者自立支援法なんかに、あちこちで障害を持たれる方の父兄の方の集まりができていたりしております、軽い方に限りかなり経済的な負担が大きいというような話も聞いております。そういったことで、それは自治体独自での対応が必要なのかなど。いろいろ国の見直しが予定されているとはいっても、まだ確定したわけではありませんので、そういったところの配慮もぜひお願いしたい、そのように思います。

また、商品券についてはいろいろ検討をしていただけるというようなお考えも聞かせていただきましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

やめます。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、総花的とならないでももう少し絞った方がいいのではないかということで、いろいろ各般にわたって言われましたけれども、結果的に私が思いますのは、そうやって坂本議員の施策といいましょうか、思いを実現しようとしていくと結果的にはまた総花的になってしまうのかなと、そんなふうにもちょっと感じていたところでもあります。産業分野も、また福祉も教育もということではありますと、当然いろんなところでそのことについて触れていかなければならないと。ただ、今回町政執行方針という形で書かせていただいたときには、金額の少ないものも多いもの、今までよりも減じたもの、さらに増額したものも含めてすべて1枚のペーパーの中にはこんなことも取り組んでいきます、継続でありますけれどもとか、さらに今までよりも力を入れてというようなことで書かされています。そういうことからすれば、そのペーパー上の中ではめり張りの部分というのはなかなか皆さんにお伝えし切れない部分があるかというふうに思いますので、そういったところについてはこれからの予算の審議の中でいろいろとお尋ねを賜りたいというふうに思っています。決して最初からすべてシーリングをかけて事業費等が何%とかというようなことはした覚えはありませんし、なおかつ私の政治姿勢の中で今年度についてこういうものについてはあえて予算措置をしてほしいというようなことで、その芽出しのための予算というようなことで思うところにそういう動き出せる予算というものを指示してつくったというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、いろんな意味で弱い立場の方々というのでしょうか、そういうような方々に配慮をしていかなければならないということは間違いのない事実だろうというふうに考えています。

また、給食サービスについても町がこうやって決めたからこのとおりやるのだと、社会福祉協議会の方でこんなようなことということで決まったことをそのままずっと継続していくということではなくて、常にご要望にこたえながら、その回数が本当に足りないのであれば、さらに回数をふやす努力、ただ供給をする側の実情もありますので、すべてが一時期に全部解決できるということではありませんけれども、そういう努力というものは常に持ち得ながら対処をしていきたいというふうに考えています。障害者の方々についても同じような考え方でおります。例えば障害の方々の町独自の施策ということではありますと、重度心身障害者の医療費の助成事業ですとか、障害者の交通費の助成、さらには住宅設備改造の補助事業と、それから障害者の福祉職親のモデル事業と、こういったものも国から示された単に地域支援事業だけではなくて町として独自に取り組みをしながら、その地域の中で手の届かないような国一律のサービスではなくて、こういうようなものもさらに充実をさせながら施策を展開してきているところではありますので、今後ともこういうようなことについては取り扱っていいでしょうか、対応してまいりたいというふうに思います。ただ、国の制度の上乗せ的な補助というようなことになると、お使いいただいているの方々についてはなかなかそれが国の制度なのか、さらに町の上乗せがあるのかというようなところはわかりづらいような部分があるかと思います。そんなことで、これから私ども

のやっている仕事を町民の皆さんにご理解いただくようなことも頑張ってやっていきたいというふうに考えてございます。

また、行財政改革につきましては、今策定で大変ご苦労いただいているところではありますけれども、当然出てくる方向性として間違いのないようなものについては今年度の予算の中などでも既に取り組みさせていただいているものもございます。そういった中で今合併をした組織ということでいけば、非常に急いでほかの市町村と同じような体力といいましょうか、がたいに持っていかなければならないというようなこともありますので、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、商品券の関係でありますけれども、商品券とは少し違いますけれども、先日女満別地区の商店会の方々が発行しておりますあおぞらスタンプにおける公共料金の納入等についてご検討いただけないかというようなことも課題として預かってございます。そういったものもあわせて取り扱いができるような形で今検討を進めております。単純にそのことをお金として扱うということではありませんけれども、あるルールの中でそういう対応ができないかというようなこともあわせて地域の中でそういった経済効果が出てくるような、そんな取り組みについても検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 もう一点だけ福祉の関係でお伺いしておきたいと思います。

地域包括支援センターの部分なのですが、軽度の介護認定の方ですとか要支援ですか、そういった方々の人数的にふえているというような現状ではなかろうかと思います。そういった中でその支援センターのカバーできる部分といいますか、対象者がふえていく中できちんとその中でカバーできているかどうか、これからどのように考えていくのか、その辺 1 点だけ改めてお伺いしておきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 地域包括支援センターにつきましては、従来の在宅介護支援センターの機能というものは持って地域包括支援センターに来たわけでありまして、先ほど言いましたように、予防重視というようなところに国の考え方がシフトしてきているということで、当然介護保険のケアプランの作成ですとか、そういうようなことももちろんでありますけれども、予防のところにおける対応をしていかなければならないというようなことで考えてございます。ただ、実際にはそこに張りついた職員だけではいろんな予防を重視していろんなことを活動をやっていくということではなかなか難しい面があるというふうに私は考えております。そういった意味で地域の中からそういったご協力をいただけるような方々をいかに発掘をしていくか、さらには予防活動を行うときに自主活動として行える部分と、さらに職員が行って、そして対応しながら行う部分と、そういうようなことも今後広がりを持たせていくためには必要ではないかと。そこが予防を全町的に進めていくための大きなかぎではないかと、そんなふう

に考えてございます。そんな中で地域包括支援センターがきちっと機能を担いながら、そういう活動を展開できるように今後も努力してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 次に、農業の政策についてお伺いしたいと思います。

大空町としての試算が示されたところですが、大空町としては168億円ですか、こういった大きな数字、今の農業生産額の約倍の数字になっているかと思います。金額的にはそうなのですけれども、ただ本当はこれ例外扱いしてもらえると、これが一番いいのですけれども、やはりオーストラリア側のいわく、アメリカとのかつてのFTAの交渉のときには砂糖だけ例外にして、それがかなり平たく言えば失敗したというような感想を持っているのだそうです。ですから、日本との交渉の中ではもう絶対譲らないというようないろんな関係の報道がされているところでもありますし、また国の経済財政諮問会議のメンバーの経済界の代表の人たちは、これは例外なく取り扱うべきだというような考え方も新聞報道なんかではされております。その中でいろいろ農業関係の団体の方もオーストラリア側の要人と、日本の場合には特別配慮を願いたい、例外扱いをお願いしたいというような事情を説明に行っているようなのですけれども、やはり片や完全撤廃しても構わないよというような、同じ国でそういう言い方しているものですから、非常に我々にとっては不安なことでもありますし、北海道全体、先ほど金額も示されたかと思うのですが、1兆3,000億円、1兆4,000億円というような数字もありますし、失業からいくと375万人ぐらいの失業者が出るだろうみたいな試算もされている現状なのです。ですから、これは我々が直接タッチできない、末端で反対の運動行動を起こす程度のことしかできませんし、また陳情、要望程度の運動しかできない今立場にいるわけなのですけれども、こういったことは大空町内においても消費者の方々、全町的にやっぱり理解をしていてほしいなというふうに我々は思っています。いろいろ報道されていますから、生産者も消費者も含めた中で日本国民が全体にということになればいいのですけれども、なかなかいかんせん農業人口も減っておりますし、自給率そのものも余り関心がないというのが今の国内の状況だと思います。一番影響のあるのが北海道、それから東北、九州であろうというようなことも言われている中で、何とか阻止、例外扱いをしていただけるように望んではいるのですけれども、やはりこれは何ともなりません。ですから、これ仮にそうなった場合、大空町の農業ばかりでなくて、これ北海道全部で考えなければならないことなのでしょうけれども、やはり大きな方向転換をしなければならないのではないかという、そんなようなことを思っております。そういうふうになれば、食糧の自給率が12%ぐらいになるだろうというような試算もありますから、いつまでもそういった状況が続くとは考えられないというふうに希望的観測は持っているのですけれども、やはり何年かそういった当分の間はそれに耐え忍ばなければならない時期があるのではないかというふうに予想するわけです。そういった中で行政としてもやはり大きな打撃が、影響があるだろうというような中で、とりあえずは大空町が、

全部、全地域、どここのまちもそういった共通の悩みを持っているはずですから、早目に広い範囲でもいいですから、地域の農業の将来像といいますか、方向転換をした場合の生き残りのすべみたいのを、関係機関なりいろんなところでの研究会なりなんなりを早く立ち上げる必要があるのではないかというふうに考えています。国なり北海道の指導を待っている場合、そんな時間的余裕がないように思うので、そういったことも考えるわけなのですが、その辺についてどういうお考えをお持ちか伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今ご指摘のとおり、国内では一部地域の問題だというようなことから、例外品目をつくるべきでないという国内の意見があるということも承知はしております。昨年12月に議会におきましても日豪FTAに関する意見要望書というものの採択がされておりますし、職員等も含めて2月には署名活動なども行っているところでもあります。そういう中で農業者の方だけではなくて、それ以外の職種の方々にも地域的な大きな影響が出るということで、十分この内容について関心を持ってもらいたいというようなことを考えておりまして、他の市町村でも実施しております、農業者の方々はもちろんですが、それ以外の町民の方々も含めた勉強会、集会というようなものをまず開催をしていきたいというふうに考えてございます。また、先ほど168億円、総生産額の倍ということでありますけれども、今東藻琴地域、女満別地域を合わせますと大体150億円程度の農業総生産額になるということでご承知おきをいただきたいと思います。生き残りのすべを考え、早い時期に広域プロジェクトというようなことのお話もありました。確かに行政報告で申し上げましたように、広域で取り組まなければならないプロジェクト、そういうものの課題を絞って地域として道も入った中でその対応策というものを考えていくべきでないかということで、総論的には賛成ということで、その項目を絞ってみようというような話にもなっております。ただ、今回の地域農業の今後のあり方、例外品目がなくなった場合の対応ということで、それについて早急に立ち上げるということも当然考えとしてはあるのかもしれませんが、私どもは例外の扱いにさせていただくということをまず最重要にしていかなければならないのではないかと。例外規定がなくなったことを見越してプロジェクトを立ち上げたということであれば、準備は万端かというようなことでとられてもまた困るのではないかなと。一方では、当然こういうことについて考えていかなければならないとは思いますが、今日の前に迫った中での地域としての対応ということであれば、そういう一部の国内にある例外品目がなくてもいいということの声を払拭して、地域の声が日本国内の全体の声となるような、そういう運動を展開していく、そういうことが今の中では優先順位としては高いのではないかと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ぜひ、我々も一生懸命やらなければならぬと思いますし、やろうと思っておりますし、そういった折にはいろんな面からのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

あと、農協合併の関連の話なのですが、これいろんな関係機関とちょっと協議をする場所をつくるというような話先ほどいただいたのですが、出荷先が農協になると思うのです。農畜産物の出荷先というのが農協になりますと、農協の本所にお金の流れ込むと思うのです。同じ大空町の住民だから、一生産者だからといって大空町の収入と言ったらおかしいのですけれども、やっぱり金銭的な面でもかなり影響が出るのではなかろうかと、そのように予想もされるわけです。恐らく予定ではことしの10月、来年の2月1日には合併というような運びの話は聞いておりますけれども、やはり極力そういう形にならないような方策もとって、なるならないは別にしまして、行政としてやはりそういった農協の存在ということについては両地域の生産者にとって決して得にはならない、大空町にとっても得にはならないことだと考えるわけなのです。そういった面での行政の立場として、やはり経済団体ではありますから団体は違いますが、農業振興政策なんかの面でもいろんな網走市と大空町との違いはあるでしょうから、そういった面での同じ大空町に住みながら違う農業政策のもとで生産に励むということになるということも極力避けるべきではないかというふうに単純に考えるわけです。そういったことでのお骨折りをぜひお願いしたい、そのように考えるところです。その辺についてのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回は農協のということでありましてけれども、例えば漁業協同組合などは、住んでいる場所と自分の網を上げる海域とが例えば少し交錯しているというようなことで、私の妻が佐呂間出身でありますけれども、佐呂間にお住みでありながら常呂の漁協に加入している方が約半数近くいるというようなこともございます。それは、極端に言いますと、軒を並べている3軒のうち1軒置きに違うというようなことでもあるようであります。今回、新しい合併推進委員会が4月には立ち上がるというふうに聞いてございます。その後10月には合併総会、2月1日を目標として合併というような段取りに従来の状況からいくとなっていくのではないかというふうに思います。当然いろんな形で女満別町農協、それから東藻琴村農協とは今後も十分情報交換をしながらお話を承っていきたいというふうに思います。その中で両農協がどのようなお考えを持ちながら今後進んでいこうかという、そのようなお考えを持っているかということを第一に考えながら、今おっしゃられましたことについて考えてまいりたいというふうに思います。やはり非常に独立性の強い機関というか団体でもございますし、なおかつ経済団体というような、そういう側面がございます。そういうことでありますれば、当然その組織の意向というものをまずは第一に考えていかなければならないのではないかと、そんなふうに思っているところでもございます。両地域のいろんな農業者の方々から、私にも公私問わずいろんなご意見を賜う機会があります。そういった中にも議員がおっしゃられたようなご意見を言われる方もいらっしゃると思います。

れども、町としての立場とすれば、まずは両農協の意向を十分尊重させていただきながら、その考え方に基づいて対処してまいりたいと。当然いろんな形での支援や協力やいろんな要請というものがあつた場合については、当然前向きに考えてまいりたいと、両農協の申し出については考えてまいりたいというふうに思っておりますけれども、そういうようなことで対処してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。

ここで本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時08分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、一般質問を続けます。

次に、4番、植田泰弘議員の一般質問を許します。

◇植田議員 平成19年第1回定例会において、通告に従い、一般質問をいたします。

先ほど同僚議員による全体的な農協、農業政策について質問されたわけでありましてけれども、19年度の農業は大きな転換期に向かっております。以降大変な時期に向かいますので、違った角度から私も質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

農業振興について。平成19年度は、農業者にとって変革の年になると考えるわけですが、農林水産省は経営所得安定対策等大綱を打ち出しましたが、このことは執行方針にも述べられているところであります。その内容を聞きたいと思ひます。

また、年々農産物価格が下がっている中で新規高収益作物、施設園芸の導入は今後の農業経営にとって欠かせないものであると思ひているところであります。そこで、道の駅に併設されています農業用温室の利用状況についてお聞きします。

次に、農協との連携であります。耕種の生産が多い女満別地域と畜産の多い東藻琴地域が一体となるメリットを生かして土づくりに基本を置いた耕畜連携や複合経営を推進していきます、この文は合併協議会において新しいまちづくり基本方向に載せられた一部であります。しかしながら、現在2地区にある農協は、合併において東藻琴農協はオホーツク網走農協へ向かい、女満別農協は離脱と、それぞれの立場で進んでいる中で両農協の生産高は、先ほど町長も言われておりましたとおり、およそ150億円と言われております。このことは、地域の活性にとって重要な役割を担っているところですが、このことを踏まえまして町としての対応を聞かせていただきたいと思ひます。

合併から1年経過と今後の方策についてであります。全道で一番小さな合併として大空町が誕生したわけではありますが、私は以前にも田舎の小さな町として形が残ることはよいことであると、そのように考えを示した経過にあります。町長も同じ考え方で私は受けとめております。そのような中でこの1年間は、合併2年目に向かってどのようなステップを踏まれてきたのかお聞かせ願いたいと思います。

また、今後の行財政のあり方ではありますが、現実的に考えますと、大空町は小規模団体同士の合併によりまして8,600人の町としては近隣町村にない142億円の地方公債を抱えていると、これは体力以上の地方公債であるというふうに考えざるを得ないと思います。そのためには、実質公債費比率の抑制が健全化の前提条件であることから、今後の見通しは立てておくべきではないだろうか、というふうに考えるわけでもあります。一方で一般予算の削減が行われていますが、このことについても予算額が幾らなら適正と示していく必要があるのではないのでしょうか。さらに、地域の活性化は合併後町長もいろいろと考えてこられているようですが、聞かせていただきたい、というふうに思います。

次に、町民に対しての情報提供のあり方についてですが、私は何度もこの質問をするわけではありますが、なかなか町民との情報の共有というのは難しいというふうに私自身実感しております。しかし、このことを充実させることにより、対話と協働が生かされるというふうに考えておりますので、またこのことに対して町長に質問させていただきたいと思います。

以上、1回目の質問をさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 植田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、農業振興についてでございます。平成19年から始まる政策がたくさんございます。これは、経営所得安定対策等大綱に基づくものであります。一つには品目横断的経営安定対策、そしてもう一つは農地・水・環境保全向上対策、さらに米政策改革推進対策という三つから柱が成っております。品目横断的経営安定対策は、一定規模以上の担い手の方々を対象として所得補償制度というふうに言われております。従来品目ごとに補助金を交付してきた農政から大きく転換をするものでございます。次に、農地・水・環境保全向上対策というものは、地域にある農地や用排水路等の資源を大切な農山村の地域資源と位置づけて地域ぐるみで保全をしていくと。農地・水・環境保全向上対策は、そういった意味から地域活動に対する補助というような性格のものでございます。さらに、米政策改革推進対策でありますけれども、これは従来行政が担ってきた生産目標数量の配分等、そういったものを生産者や農業団体等が主体となってそういった需給調整に取り組むというようなことであります。これに向けて円滑な移行が求められているところであります。さらに、あわせてこの3本の対策のほかに家畜排せつ物や食品残渣物、もみ殻などを利用したバイオ燃料の実用に向けた技術実証のバイオ燃料の利用対策というものなども大綱の中に含まれております。

さらに、新しい農業の形態のあり方を考えた中で高収益作物の導入が必要であろうというようなご質問をいただきました。道の駅にある農業用の温室の利用でありますけれども、この温室整備は平成12年度に新山村振興等農林漁業特別対策事業によって新たな栽培技術の試験研究の場として2棟整備をしたところであります。現在までは道の駅の周辺の花壇に植え込む花の育苗、さらには平成16年から18年度、この3年間は女満別農協と共同で水田転作を進めるための導入作物、トマトやアスパラでありますけれども、こういったものの育苗管理をして農家に提供を行ってきたところでもあります。また、全町的に運動を展開しております花いっぱい運動で空港線の道路や各公共施設に植え込む花の育苗もこのハウスでもって対応しているというような状況でございます。

さらに、農協合併の関係でありますけれども、今までといいましょうか、現在町内には二つの農協組織があり、農業関係制度の導入や基盤整備等の設備など、行政と農協は多くの場合連携をして地域農業や地域社会の活性化のために取り組んできている状況にあります。地域社会、また農業を考える上で農協との連携というのはこれから不可欠であろうと、そんなふうと考えているところでもあります。今後行政や農協、農業者、さらに関係機関の方々と連携を深めていくことがさらに重要になってくるというふうに思います。農協合併にかかわる経過につきましては、先ほどの坂本議員のときにも申し上げましたので、省略いたしますけれども、今後はさらにそういった中で意見交換をする場、意思の疎通を図っていくということがより重要になるであろうと。それは、1カ所であるということではなくていろんな段階で、トップの場合もありますし、事務的な場合もあるし、さらに農業者間もあろうかと思えます。そういう中で、より意思の疎通をしっかりと図りながら、その地域のもう少し広域的な意味も含めてこの地域の農業をどうするかというようなことについて意見をしっかりと交換をして方向性を導き出していくような、そんな機会が必要ではないかと、そういった機会を行政主導の中で制度化していくことが必要ではないかと、そんなふうと考えてございます。新町建設計画の中に耕畜連携のプロジェクトというようなものもあります。そういった中でしっかりとした耕種作物と、それから畜産、酪農などが結びついた、そういう地域づくりをやはり目指していかなければすそ野の広い安定した農業は得られないと、そんなふうに思っておりますので、そういったことを図る上でも今まで以上に十分連携をとる必要があるのではないかと。その中で地域の農業、ひいては地域社会そのものをしっかりとした形で導いていけるように努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、合併から1年ということでもあります。この1年間、実際には行政の中ということが多いのは否めないというふうに思いますけれども、合併協定書の内容に基づいて事務事業の調整を進めてきたところでもあります。具体的な事務処理のルールづくりを進めてきた1年間であったと思います。新町として策定、制定しなければならぬ総合計画を初め各種計画の策定準備や策定作業というものに奔走してまいりました。また、町の木、町の花の制定、さらには地域審議会に代表されるような各種審議会や委員会の立ち上げ、また合併時まで統合ができなかった各種団体との調整、そういう意味で大空町の基礎づくりをした1年であったと、そんなふうにも思います。

また一方では、大空町としての町民の方々の意識の融和を図ることが大きな使命でありました。地域の住民の方々が参加したり交流したりするいろんなイベント、各種スポーツ大会ということで相互にいろんな方々が交流し合う姿を見させていただきました。まだまだ十分とは言えませんが、少しずつ融合が図られてきているというふうな感じも持っているところでございます。

今後でありますけれども、着手したばかりの総合計画の策定、これを早急に進め、そこに行政改革の取り組み、まちづくり条例のあり方の検討、そして事務事業、人事評価制度の導入と、そして財政の健全性を増すための取り組みというものを行いながら、町民の皆さんが将来を見たときに大空町はこんなふうになっていくのかなというようにことが展望できるような取り組みを進めてまいりたいと思います。まだまだ額的には不十分でありますけれども、そういった意味でいろんな動きを平成19年度は行っていききたい、そういう種まきの予算に配慮したつもりでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

一方、ご心配をいただいております負債の残高が高いということに伴う実質公債費比率でありますけれども、旧女満別町においては平成16年度以降地方債の発行額を当該年度の元金償還以内に抑えるということの努力をしております。旧東藻琴村につきましては、それ以前からそういうような状況に転換されてきているというふうに思います。大空町としての償還のピークにつきましては、平成17年度でございまして、今後とも単年度では正直無理な年度もあるのかもしれませんが、中長期的なスパンとしては基本的に元金の償還以内に借入れを抑えるということを進めてまいりたいと思います。ただ、簡易水道事業などのように、管路の整備を計画的に進めてきているものもあります。元金償還が始まる、そういう起債が生じてまいります。また、18年度から土地改良事業に係る負担すべき債務が新たに返済が始まったというようなこともございます。実質公債費比率というのは、当該年度の前年から3年分を平均しております。そういった意味では、単年度極端に、急激に下がったといってもその数値が急激に下がるというものではございません。また、前回示しました22.7%というのは17年度決算までというふうに考えてございます。18年度の決算、そういったものが入ってまいりますと19年度において発表される計数については若干上がるのではないかとこのように思っておりますけれども、長期的には特別会計も含め、当該年度の元金以内に抑えながら、そして特定財源の確保を図りながらそれを下げていく、そういうことを努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。さらに重要なことは、計画的な繰上償還なども十分検討していかなければならないというふうに思います。国は、平成19年度から3カ年間に限って国の制度で貸し付けた地方債のうち5%以上の利率のものについて補償金なしで繰上償還をする制度というものを創設いたしました。これを実行するためには、財政の健全化に向けての計画を樹立しなければなりませんけれども、そういったものを樹立しながら繰上償還をするということも考えてみたいというふうに思っております。また、基金がございまして、そういったものを活用した中で繰上償還が図れないかということも考えてみたいというふうに思っております。そういう中で、この実質公債費比率の数値を下げていくということに努力をしてまいりたいというふうに思います。

また、適正な予算規模についてのご質問がございました。これという明確なものはございませんけれども、いろんなものを見た中で、一つには交付税の算定に用いられます基準財政需要額というものがございます。これは、標準的な水準で必要な経費というものを算出したもので、自治体が現実に支出する額ではなくて、仮想の自治体をつくって、その中で各行政分野において妥当な経費と考えられるものを幾ら幾らと、それを積み上げた結果というものでございます。大空町の平成18年度の基準財政需要額というものは、43億8,000万円程度となっております。もう一つ参考となるものとして、類似団体別市町村財政指標というものがございます。この類似団体別財政指標でございますけれども、全国の自治体を人口規模や産業別人口、そういったものの割合で分けて、全部で75区分に分けてございます。そういった中で平成16年度の決算でありますけれども、それに基づく数値を見ますと、大空町としてあった場合、所属する区分から9団体を選定して分析をしました。その場合の歳入総額の平均でありますけれども、48億7,500万円というようなことであります。しかし、この類似団体の平均的な行政区域の面積は73平方キロメートルと、本町の343平方キロメートルよりもかなり小さいと、さらに冬場の積雪が少ないなど自然環境などの違いもあると、過去に整備した事業の起債償還額の違いというものもあるということで、これも一つの参考というふうに考えております。

もう一つは、道内の8,000人規模の人口を有する町村の予算額を見ました。道内の8,000人規模の市町村は、我が町のほか足寄町、弟子屈町、広尾町、池田町がございすけれども、そういったところの予算額を見ますと、約52億円から78億円の一般会計の予算規模でございます。いずれにいたしましても、どれが正しいということではありませんけれども、私が直観的に思っておりますのは、我が町の実力とすれば50億円台の予算規模ではないのかなと、そんなふうに考えているところでございます。

また、地域活性化ということで、予算の中では財政的に苦しいということで、単に経費を削減するということだけでは住民の方々のやる気というものはうせてくるのではないかというふうに思います。いかにまちづくりに皆さんが参加をしていただけるか、さらにどんな事業が展望できるのかというようなことでいいますと、総合計画を早くまとめる必要がありますし、まちづくり基本条例というような形のものをつくりながら、住民の方々がまちづくりに参加する、そういう仕組みをなるべく早くつくっていくことが重要ではないかと、そんなふうに考えてございます。

また、情報提供のあり方でありますけれども、現在は広報大空や掲示板だいち、町のホームページ、またふれあいトークなどでいろんなお話をさせていただいているところでございますけれども、新たにといいましょうか、少し制度化してきちっと考えてみたいという中の1点は、これからいろんな施策等を実施していくわけでありすけれども、町民の方々に深くかかわる、そういった事業、施策等については、まずその案の段階で公表して、その案に対して広く町民の皆さんから意見や情報をいただく機会を設けて、その出された意見等を十分考慮して最終的な意思決定を行う、いわゆる意見公募制度、そういったものの導入を検討していきたいというふうに思っております。

もう一つは、各自治会に行政とのパイプ役を担う地域担当職員を配置ができないだろうかというふうに考えてございます。行政から地域への情報提供、また逆に地域から行政に対する意見というものを吸い上げると、行政への参画の促進というところにも誘導できればいいなと、そんなふうに考えているところであります。そういったこと等を考えながら、それらのものをまちづくり基本条例、仮称でありますけれども、そういった中に位置づけしていくことがいいのではないかと。そういう中で住民との情報共有というものを図ってまいりたいと、そんなふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、農業振興についてなのですが、品目横断的経営安定対策、それと米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策というような3本の柱がありますというようなお答えをいただきました。農地・水・環境保全向上対策については、主に我々本郷、住吉、豊里と3地区が今まさに自治体ぐるみで取りかかろうというようなことになっております。本日もこれが終わりましたら、聞き取り調査ということで集まるようなことにはなっておるのですけれども、そんな中でこの本町の農地・水・環境保全向上対策に対する地域設定の考え方というのをまず聞かせていただきたいと、そういうふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回5地区でこういうものを実施したいということで考えました。今回の農地・水・環境保全向上対策、その対象地域といたしましては、まず用水路や排水路など保全管理などを必要とする、そういうところが他の地域に比べて多いと、さらに農家の皆さんが日ごろ行う通常の維持管理作業だけでは十分に対応し切れない、そういう施設を有する地域ということを考えましてこの5地区を選定いたしているところであります。具体的には、本郷地区、住吉地区、豊里地区、末広地区、中央地区ということで考えてございます。全町という考え方もないわけではありませんけれども、各種農業農村基盤整備と同じように地区を設定しながら、その中の先ほど言いました農道や用水路、排水路、そういったものの整備というものを順次取り組んでいきたいというような観点から、農協などとも相談をしながら、19年度からのスタート時においてはこの5地区で実施をしていきたいというところに達したわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 農業振興について全般的に、申しわけありません、ふなれで、質問させてい

ただきたいというふうに思います。

今地域の設定のあり方ということを知られたわけでありますが、今まで農業政策といたしましてはトレーサビリティであるとかポジティブリストだとか、食の安全というようなことで農業者が大変な努力をしまして農産物を提供してきたというような経過にあります。これは、今後とも続けなければいけないというようなことでありますけれども、今回は自然循環機能を維持増進するというようなわけで、言いかえればもう自然はお金で買う時代というふうになってきたのかなというふうに感じるわけであります。そんな中で来年行われるサミットは、北海道が有力だというような話が来ております。これについても温暖化であるとか環境の問題が主的な話し合いになるだろうというようなことで、北海道が最適であるというような方向に向かっていくというようなことも聞かれております。そんな中で、今これは農業者だけの問題ではないのでないでしょうか。我々が農地、水、環境を取り組むと同時に、本町でもやはり環境の問題に対して啓蒙していく必要があるのではないかと、そういうふうに感じるところであります。また、新規作物というようなことになると、先ほど町長がお答えいただきました、環境を考えたときに石油から次のエネルギーに移行するバイオエタノール、牛のふん尿であるとかそういうことのみならず、作物から燃料を取り出すというようなことが近い将来北海道では担われてくるのではないかとというようなことも想定されるわけであります。石油は、あと二、三年たつとピークを迎えて下がっていくというふうに言われております。このバイオエタノールの時代が来るのは、大体20年近くたってからというようなことも言われておりますけれども、環境がどんどん、どんどん急速に変わっていくということになりますと、意外と早くこういうような取り組みをしなければいけないのかなというふうに考えるわけでありますので、その内容をもう少し、わかる範囲でよろしいですけれども、お答えを願いたいと思います。

続いて、品目横断的安定対策についてですが、これに対しては農業者は所得が下がるというふうにだれもが認識しているわけでありますが、それに伴って野菜だとか高収益作物、それから施設園芸等をやはり取り組んでいかなければいけないという中で、先ほど温室の利用ということを知ったのですが、花の育苗、それから農協と共同して温室の利用をしてきたという中で、もっと一步進んだ形の中で、まず農家が気軽にあの温室を利用できるというような体制づくりができないのかなというふうに思うわけであります。また、一步進めていくと、普及センターの協力をもらいながら、温室のみならず露地での栽培試験が行われて、そのノウハウがすぐさま農業者に伝わっていくというようなシステムがあの温室を中心にできないものかなというふうに自分たちは考えるわけでありますが、そこら辺についての考え方がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

また、農協との連携ということにつきましては、坂本議員より合併のことについて質問、そして答弁というのを先ほど聞いておりました。それは、よろしいのですが、私は一步角度を変えた中で質問させていただきたいと思いますが、あくまで私の思いではありますが、先ほど述べたように、両農協の生産は約150億円あるということであります。そのほとんどが要するに外部、農産物を販売すると

いうことは外貨獲得なのであります。外貨を獲得する農協、また農家がその地域に資金投下をするというようなことが地域の活性化にとって一番大きな、町で補い切れないうようなところで活性化を助長するというようなことの一役を買っていくのでないでしょうか。そういうようなことを考えますと、町としての農業振興の実績であるとか、それから役割というのをやはり両農協に対して深く理解を求めて、そしてやはり農協自体も町の活性化に一役買ってもらおうというような意識を高めてもらう必要があるのではないだろうか、そういうふうに考えるわけであります。

そこで、特に女満別農協に対しての連携ということでお聞きしたいと思いますけれども、2点ほど聞きたいと思います。麦乾施設に対する公害問題というのが最近浮上ってきておりますけれども、これに対する町の対応、連携というのはどういうふうになっているのか。それともう一つ、米政策改革推進対策における水田農業推進協議会、これの町としての対応を聞きたいなと、そういうふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、第1点でありますけれども、自然、環境と、そういうものはこれからお金を出しても整えていかなければならない時代ではないかと。先ほど農地・水・環境保全向上対策、地域の活動に対して交付金等が支払われるということでありましたけれども、この活動は地域の農業者だけではなくて、そこに住む方々、地域として対応した場合にそういう交付金の対象になってくるというような事業であります。そういうようなところから、農山村にあるそういう地域環境というものをみんなで保全していこうという対応のものでありますので、そういった中で環境問題等もPRできればいいなというふうに考えてございます。

また、化石燃料がだんだんこれから少なくなって、地球温暖化を防止するためにも別な形のエネルギーというものが必要になってくるというふうに言われております。バイオ燃料の利用対策ということで、昨年3月に閣議決定されましたバイオマス日本総合戦略というものがございます。国産のバイオ燃料の一層の利用促進を図ることが目標であります。国内ではまだまだ小規模な実証試験段階にとどまっております。これらの実用化に向けた道筋を描くということが大きな今課題になっております。このため、食糧生産過程の副産物や規格外農産物等を活用するバイオ燃料、そういったもの、その製造工程の効率化を図るという技術実証などを現在その戦略の中でいろいろな形で行っているということでもあります。JAグループなどで検討されておりますのは、てん菜やくず米、さらにはバレイショ、規格外の小麦、そういったものを原料としてガソリンの代替燃料としてエタノール化できないかどうかということでもあります。当然エタノールを燃やしましても二酸化炭素というものは排出されるのですが、そういった農産物の生育の途中で二酸化炭素を吸収したものの、それがまた燃やした中で大気中に出るということで、総体的な温室ガスと言われるものがふえないというようなことから、効果があるのではないかとというふうに言われているところでもあります。しかし、まだまだ小規模な実証研究でありますし、残渣物の処理や、それからコストの面ということの課題も多くあるように聞いてございます。こういっ

たものについては、地域として十分取り組むということにはなかなかならないわけがありますけれども、国の動向などそういったものを見きわめながら、今後そういったものが活用できるのかどうかということについて注視していきたいというふうに思っています。

続きまして、所得が下がるのではないかと。農業者の方々にお聞きしますと、形態によって違うのかもしれませんが、営農計画を出すときに10%から15%削減で出しているというふうなことを伺っております。そういったものをカバーするための一つとして、高収益作物の導入ということも必要ではないかと。それを導入するに当たって、メルヘン公園にあります温室を活用していくべきではないかというようなご意見かと思えます。現在先ほど申しましたように花いっぱい運動の事業に供する花苗を、19年度提供するための花苗が今現在入っております。こういったものが今年度ある一定の時期に皆さんに供給されて温室から離れていくということでありまして、来年度以降このような形で花苗の供給について再検討しているところでもあります。そういった中においては、その方向性によってはハウスそのものがあるということになりますので、本来の目的であったこういった高収益作物の育苗ですとか、その管理だとか、そういうようなことに使うようなことについて十分検討してまいりたいというふうに思っています。そのためには、農協組織や、さらには改良普及センターというところと十分連携をしていかなければならないと、そんなふうに思っております。ただ、利用料だとか、実際にそういった育苗管理をしたときにどういう管理体制をしいていくかというような、そういう課題が残されているということでもありますけれども、そういったことも含めながら検討をして今後対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

さらに、JAとの連携の関係であります。過去にもそうでありましたが、農協が事業主体となりながら行う補助事業等について町のかかわりがあるようなものについては、できるだけ地域の中で対応できるようにご配慮をお願いしてきた経過がございます。

さらに、1点、2点ということで麦乾施設の関係でありますけれども、従来東藻琴農協との間で麦乾施設を設置したいというようなことが今回いろいろなことからなかなか難しいと、単独の中で造設ということを考えていきたいということで、現在公害問題等についていろいろご相談を受けながらその対処をしているところであります。それ以降のことについてはまだ具体的な協議にはなっていない状況でありますけれども、そういった公害問題等の見通しがある程度見えて、さらに農協からの要請等があれば、その時点でまた改めて考えさせていただきたいというふうに思います。

また、水田農業推進協議会の関係でありますけれども、19年から生産者団体主体の配分になるということでもあります。現在、行政報告でも申し上げましたように、町が事務局を担って農協などの関係機関と連携をして取り進めてきた経過にあります。しかし、19年度からその配分方法は変わると、転作目標や配分方法が変わるということでもあります。行政としては、適正な生産量となる需給見通しの情報を提供すると、それに基づいて農協などが生産目標を設定するというような仕組みに変わるというようなことがあります。また、品目横断的な経営安定対策が19年度からスタートする

と、3年後には産地づくり対策も廃止されるのではないかなというふうなお話もあります。今後水田農業の推進を図っていく中では、農業経営の指導等が非常に重要になってくるであろうと。そんなことで町としては、農協に対して事務局の移動を申し入れているところではありますけれども、逆にＪＡからは今まで同様の体制の要望もなされている現状にあります。いずれにいたしましても、双方十分連携を図っていかなければならないということについては間違いのない事実でありますので、今後、時間は余りありませんけれども、十分協議をしてこれからの体制、農業者の方々が不安に思わない体制の中で事務局体制を決めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 品目横断等については、よろしいかなというふうに思いますけれども、あとの二つの項目については、やはり町と農協の連携というのはこれからの農業にとって両軸になっていただきたいというふうに思うわけであります。こういうふうに農業情勢が大きく変わろうというときには、特にお互い連携をとり合いながらやっていただくことがやはり農家にとっては安心であるというふうに考えるわけであります。温室の関係もそうでありますけれども、麦乾施設に対する公害問題、それから水田農業推進協議会の事務局等におかれましても、やはりこれだけ苦しくなると、例えばこの事務局においてはやはり農家はわがままを言うのです、農協に。だから、そういうようなことがやはり第三者的な役場が入ることによってまとまっていくというようなこともありますので、私はぜひとも今までやってきた事務局はそのままやっていただきたいなというふうに考える一人であります。ぜひともそこら辺の考え方を慎重に農協等と連携を深めていただきたいと、そういうふうに考えるところであります。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど坂本議員のご質問にもお答えしましたがけれども、今まさに農協との意思の疎通というようなことが非常に重要になってきていると、これはＪＡめまんべつもＪＡ東もことも同じというふうに考えてございます。私も平成5年から平成9年まで旧女満別町の時代、農政係長として、担当者としていろんなコンタクトを持たせていただきながら担当していたことを思い出します。その当時農業関係機関の代表者の方々や、さらにはその当時の町長が懇談をする場というのも制度化されておりました。今現在はそういう制度がありませんので、そういうものも設置をしていきたいと思えますし、さらに事務段階でのそういう協議の場所というものもあわせて設定をしていきたいと思えます。そういったことの中で、これからいろんな地域の活性化を含めて農業の諸問題というものは複雑な場面を要求されるだろうというふうに思いますので、そういう機会をしっかりととらえながら、今後も意思の疎通を図れるように対処していきたいと思えます。

また、十分ではありませんけれども、新年度に向けて早急に両ＪＡの代表者の方々

と懇談をしながら、さらに新年度に向けてどういう方針でお互いに農業施策を推進していくかということについても相談をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 4 番、植田泰弘議員。

◇植田議員 続きまして、合併から1年の経過と今後の方策ということでもありますけれども、町長からいろいろと経過、それから今後の方策についてということでご答弁いただきましたけれども、私はこういうふうに考えるのです。これは、行政だけが一生懸命やってもどうもならぬ話でないだろうかと。これは、やっぱり住民を巻き込んだ行財政改革をしていかないと、これだけの借金はやっぱ埋まっていけないのでないだろうかとというふうに自分なりに考えているところであります。

そこで、情報提供のあり方ということに対して私は大変力を入れているのですけれども、質問の仕方として実質公債費比率が何ぼになれば安心して暮らせるのかとか、それから今町長は一生懸命財源を削減しているけれども、一体どのぐらいまで削減したらこれで終わるのかというような不安というのは住民はいろいろと持っているのではないだろうかと。実質公債費比率は、18%以下になれば、これは道も認められた一安心ということになりますけれども、予算は先ほど言われましたようにいろんな見方がありますということで、40億円から78億円ですか、8,000人規模で52億円から78億円までありますよと、そして違った見方であれば最低で43億円の規模でありますよというようないろんな見方があるのですけれども、我が町はそうした程度の予算規模が妥当なのかということは、やはり本町としてある程度試算はしておくべきなのかなと。それを住民に対して情報の提供をするかしないかというのは別にして、うちの町はやっぱりどれぐらいの予算が一番適当なのかという計算はするべきではないのかなというふうに考えているところであります。

そして、19年度から総務省が出しているのですけれども、これはいろんな指標をつくることによりまして、例えば大空町が全国で何番目ぐらいの位置にあるのかというようなことでありますとか、北海道でどのぐらいの位置に大空町はあるのかと、位置が高いから財政が安定だということではありませんけれども、一つの住民に対する提示の仕方としてこういうようなことも、大空町はこういう位置ですよというような提示の仕方もあるのではないだろうかと、そういうふうに考えておるわけであります。そんなことで総務省の方も夕張の関係からいろいろと反省をされているようであります。各自治体がどういうふうに再生しようか、それともどういうふうに自分たちがわかるようにしようかというようなことでいろいろと工夫をされているようでありますので、そこら辺のところをひとつ整理されて、やはり住民とともに情報を提供してやっていただきたい、そういうふうに思います。

また、総務省は活性化の一つとしまして頑張る地方応援プログラムというようなのを計画されているようであります。これについて内容がわかるのであれば、お答えを願いたいというふうに感じております。

◇議 長 町長。

◇町 長 財政の関係でありますけれども、1点はどの程度予算を縮減していったら、一体そこはどこなのだということを住民に見せるべきではないかというふうなことからと思います。それについては、総合計画を立てる段階で財政計画をシミュレーションしていかなければならないというふうに思います。その到達地点の予算規模というものが一つの目安になってくるのではないかというふうに思います。ただ、今町の予算を構築しているものの中で経常的な経費というものが多分にありますけれども、その中で施設の管理をする、そういった経費についてはもう大きな削減というのはなかなか難しいのではないかというふうに考えております。ただ、そのほかの経常的な経費、例えば人件費でありますとか公債費、そういったものについては償還を繰り返していく、また見直しを行うという中で下げていくことが必要ではないかと、そんなふうに思っております。そういった中で財政計画の中でそういったものを改めて示していきたいと、町民の方々の一つの目安というのでしょうか、そういうものを出していきたいなというふうに思います。

また、町の状況、そういったものについていろいろPRの仕方ということがあろうかと思えます。予算ができ上がりました折には、町のここの予算がどんなふうな形態の予算になっているかと、そういうものを町民にお知らせする機会もあります。そういうようなものを使うということも一つでありますけれども、ここのしになりましてから職員に指示しまして、今町で抱えているいろんな課題について特集を組みながら問題提起を広報の中でしていくようにということで、各課に必ず二つや三つの大きな課題があります。そういった中で、何がどう決まったという公表の仕方ではなくて、今こういうような現状にあり、こんな課題を抱えていますというような特集をしていかなければならないのではないかと。そういう問題提起をして町の実情というものをわかってもらうべきではないかということで指示をしております。まだ2回目ですけども、今後そういうようなものが随時出てくるというふうに思います。そういった中で財政問題というのも非常に大きな関心事でありますので、その中で住民の皆さんにPRをしてまいりたいというふうに思いますし、私のここの目標の一つとして掲げておりますのは、いろんなところであいさつをさせていただく機会があります。そういった折に町の抱えている実情であったり課題というものをお話できる機会をなるべく多くしていこうと、そんなことで取り組んでいるところでもございます。そういう中で住民の皆さんが興味を引いていただけるような、また関心のあるようなことについて触れてお話をする機会というのもふやしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、頑張る地方応援プログラムということで昨年華々しく出たのですが、その実体がしばらくつかめないでおります。ここの2月の中ごろ、北海道からある程度の情報提供がございました。基本的には、頑張っている地方が自由に独自の施策を展開するためある程度財源が必要と、魅力ある地方に生まれ変わるためのプロジェクトをみずから考えて取り組んでいる団体、そういったところには地方交付税でもって支援をしようというようなことであります。その内容の募集期間というものは、

19年度から3カ年間で予定されています。当面のスケジュールとして、第1次の募集期間が4月、5月、第2次が8月、9月というようなことで、そういったもので取りまとめた内容というものを総務省はホームページでもって公表しようというような段取りになっております。予算額につきましては、平成19年度交付税の総額として2,700億円が予定されておまして、そのうちの500億円をまず一つ今言ったような前向きなプロジェクトに対して交付をしていこうというような内容になってございます。どういうプロジェクトが該当するのかということでもありますけれども、一つ例を挙げますと、地場産品の発掘やブランド化のプロジェクトだとか、定住だとか移住のそういう促進のプロジェクト、また観光振興や交流のプロジェクトというようなものについて地方独自のプランを持って前向きに取り組んでいこうというところにはそういう応援をしますよと。1町村につき単年度先ほど言った500億円で、1町村最高限度額3,000万円まで措置されるというふうな内容というふうに聞いてございます。これが2,700億円のうちの500億円であります。残りの2,200億円につきましては、市町村、都道府県に対して指標設定をしますと。数値目標を持たせて、それが達成されると普通交付税の算定の中で2,200億円を措置しようというものであります。その指標のものでありますけれども、これは行政改革をちゃんとやっているかどうかと、農業の産出額、製造品の出荷額、事業所数、出生率、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者就業率、ごみ処理の量と、そういったものをして対前年度より伸びているようなもの、逆に抑えてきたようなもの、そういうような頑張っているようなところについては交付税措置しましょうと。総論ではこの部分についてそう言われているのですが、具体的にどのような指標設定の中で配分がされてくるかということについては、これはまだ具体的に公表されておられません。私どもも北海道、総務省に再三その内容についてどんなような状況かということで聞いているわけですが、まだ詳細については決まっていない、不明だというようなことのご返事しかいただいていないというような状況であります。いずれにいたしましても、こういう制度があるということでもありますので、乗りおくれることのないように、今既にやっている事業というものも該当になるのではないかなと、そんなふうに私自身は思っておりますので、こういうようなものが出た折には財源確保の意味からも、また地域の元気さを蓄えていくためにも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 頑張る地方応援プログラムということに対しての町長の前向きな考え方を聞かせていただきまして、どうもありがとうございます。

最後に、住民に対しての情報提供のあり方、再三町長が言われている住民への情報提供のあり方なのでありますが、攻めの提供の仕方というふうに私は感じております。なかなか今まで広報であるとか、それからインターネットのホームページであるとか、受け身かなと思っていたのですが、今回の考え方としてはどんどん攻めていくのだと、情報の提供を攻めていくのだというような印象を私は受けたつもりでありま

す。加えて、私も先ほどから言っているのですけれども、わかりやすい提供の仕方と。とにかく財政についてもわかりやすく提供するのが第一でないだろうかというふうに考えるわけであります。ふれあいトークにおかれましては家の家計費に例えてやっておられると、大変わかりやすいなというふうに感じているのですけれども、一番下にある借金と貯金も、借金が1,420万円ありますよと、貯金は199万円しかありませんよと、僕はこれはやっぱり借金は142億円ありますよというような、そういうインパクトの使い方があってもいいのではないだろうか。ちょっと家計に置きかえるよりも、これは現実的に言って歩いた方がやはり住民にとっての危機感というのは出てくるのではないかななんて僕はちょっと感じていたわけでありますけれども、最後に町長にお聞きいたしますけれども、私は議会広報の編集委員として重責を担っているわけであります。議会広報というのは、こういうふうに議会のやりとりを広報に載せるということでありますけれども、答える側の町長としてどういう考え方をこの議会広報紙に持っているのかというのをちょっと自分なりに参考にしたいので、町長の考え方を述べていただきたいと、そういうふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先日行政改革の推進委員会がありまして、その中で担当がいろんなことについて説明をさせていただきました。そのときに、まず言葉が難しいというようなことを言われました。なるほどなど。行政用語というのが並んでいたり、横文字があったりということで非常にわかりづらいということになっていると。いかに受け取る側の立場に立って情報を提供するかということが、話そのもののところでもそうですし、紙面でいったときにはなおさら難しさというものがあるのではないかなというふうに思います。先日課長職会議でも各課一つや二ついろんな課題があるので、これからシリーズでいろいろやっていってもらよという話をしました。多分各担当では、今いつごろどのような自分の課ではやろうかというふうに考えていると思います。各担当課長が中心になりながら、そういった内容のものについて整理をしながら皆さんに情報提供していくというふうに今後なってまいりますので、それを見ていただいて、またご批判等、ご意見をいただければありがたいなというふうに思っております。まさしくそういう説明をするときの力量というものが問われてくるのではないかなというふうに思っております。私自身も広報の中で書いている部分もあります。その中で自分の考え方などを一つ二つ入れて書いておりますけれども、そういったところでも受け取りやすさというようなものに配慮しながら書いているつもりではありますけれども、出てみると毎回毎回反省しきりのことばかりであります。さらに、そういうことに意を払いながら対応してまいりたいと思いますので、これからもそういうところでまたご指導いただければありがたいなと思います。

議会広報でありますけれども、議会広報については一般質問の内容等について私がお答弁申し上げた内容等のやりとりが出ています。先日ある農家の方にお会いをしましたら、うちの20歳の息子が議会広報を見ていて、へえ、こんなやりとりをやっているのだと言っていたわというような話をしてくれました。そういう若い世代の

方々もまちづくりというか、町の動静について関心があって見ていただいているのかなど、そんなふうな考えを持ったところでもあります。一般質問に答えるという形の中で、町の取り組んでいるいろいろな仕事の内容というものが結果として町民に伝わっていることにはなっているのかなというふうには思いますけれども、私は一般質問というのは議員皆様方が政治活動、政治的に目標を達成していくための一つの大きな手段であるというふうに思っております。そういった意味からいえば、やはり議会広報というのは議会としての立場のものではないのかなと、そんなふうに思っております。そういう皆さんの目標達成していくための一般質問という活動の内容について紹介しているのが議会広報というものではないのかなと、そんなふうに思っております。その内容についてどういうふうを考えているかといいますと、正直自分のところが手がいっぱいではなかなかそのことについてどうかな、こうかなというふうに論ぜられるほど、そこまで頭が回っていないというのが正直なところであります。また、特に片方では自分の言ったことがそこに出ておりますので、何となく見るのも読むのもある意味つらいような部分というか、反省しきりにまたなって気が落ち込んでしまうような部分もありますので、なかなか熟読ということには正直なっていないのが本音のところでございます。そんなところでご容赦をいただきたいというふうに思います。

◇植田議員 終わります。

◇議 長 これにて植田泰弘議員の一般質問を終了します。
次に、3番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成19年第1回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。また、大変時間も押していますので、簡潔に質問させていただきたいと思います。

1点目、町営牧野の現状と今後の対策についてです。昭和16年に軍馬生産育成の目的のために現地にて町営として開設され、昭和37年からは本格的な整備のもと次年度より馬、牛の入牧が始められ、大変歴史のある町営牧野だと聞いておりますが、管理人の件、牧草の更新の件、また利用料金の件など管理運営での現状と将来の展望について具体的にお聞かせ願いたい。

2点目、まちづくり基本条例の効果についてです。今回の町長の執行方針にもありましたが、多様化する住民ニーズにこたえながら、町民との連携をもとに情報の共有や協働、参画の基本的な考え方をまとめ、広く町民がまちづくりの基本条例について知り、議論していただく契機としてまちづくりの講演会の開催などを行いながら、まちづくり基本条例の策定に向けて取り組むとあるが、ニセコ町で第1号ができて以来全国的にもまちづくり基本条例について大きな関心が寄せられている中、大空町としてはこの策定に向けてどのような方法で、行政主導型でいくのか、また住民参加型でいくのかをお聞かせ願いたい。

また、この条例の基本的な柱はどのようなものなのか、またこれをいつごろまでに作成する予定なのか、そして最終的なこの条例の効果といいますか、ねらいはどこにあ

るのかをお聞かせ願いたい。

最後に、合併後約1年近くたったわけなのですが、先ほどの同僚議員も同じことなのですけれども、行政サービスにおけるメリット、デメリットということについてお聞かせ願いたい。行政側からの観点と住民側からの観点でお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、町営住吉牧野の関係でございます。今、歴史的な背景につきましては、斎藤議員のおっしゃられたとおりであります。現在住吉牧野の総面積は474ヘクタール、うち放牧地が142ヘクタール、残りはその他の樹林地や施設用地となっているところでございます。利用する方々、生産者の方の労働力の軽減や飼料代の経費節減など、所得の向上に対して効果を上げてきていると、そんなふうに認識をしております。放牧期間、5月から11月まででありますけれども、肉用牛と馬合わせて平成7年度は入牧実頭数が約390頭と、延べでいいますと約4万4,000頭というのが最高でございました。その後減少を続けてきております。平成18年度、昨年の実績で申し上げますと、入牧実頭数が160頭で、延べ頭数が1万8,300頭というような状況になってきて減ってきております。これは、土づくりのための堆肥の確保から入牧を取りやめるという方もいらっしゃるし、畑作専業などへ農業転換を行うということで飼育農家そのものが減少となっているというようなことがあろうかと思えます。今後の考え方でありまして、平成19年度からは町の職員として職員の配置は今のところ考えてございません。しかし、先ほど申しましたように、労働力の軽減や飼料代経費の節減、農業経営の安定に大きく寄与しているところでもあります。さらに、この町営牧野においては和牛の肥育試験事業をJAめまんべつと共同で実施をしております。生産されました肥育牛についての試験結果につきましては、繁殖農家に還元をされ、繁殖牛の更新や和牛の素牛生産に大きく貢献をしてきていると。ここの4月から品目横断的経営安定対策が本格実施となる中で、その対象外となる肉用牛というものの規模拡大や新規導入ということもあり得るのではないかと、そんなふうに考えておりますので、今後とも町営牧野については運営をしてみたいというふうに思っておりますけれども、その管理のあり方等につきましては生産者や、さらには農業協同組合などと検討して、今後のあり方というものを十分に検討してみたいというふうに考えてございます。当然その中で料金についても議論されるものというふうに考えてございます。平成19年度につきましては、とりあえず町とJAにおいて経費を負担しながら外部に委託をするという方式を考えてございます。ある方から牧野やめるのだってというようなお話を聞きましたけれども、そういうような予定はありませんというふうにお答えをさせていただきました。今後施設の管理のあり方ということについては、いろいろ議論があることというふうには思いますけれども、今言ったこういうような大転換期の時期の中でこういうものも今後の検討に十分値するものではないかと、そんなふうに考えておりますので、そのような方向で進め

てまいりたいというふうに思います。

また、まちづくり条例についてもご質問をいただきました。仮にまちづくり基本条例と通常いっておりますので、そういう言い方で説明をしてまいりたいと思いますけれども、一つには町民の方々がまちづくりに参加をするその手続みたいなものをルール化すると、さらには行政や、さらには地域の住民の方々との役割分担はどういうような形になるのかと、そういうような参画と役割分担、そういったものを明確にするような形というものについてご論議をいただくことになってくるのではないかと、そんなふうに思っております。そういう基本的なルールができることで住民の方々のまちづくりに対する目というものが今まで以上に洗練されてくるのではないかというふうに思いますし、そういうようなルール化されることによっていろんなまちづくりに対する参加意欲ということを喚起していきたいということが一つの目標になってこようかというふうに思っております。そういった内容等を広く町民の方に知っていただくために、本年度講演会等を実施していきたいというふうに考えてございます。予算を3回程度見込んでございます。また、そういったような趣旨になってこようというふうに思っておりますので、条例の制定に向けては町民の方々に策定の委員会等に参加をしていただいて素案づくりをするというような作業を目標に考えてございます。来年の3月の制定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

この条例の柱ということでもありますけれども、先ほど植田議員にも申し上げましたけれども、いろんな意見を町民の目にさらして皆さんからご意見をいただくというような形でのまちづくりへの参加と、さらには地域担当職員などを配置した中で、そういう誘導者を地域に置きながら地域活動を誘発するような取り組みを起こしながら、そして地域の中で地域独自の事業展開を図っていけるような、そういう牽引役としての配置というものを考えていきたいというふうに今私の中では考えております。しかし、今後そういう町民の方々からのいろんなアイデアの中でこの方向性というものは改めて示されてくるというふうに考えているところでもあります。そういう中で、まちづくりについて皆さん方に広く知っていただくこうというようなことで考えているところでございます。

また、合併をして1年ということでメリット、デメリット、確かにいろいろあるかと思いますが。私どものところで押さえております一つには、財政的な効果というものについてお話をまず一つ申し上げておきたいと思っております。まず、平成19年度の予算と合併前の比較でありますけれども、私ども特別職や議員の方々の報酬、平成18年度は5,800万円の削減になっております。平成19年度は、4,800万円が合併前と比べると削減になっているということでもあります。財源的なものと見ますと、普通交付税は平成18年度1,800万円の増額、19年度は2,870万円の増額で見込んでございます。特別交付税につきましては、平成18年度2億5,700万円の増額、19年度は1億5,400万円の増額で見込んでございます。合併補助金につきましては、平成18年度1億2,200万円の額、さらに平成19年度は1,490万円を見込んでいますところでもあります。これは、財政的な、財源的なことというところで行政の側から見たやりくりの中でのメリットと言われるものかというふうに思います。また、住民の方々から見たときにマイナスになっていないのがメリットという

ような言い方もありますけれども、一つ、特産品の相互流通などというものは盛んに行われているのではないかというふうに思っています。また、いろんな制度がありますけれども、どちらか高い方の制度に合わせたような、そういった事業、あるいは片方の地域の方だけがそういうふうに今までよりもよくなったねというふうに思われるメリットかもしれませんけれども、中小企業の振興資金制度、さらには森林整備事業の補助制度、そういったものは高い方に今回の合併の中で合わせてありますので、そういう中でメリットとして感じられている方もいるのではないかというふうに思います。また、消防の出動態勢が効率化されるというようなことから、今までよりも救急、火災のような場合に到達地へ早く到達できるというようなメリットもあろうかと思います。また、旧女満別町は東京都稲城市、旧東藻琴村は熊本県氷川町と姉妹友好都市の交流をしておりましてけれども、そういったものの交流が全町に拡大をしてきているということで、広く交流が進んできているということもメリットの一つではないかと。また、需要があったからではありますけれども、スクールバスの相互乗り入れというようなことで、子供たちなどからは高校の通学などについて選択肢の幅が広がったというような部分もあるのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。まだまだ十分ではありませんけれども、ひとつ考えたようなものについてご説明を申し上げて、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほどから同僚議員の方から何回も出ておりますけれども、ことしから品目横断が始まりますけれども、これに伴って先ほどの高収益、私もこの牛というのは一つの手段かなと思っております。その中で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今後とも続けていくというのは間違いないようですけれども、この中でことし管理人、場長がことしで退職という形で、なかなかこういう管理って普通の人ではできないのかなと思います。こういう中でどうしても農協とか生産者とかという形の対応は、どういう形で行ってられるのか。また、この利用料金の設定ですけれども、これは生産者側から見たのと行政側から見たのとは違うかもしれませんけれども、それは適正なのかどうかをお聞かせ願いたいです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時26分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

◇町 長 管理人については、現在牧場長として管理している者についてはこの3月で定年退職を迎えるというような状況でございます。農業者の方々からは、今までそう

いう業務として持っている培ってきたノウハウというものが非常に蓄積されているだろうと、そういうようなものを今後も活用といいましょうか、引き続きお願いをしたいというようなことであります。基本的には、どういう形でそのノウハウを継承していくかということについては、いろんな形があるわけでありましてけれども、先ほど申しましたように、外部委託にするということの方針を持っております。その中で先ほど言った職員が持つノウハウというものをその牧野の管理の中に生かしていけるような体制ということを考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、現在の住吉牧野の入牧料金でありますけれども、町内の方々については189円、消費税相当分入れてありますけれども、町外の方々は241円ということでございます。網走市の例をとって言いますと、昭和39年開設で1頭当たり180円という状況です。美幌町は、昭和60年に開設しておりますけれども、220円、これはすべて1頭当たりでありますけれども、そういうような金額でございます。ただ、私どもの町営牧野の草地更新というものがここ数年取り組んでおりませんので、おくられている状況にあります。そういった状況の中にあっては、現状の料金というものが今のところ適切ではないかなというふうに判断をしてございます。今後そういう施設等の更新があったような場合については、改めて見直しをかけるかどうかも含めて論議されるべきものではないかなと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 それから、もう一点なのですけれども、肥育試験のことなのですけれども、今まだ町の管理の肥育頭数が12頭いるということなのですけれども、その後については町長の所信、執行方針にもありましたけれども、継続していきたいということなのですけれども、こういうのは情報の公開という形で、いいことだと思うのですけれども、これから先はどういう形で肥育試験については行っていくのかお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど補正予算の中で一部購入を見合わせながら減額をしてきたというふうな話もありましたけれども、その分については方針が決定しない段階で当初のとおり頭数を確保していくのはいかがかというようなこともあって、状況を見るために先送りをしたというような経過で、購入しないで減額になったというようなことであります。今回このような形で管理の体制については変わっていくことはもちろんあるわけでありましてけれども、肥育試験事業についても現状では継続をしていこうというようなことでJAめまんべつとも話をしているところでもございます。実際には枝肉の成績を生産者の方々にフィードバックをするという形で進めてまいっておりますので、その形を踏襲していこうというふうに思います。直ちにそのことが肥育そのもの

のには十分まだつながってはいないわけでありますけれども、先ほど言いましたように、繁殖牛の更新や、さらには素牛生産、良質な肥育に向かえる素牛を生産しているのだということの実証になって結びついてくるといふふうに思っておりますので、そういう形の中で進めさせていただきたいといふふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 1点目の町営牧野については、これで終わりたいと思います。

2点目のまちづくりの基本条例についてですけれども、先ほどの町長の答弁をお聞きしますと、来年の3月までに策定したいのだということです。その中で行政主導型というニュアンスでいいのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 端的に申し上げますと、町民の方々にご理解をいただいて、その条例素案の作成についてはご協力をいただきたいというふうなことで進めてまいりたいと。条例そのものの目的というのがまちづくりに対する町民の方々の参画ということを、それが目的になってくるのではないかということでもあります。その条例を行政主導型でどんどんとつくってしまうというのは、その趣旨からいって反するのではないかというふうに思います。目標としては、こういう3月ということの目標を掲げてやっていこうというふうに思っております。しかし、講演会等町民の方々の参画を得ますことから、どのような論議展開になってくるかということは、19年度その取り組みを開始した中でまた出てくる課題ではないかなと、そんなふうにも一方では思っているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 合併して1年ですけれども、なかなか3月までという段階ではうまくまとまっていくのかなと考えます。その中でもっと年数を重ねて住民の意見を公募しながら、その中で聞いて進めたらどうなのかなという自分の考えなのですけれども、その辺についてはどうですか。

◇議 長 町長。

◇町 長 私が昨年選挙時に出しましたローカルマニフェスト、余り見られている部分はないかもしれませんが、そういうようなものを書きました。その中でまちづくりの基本条例を制定していきたいと。18年度、19年度、2カ年ぐらいをめどにつくっていこうというようなことで取り組みをしたいのだということを書いてございました。そういう目標を職員の方も当然承知をしていたということであって、こうい

うような書き方になって、ご答弁をさせていただきました。ただ、先ほど言いましたように、行政の中で先進事例などをもとにたたき上げてつくって皆さんにご協議をしてということであれば、確かに来年の3月の制定ということも十分可能だというふうに思っておりますけれども、町民の方々にその中に入っていて議論を積み重ねていくということであれば、目標は持ちながらも拙速に形だけの議論になるようなことのないようなことは十分配慮してまいりたいというふうに思っております。その途中経過を逐一町民の皆さんにご報告していくこと、そういうことがきちっとできれば、多少そういった時期が目標とずれてもご容赦をいただける部分もあるのかなというふうに思っております。ただ、現時点ではこのような目標を掲げながら進めていきたいと。ただ、そのことによって議論が拙速にならないような、そういう配慮は十分させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 まちづくり基本条例については、なかなか奥が深くて、私自身も勉強不足で、今後とも質問させていただきたいと思います。

最後の質問なのですが、行政サービスについてのメリット、デメリットということ。先ほど町長からわかりやすく答弁はいただいたところなのですが、自分で考えるのは、逆にいろんな納付がありますけれども、これいろんな形でコンビニからやったらどうなのかなと思ったり、逆にいろんな滞納者がいますけれども、それに対しての、ちょっと観点変わりますけれども、行政サービスの制限みたいのは考えているのかなと、そういう点をお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 行政サービスの制限というようなことでご質問もいただきました。制限といいますと、一つ内部で検討して取り組んでいかなければならないというふうに思っているのは、ちょっとご質問の趣旨とは違うかもしれませんが、制限という意味では滞納があるような使用料等についてある一定程度サービスを制限させていただくような方向がとれるかとれないかというようなことで検討しているようなものはございます。それは、住宅料であったり、水道や下水道料であったり、片方で生存権というようなことの考え方もありますので、単純には難しい部分もありますけれども、そんなようなことについては公平性の観点からある一定程度ルールに基づいた中では必要ではないかというようなことを考えている部分はございます。

あと、もう一つは、コンビニエンスストアなんかでの徴収という意味でしょうか。

(何事か言う声あり)

◇町 長 そうというようなことの利便性を高めるということもあわせて検討していかなければならないことだというふうに思っています。これは、前にも一般質問の中で議員の方からご指摘があったように、お金をかけるということでないサービスの拡充ということについては前向きに取り組んでいくべきではないかと。今回執行方針の中で

も夜間交付から、さらには土曜、日曜の交付というようなこと、そういうことについて拡充をするというようなことで、例えば使用料だとか税金だとか、そういったものについてコンビニエンスストア、例えばそういうようなものが使えないかと、さらにはそれ以外の金融機関等の窓口等も使えないかとかというようなことについては常時これからも考えてまいりたいというふうに思いますので、その中でできることは一つ一つ積み重ねて対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。また、逐次そういうことのご提言もいただければ大変ありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 行政サービスの制限という形で、滞納者に対しては奥が深くて、これ以上の質問はしません。

もう一つですけれども、行政サービスについてですけれども、先ほど町長からありましたけれども、公平性という形で顔の見える行政ということで、町の職員が行政の連絡員という形で文書の配布とか連絡をしたらもっと行政が身近になるのではないかと、実際にそういうことをやっている市町村もあるようですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど申し上げました地域担当制の職員について自治会連合会とも話し合いを進めながら、そういうものについて配置がどうだろうかということで検討したいという話をしております。担当課の中ではこのような形で配置をしたら機能するだろうかとか、課題がどこにあるだろうかというようなことの提案書をもとに今後協議することになっておりますけれども、ほかの自治体などを見ますと、そういうところまでサービスを拡充しているようなところもあります。そういったこともどうなのか、今ただ考えておりましたのは、これは私のまだ頭の中でありましてけれども、地域担当の職員というのは自分の住む地域以外の地域の担当ということを基本的にしていったらどうかと、そんなふうを考えておりましたので、そういうことになるとその担当職員が持っていくということにはなかなかならないのかなと。であれば、もっと別な方向性を何か考えていかなければならないのかなと、そんなふうにも今ご質問の中で承って、考えておりました。そういうようなところも含めて、今後連合会との協議の中でどういう役割をその人たちが担っていった方がいいのかどうなのかというようなことでご協議を申し上げていきたいというふうに思いますので、その折にご意見としてまたお伺いできればというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 以上、終わります。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。
これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 5時43分

平成 1 9 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成19年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成19年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成19年 3 月14日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
総 務 課 長		建 設 課 長
出 納 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター所長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成19年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、16番、森進議員及び17番、厚海六郎議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に一般質問を許します。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 おはようございます。寒い日が続いて、暖かくなったり寒くなったり寒暖の差が非常に激しい日が続いており、温暖化のためか雪解けも早く、確実に春の足音が近づいているきょうこのごろであります。19年度の一般質問をさせていただきます。

老人組織と介護予防についてお伺いいたします。昨今高齢化社会を迎え、大空町も年々高齢化率が進み、現在26.7%であり、4人に1人が65歳以上のお年寄りと言われております。年をとると気力、体力も衰えは避けられないと思いますが、何といても孤独や引きこもりにならないためにも老人の組織活動を強化することが大切だと思うが、町長はどのように認識しているかお伺いいたします。

現在大空町でもことぶき大学、生きがい教室とか老人クラブ連合があり、それぞれ活発に活動されていますが、その数は女満別地域の場合該当者の3割にも満たないも

のであります。今後高齢者が痴呆症や寝たきりにならないためにも痴呆予防や介護予防など、地域福祉の受け皿として老人クラブなどの組織の拡充強化が急がれることと思います。加入促進についての具体策をお伺いいたします。

旧女満別町時代から高齢化社会における老人福祉の一環として、数年前から脳刺激訓練教室として女満別朝日老人クラブ、大成老人クラブ、市街地では日の出町のにこにこクラブ、またしらかばクラブの4クラブがモデル事業として痴呆予防活動が行われ、昨年はその4地区の交流会もあったと聞かすが、その成果はどうであったか。よいとなれば、全町的に普及することが大切ではないだろうかと思うが、お伺いいたします。

また、介護保険制度が導入されて数年が経過しているが、予想以上に介護人口が増大し、対応に苦慮しており、制度の見直しも言われているきょうこのごろです。昨日も同僚議員の質問に対しては、介護予防を主体としたいという説明でありましたが、介護予防についての具体策をお伺いするとともに、介護保険の見直しについてお伺いいたします。

次に、商店街活性化について。商業の振興策についてであります。今年度の執行方針は昨年より2ページほどふえております。商業に関しては、本当にここでは言いづらいのですが、6行が7行という、1行もふえています。そういうことで方針が示されましたが、もう少し今後の商業振興策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

ということで第1回目の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 樫原議員の一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目、老人の高齢者の方々の組織と、また介護というようなことであります。順番が少し行ったり来たりするかもしれませんが、ご容赦をいただきたいと思います。平成12年度に介護保険制度がスタートをいたしまして、着実にその内容というものの、サービスというようなものは浸透して定着をしております。しかし、介護給付の増大によりまして、そのままでいきますと持続可能性の懸念があるというようなことから、昨年の4月に介護保険制度の大幅な改正が行われたところでございます。予防重視型というシステムへの転換が一番の大きな目玉となってございます。軽度の方々を対象とする新予防給付というものが創設をされました。また、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした地域支援事業というものが新たに位置づけられたところでございます。大空町におきましては、昨年の4月、合併と同時に地域包括支援センターというものを庁舎内に設置をいたしました。高齢者や家族、地域住民の方から総合的な相談を受けたり、また介護予防のケアプランを作成すると。さらには、介護予防事業等総合的な支援を展開するというような役目を担ってございます。議員からのご質問にありましたように、本町の65歳以上の方々は26.7%ということでありまして、お一人でお暮らしの高齢者の方々も350戸程度いらっしゃる。今後もこういった方々はふえる傾向にあるというふうに思ってお

ります。当然行政がということはもちろんでありますけれども、家庭や地域こそってこういった方々の社会生活を支える、そういう仕組みが必要ではないかというふうに考えてございます。こういった予防の一環といたしまして、大空町におきましては5地区、5団体を対象に認知症予防教室というものを開催してございます。多いところでは、月1回程度実施をしてございます。昨年の実績を見ますと、全地域合計で56回の開催と。参加された方々の延べ人員は、688人というような内容でございます。主に老人クラブの方々を中心に参加をいただいているというふうに思います。その認知症予防教室の内容でありますけれども、まず体操やゲームなど転ばない体力づくりというのが一つの目標になっております。また、体の栄養が低下しないための工夫を学びながら行う料理教室、さらには脳を刺激するゲームなど、脳機能検査なども実施をしております。こういったものは、介護にならないための、介護サービスを受けないための事前の活動として非常に有意義ではないかというふうに思っております。この事業については、女満別地域では食生活改善推進員の方々、さらには東藻琴地域ではボランティアの方々、そして指導員の方々、そういった方々の協力を得ながら実施をしているところでもございます。東藻琴地域は、全地域をまとめて市街地で1カ所で開催をしているということで、対象者はその地域にお住まいの方々すべてということではありますけれども、そういう関係から参加の度合いというものは必ずしも高くはなっていないというふうに思います。一方、女満別地域では4地域ということで実施をしてございます。その地域の方々については、ご参加をいただいておりますけれども、それ以外の地域での開催ができていないということで、今後そういったものの拡充というものが一つの大きな課題になってございます。各団体や自治会に働きをかけて全町的な展開に持っていく、そういう必要性を認識してございます。しかし、一方では職員の中で今のような内容のものを全地域で行っていくということは人員的に非常に難しいわけでありまして。そういった中で指導員の方々の養成やボランティアの方々、そういった方の力をかりながら自主的に地域で開催ができるような、そういう取り組みもあわせて実施をしながら広げていく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

また、高齢者の方のお集まりになる場として、老人クラブがあつたり高齢者大学があつたりいたします。女満別地域における老人クラブの組織化率について触れられておりましたけれども、議員がご指摘のとおり、女満別地域では約30%の方しか老人クラブの方には加入をされていないと。東藻琴地域では、同じ計算では89%と。全町で平均しますと、約5割の方ということではありますけれども、過去の取り組みの違いなどから、こういうような地域の差というものが出てきてございます。高齢者大学との重複で加入をされている方々もいらっしゃるというようなこともありますし、事務局を持っている社会福祉協議会と過去東藻琴地域がどのように取り組んできたかというようなことも勘案しながら、今後こういう方々の組織化というものを高めていくことがよりこういった事業を展開していく上で必要ではないかと、そんなふうに考えてございますので、努力をさせていただきたいというふうに思います。まだそういったことですので、具体的な取り組みの内容というところまでは踏み込んでおりませんが、教育委員会、社会福祉協議会と連携を図りながらそういうことについて

努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

一方、商工業の振興についてであります。執行方針でも若干述べさせていただきましたけれども、中央の景気回復とは私どもの地域は全くかけ離れた状況ではないかというふうに思います。北海道的に見ても、経済状況というのは決してよくないというふうに思います。一つには、消費者の方々のニーズと、傾向というものの、また消費行動というものが変わってきているのではないかと。単に何かを購入する、購買することだけではなくて、そこには遊興的要素や飲食などもかみ合った、そういう複合的な欲求、ニーズになってきているのではないかなというふうに思われます。また、そういった商業活動を提供する側の方においても郊外化だとか、それから系列化、大規模化というものが進んでいて、従来のような中小の商店街というところは非常に大きな影響を受けているというふうに思っております。商業の活性化策ということで、旧女満別地域は構想、計画ということで空き店舗対策なども含めていろいろな対策に結びつけていこうということで数多く検討されてまいりましたが、いろんな課題があり、十分継続されていない現状にございます。そういった中で、大きな事業ではありませんけれども、過去に旧女満別町においては商品券の発行やチャレンジショップによる商業活動の育成、さらにはビューポイントラリーや空き店舗対策、さらには広域の事業でありますけれども、寄り道クーポン、さらには商工業者の方に出店をお願いするメルヘンフェアというようなものを実施してまいりました。これも十分消費の拡大と、また商業機能の安定化というところにはまだまだ結びついていないというふうに実感しております。地域の中に必要な商業機能というものを確保していかなければなりませんし、商店街に人を集めてくるということが消費の拡大につながるものというふうに思っております。いずれにしましても、予算には十分反映されておりませんけれども、商工業者の方々の取り組みがあつて、それを町として支援をしていくというような形になってこようかというふうに思います。先日も商工会の会長さんと懇談をした折に、予算ということの時期だけではなくて、年間を通してこういうような商業活動についていろいろ意見交換をしながら、できるものについてはその時点で取り組んでいくような、そんな対応をしていこうということをお話をさせていただきました。商工業者の方々、事業者の方々、町がそこに支援をするというような取り組みの中で、先ほど言った中心市街地に人を集めるような、そんな取り組みに努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 先ほど介護保険の見通しがちょっと答弁漏れしたみたいです。ちょっとお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 要介護認定者につきましては316人ということで、人口的に見ますと3.7%の方々が今現在認定をされております。当然高齢化が進むということによりまして、こういった方々の比率というものはさらに基本的には高まっていくだろうというふうに思われます。当然そのことを予測しながら、国は予防事業というものを進めてきてございます。本町におきましてこういう認知症予防教室というものを開催しているのとあわせて、体力的には国保のヘルスアップ事業というものを今年度から取り組むこととしております。そういった事業を取り組みながら、介護になっていく方々をできるだけ少なくし、さらに軽度の段階でとどめおこうというようなことにしていきたいというふうなことを考えているところでございます。

また、介護保険料等については、昨日も申し上げましたけれども、3年に1度見直しが行われます。それは、過去の実績、さらにはそれから以降3年間の予測というものを立てながら、施設の数ですとか、そういうようなものを想定しながら算定をしていくということになってこようかと思えます。これについても全国的には上昇傾向にあるというふうに考えてございます。私どもとすれば、先ほど言った介護にかかる方々をその手前で抑制して、そしてそういったものの高騰につながらないように努力していく立場ではないかと、そんなふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 わかりました。具体的に東藻琴の市街地地域の老人クラブは会員が300名余りと聞いております。女満別地域は、市街地老人クラブは会員が80名余りで、該当者が800人ぐらいいるのに12%ぐらいしか入っていないと。特に一番活躍していただきたいというふうに思っている役場のOBの人たちがほとんど入っていないと聞くのですけれども、これは町長が総長である生きがい教室も同じと聞いておりますけれども、町長はどういうふうに受けとめているのかお伺いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 今市街地域のことについてお話をいただきましたけれども、東藻琴地域では対象者751人中671人、女満別地域では約倍でありますけれども、1,526人中459人ということであります。具体的にはその年齢に達した方々の前職がどうであったかということについては、私自身は考えたことはございません。ちなみに、私の父親も80歳になりまして、母親も76歳でございます。当然65歳以上ということでそういうところの対象年齢にはなっているのですけれども、本人たちのいろんな気持ちの中でほかにまだいろいろやることがあるというような言い方を家庭内部では言いますが、現実には地域の中で老人クラブに入っていないというような状況であります。そういった人たちのお気持ち一人一人といひましょか、そういう傾向を私どもでつかんで社会福祉協議会なりと、また教育委員会なりと一体魅力ある高齢者の活動というものはどういうところにあるのかというようなことを考えながら事業

展開していく必要があるのではないかなと。そのことによって多くの皆さんに参加をいただけると。そのことがいろいろ高齢者の方々の施策を講じていく上で組織化されていたことの方がいろんな運営がしやすくなってくるというような側面があるのではないかと、そんなふうに考えてございます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは次、商店街活性化の方に移りたいと思います。

先月もお聞きして、注意を受けて途中でやめたのでありますけれども、空港を含めた振興策について改めてお聞きいたします。昨年空港ビルが1.6倍に拡大され、駐車場も有料化され、町としても増資され、地方公共団体としては筆頭株主となり、本年度中にはチャーター便が100便にも達するそうです。そのうち96便が台湾から就航しているという話であります。まちづくりにおいても必ず空港を含めた議論がされます。商店街活性化も広域的な事業の展開や新たな消費拡大に結びつく取り組みとして、今後地元として大空町商工会、商店街などを中心とした売店などの出店をさせる計画を考えているのかお伺いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 経過から少し申し上げたいと思います。私が旧女満別町の町長として就任をし、その後空港ビル会社の取締役として就任をさせていただきました。そういった中で最初の増築の会議があった折、その面積等を見ながら、私といたしまして、飲食店、また物販のスペース、そういったものの拡充ということも検討してはどうかというような発言をさせていただきました。そのときには増築計画等々については既に進行していたということから、その他の取締役の方から販売ブース、飲食店などの増店は他の空港との比較、さらにはスペース上、そして既出店者との調整の中で増店しない方針で既に決定しているというようなご説明を受けたところでもございました。しかし、実際に1.6倍の広さになって、さらにそういうような地元の声も出てきたということで、取締役会議の中で確保できるスペースがないかというようなことで、さらに調査をさせた経過がございます。そういった調査の中で、スタンドバー的な飲食店についてであれば1階の到着ロビーのところでわずかではありますけれども、スペースを確保できる可能性があるというような報告もあったわけでありまして、過去にあった到着ロビーにおける飲食店の経営状況というようなこととその面積等を勘案して経営的にいかなものかというようなことで、それについても今回は見送るというような話になったわけでございます。実際には、いろんな角度から考えまして、実際ご利用の方々が多くなってくるというようなことからいけば、そういうような要望も今後ますます出てくるのではないかというふうに思います。今後とも機会をとらえてそういうようなものについてはご要望をさせていただきたいと、そんなふうに考えてございます。

ただ、地元という言い方、これいろいろあるのですけれども、空港ビル会社的には

地元市町村というようなことでいいますと、私どもが考える以上に広くて、北見、網走、美幌、大空というようなところを地元というふうな押さえ方をしている広義的な解釈もあります。そういう中では、私どもの地域だけの意見ということではなくて、そういうところが一体となって取り組んできているというような中では、商工業者の方々のスペースが確保された、イコール大空町ということにはなかなかない場面もあるのではないかと、そんなふうに考えてございます。

ちなみに、空港ビル会社の筆頭株主は私どもではなくて、民間の政策投資銀行でしょうか、そこのところが道以外でいけば持っているというようなことになってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 筆頭株主というのは、一応公共団体としてということでございます、全体ではなくて。

そういう気持ちであるのでしたら、そういう機会があったときには積極的に意見をまとめてやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、また空港通の話なのですが、商店街活性化のため、空港通にある本通4丁目、それから西1条4丁目、西2条4丁目にある芝生を植えている、一部は石も置いてあるのですが、その広場にあった雪が先日排雪されました。重量のある機械で排雪したし、暖かい日で排雪したため、排雪の下にある大切な芝生が大分傷んでしまったわけです。あの空間は、広場はどういう空間なのだから、いつも思っているのですが、空港通の駐車帯にはよく車がとまっていて、よく見るとカーナビを見たり地図を広げたりしているのが見受けられます。空港通の国道付近には駐車場がないのです。あの空間を利用して公共駐車場にしてはどうかと。レンタカーもゆったり駐車できるし、排雪車両が入っても問題も起こらないし、商店街の近くであり、駐車場となり、活性化にもつながるのではないだろうかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、空港ビル、意見をまとめてというふうなことでおっしゃいましたけれども、私どもとすればできれば地元としてこんなチャレンジをしてみたいと、だからこのスペースを何とかビル会社として提供すれというふうな、そういうようなまとまりの部分があれば、私どもとしても非常に物申しやすいというふうに考えてございますし、また応援もしやすいというふうに思いますので、そういった意味でまたご指導いただければありがたいというふうに思っております。

空港の道路の関係でありますけれども、女満別空港線につきましては都市計画の街路事業ということで進めさせていただきました。当然そういうことでありますので、道幅も広いと。さらには車道、歩道、そのあとの空間ということで、どういう位置づけで整備をするのかということで当時北海道の方からその考え方などを求められてお

りました。そういう中で旧女満別町としては、緑地帯で整備をしたいというようなことで説明をしまいいりました。結果、緑地帯、夏場は緑地帯でありますけれども、冬場はその地域の方々の一時排雪の場所というような形で活用ができるのではないかなというようなことで、現実には周辺の方々の排雪の一時堆積場所というような形になっている部分もあるかと思います。そんなことで、ことしは雪解けが早いということで車両が入ったと。大変暖かいということで、芝については私まだ確認しておりませんが、雪解けを待ってその対応については取り扱わせていただきたいというふうに思います。ただ、駐車場にするとということ、本来あの道路というのは空港から国道３９号線にスムーズに車を流すためのものというふうな部分もあります。カーナビなどが今あって、レンタカーの方々がそこでとまるということも確かにあるのかもしれませんが、実際にはそういうことをしてもらっては困るという場所ではないかというふうに思っています。そういった中で、私としては今後とも緑地帯として活用させていただきたいというふうに思っています。ただ、緑地帯にならないところで町が持っている土地などで現実車両などが既にとめられて事実上駐車場的になっているような場所もございます。そういったところは、町として直営でできる範囲でもう少し整備をした中でご利用いただくということも考えてみたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 １５番、樫原達也議員。

◇樫原議員 空き地に関しては、もう少し地域住民の意見なりなんなりを聞いてやっていただきたいというふうに思っております。あそこら辺周辺に行くと、なかなかいろんな厳しい意見がよく聞かれるわけなのです。何とか有効利用というか、ただいつもああやって芝生の上で遊んだらだめだとか、入ったらだめだとかと言われるのではなくて、もう少し開放的にやっていただきたいというふうに思っているわけです。

◇議 長 町長。

◇町 長 地域の方々の部分については、さらにご意見を伺ってまいりたいと思いますけれども、芝生の中に入ってはだめだということとは私どもとすればお伝えしたことはない。かえって芝生の中で遊んでいただくのが、歩道のまだ手前ですから、そういった部分では十分ご利用いただきたい。散歩のついでにそのところでお休みいただくとか、さらには子供たちを少し土にさわらせるとか、そういうようなことでは十分使っていただきたい。ただ、逆にそういうことを私どもとすれば奨励しておりますので、そのところに車両が入っていくということについては避けさせていただきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 １５番、樫原達也議員。

◇樫原議員 あその空き地に関しては大体話はわかるのですが、将来的にどうい

うふうにするか、ずっとああいうふうにおいておくのかどうかちょっとわかりませんが、都市計画でやったというのですけれども、将来的にどういうふうにするか、近い将来明示していただきたいなというふうに思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 空港線の景観とかそういったことについては、樹木も含めて事前に期成会などでいろんなご意見もいただいたということでありますけれども、その後実際に整備された以降もいろんなご意見があることも承知をしております。ただ、私といたしましては、まだ全線が整備されていないということもあります。当然当初計画をしていた緑地帯ということで、さらに今後もそういう形で使わせていただきたいというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、いろんなご意見があることは承知をしておりますので、そういった方々のご意見を伺う機会もつくりながら、その可能性というものは今後どうなっていくのかということについてはいろいろ議論をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◇樫原議員 終わります。

◇議 長 これにて樫原達也議員の一般質問を終了します。
次に、11番、勝田鉄城議員の一般質問を許します。

◇勝田議員 大空町になって初めての一般質問をさせていただきます。

まず最初に、少子化対策についてでありますけれども、この少子化の問題というのは非常にデリケートな問題でして、かみさんにも出てくるときに間違っても女性は子供を産む機械だというような発言をするなというふうにくぎを刺されてきました。ですが、私は失言の癖がありまして、皆さんに迷惑をかけるかと思っておりますけれども、そのときは平にご容赦を願いたいと思います。今国は、少子化に対しいろいろな対策を検討しているようでありますけれども、いまだパンチの効いた具体策というのが国民には示されるに至ってはおりません。次の社会を支える世代の減少を放置しておいては、地域の経済や社会も立ち行かなくなってしまうと思います。いずれ葬儀でさえも地域で出せなくなってしまうようなことが懸念されるのではないかというふうに思っております。若い世代が結婚し、子供を産み育てやすくする環境をつくることも行政として大切な仕事であろうと考えております。人口は、今の数で維持していくには、合計特殊出生率というのがあるそうですが、これが2.08と言われておりますが、2005年の日本の出生率は1.25、さらに北海道に至っては1.13ということで、都道府県の中では低い方から3番目ということだそうです。私たちの住む大空町は、どのような数値にあるのか、もしあればお伺いをしたいと思います。

少子化の大きな原因といたしましては、何といたっても若者の晩婚化あるいは未婚化であろうと思います。未婚率の調査というのがあったのですが、これは30歳から37歳の年齢の中で女性は32%、男性は47%だそうです。男性の方が未婚率の数値

が高いというのは、経済的理由なのか、あるいは生まれる数が男性の方が多いためなのか、私はちょっとわかりませんが、こういう数字になっているそうであります。原因の二つ目に挙げられるのは、現在地方経済はリストラや賃金カット、あるいはパートや非正規社員化が進み、賃金水準が低下し、生活が苦しくなったり働き続けられなくなるなどの理由で子供を産まない人がふえたそうであります。昔は貧乏の子たくさんと言われておりましたがけれども、今は子供が多いと養っていけないし、教育にもお金がかかる、したがって子供はつくれないというのが現状ではないでしょうか。また、子を持つ女性も社会に出て働く方が多くなっております。子育てしやすい雇用形態まで切り込んだ対策をとらなければならないのではないかというふうに思っております。町長の町政執行方針の中に安心して子育てできる制度の充実と将来を考えた施設整備について議論をしていくというふうにありますけれども、この中身はいかなるものなのか、大空の将来発展を考えたとき、町はどのように対策をとろうとしているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、二つ目の地球温暖化についてであります。これについては毎日マスコミにぎわしている地球温暖化の原因は国連の機関によりますと、気候変動に関する政府間パネル、こういう機関があるそうですが、これによると二酸化炭素ですとかメタンですとか、これらによる温暖化ガスが原因であろうとほぼ断定し、このままいくと人類は破滅の道をたどると警告しております。私の感覚では、そんなことありはしないのではないかなというふうに思っておりますが、私の50年生きた中を振り返ってみますと、昔はマイナス30度というのが一冬の間に3日、4日あったかと思えます。また、プラス30度を超える日も3日、4日あったのではないかと思います。しかし、近年は冬はマイナス20度以下になるとというのが二、三日、また夏はプラス30度以上になる日が1週間とか10日、時には私たちの体温を超えるような日まであります。農業に携わる私たちにとっては、昔冷害という言葉がありましたけれども、そういう言葉はまさに死語になるというようなことになっておりますけれども、温暖化になって豊作であって喜んでばかりはおられないというふうに思っております。このまま右肩上がり温暖化ガスがふえていくと、気候の変動や生態系の変化によって私たちの生活にも重大な変化や悪化をもたらすと予想されます。2005年2月の京都議定書が発効となり、日本は1990年をもとにしまして2008年から2012年まで、これまでに温暖化ガスを6%削減するという数値目標を設定いたしました。国は、6%削減に向けて目標達成実行計画を策定し、国民挙げて取り組み始めております。大空町としても温暖化ガス削減に向け行動を起こさなければならないのではないかと思います。実行計画なるものがあるのかないのか、そこら辺もお聞きをしたいと思います。

また、私たち住民個人が何をどうすればどれだけの削減につながるのかというような指針は示されておきませんので、これらも示す必要があるのではないかなというふうに思っております。エコ行政とも言えるべき重要なこの課題についてどう取り組むのか、町長の考えを伺いたいと思います。

平成16年の3月の定例会の一般質問だったかと思うのですが、環境教育ですとか省エネ教育ということについて私は質問をいたしましたけれども、当時の森田議長、

女満別町、森田議長ですが、森田議長にちょっとちょっと勝田議員、もう時間ですよと言われて、私は時間の配分を失敗してしまいまして、その後の質問ができず、心の中で消化不良を起こして今に至っているということでもありますので、ここで教育長にお伺いをしたいと思います。温暖化の影響というのは、最も受けるのは子供の世代であって、環境の大切さを身につけた人材の育成は最優先事項の一つであり、温暖化を自分の問題として受けとめ、みずから行動する子供を育成すべきであろうと思っております。その16年当時、3年前ですが、あのときの教育長の答弁では、あれもこれもそれも全部やっておりますよという答弁だったかと思いますが、みずからの行動として稲城の子供たちに植林をしてはどうかというような提案をしたことがあったかと思うのですが、これらも含めて今後の行動計画があれば、教育長にお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 勝田議員の一般質問にお答えしたいと思いますけれども、少子化対策と地球温暖化ということで非常に国家レベルのレベルの高いご質問ですので、どのようにお答えをしていったらいいか非常に悩んだところでございます。

まず、少子化対策ということで少し考えるところをお話を申し上げたいと思います。平成12年以降、毎年出生者数の減少ということでもあります。平成16年、国レベルで見ますと、出生者は111万人というような数字であります。人口1,000人に対する生まれた方の数、出生率と。合計特殊出生率ではなくて、1,000人に対して何人生まれたかということで8.8%、つまり8.8人生まれているというのが16年の国の状況でございます。また、合計特殊出生率については、私の持っております新聞の切り抜きでは、2月11日の北海道新聞で全国で1.26というような数字でありました。ただ、私どもが市町村レベルで持っている数字というのは、そこまですっかりと新しくなくて、平成15年の数字になりますけれども、当時女満別町では1.54、東藻琴村では1.42という数字が報告をされております。いずれにしても、全国の数から見ると合計特殊出生率というところでは高いわけでありまして、実際に町の状況で見えますと、平成4年以降現在まで大体1年間に生まれる子供さんの数が60名台から80名台というような状況で増減を繰り返しています。国のような大きな単位ではありませんので、年によって増減したりと。ただ、やはりその増減をする中でも減少傾向というふうなことは間違いのない事実であろうというふうに思います。平成11年以降全国の出生率、先ほど言った1,000人当たりでありますけれども、その率を私どもの地域は下回っております。しかし、平成16年、出生率が9.5というようなことで全国平均を上回っております。そのときの出生者数が82名と。ちなみに、昨年、これは具体的な数字にはまだなっておりませんが、町の調べで申しますと、平成18年の大空町における出生者数は84名というふうな状況でございます。少子化がもたらす課題ですとか不安、そういったものを考えますと、将来の社会経済の活力低下ということももちろんありますし、子供同士の触

れ合う機会が少なくなってくると、そういう中で自主性や社会性がしっかりと育っていくのだろうか、そういうような不安もあります。また、社会保障制度を支える世代でありますけれども、そういったところに非常に重たい負担がのしかかっているのではないかと、そんな不安や課題が言われております。国レベルといたしましては、平成15年に次世代育成支援対策推進法という法律をつくって各地域に次世代育成支援行動計画というものを立てて子育てを支援していきなさいというようなことになりました。平成17年の3月に旧両町村で作成をし、このたび新しい大空町版というような形に再編をさせていただいております。

町といたしまして具体的な少子化対策、施政方針の中でも制度の充実ということで触れておりましたが、そういったものを一つ二つご紹介を申し上げますと、乳幼児医療費の拡大助成を行っている、さらに保育要望にこたえるために保育を行う広域入所事業や託児通所に対する一部助成事業というようなものも行っております。また、1歳6カ月までの乳幼児の方々の保護者の方を対象として紙おむつ処理のごみ袋の支給事業と、さらには放課後の児童クラブの対策、またブックプレゼント、教育相談員や家庭教育相談員を配置して子育ての支援をするというような対策を町として制度化いろいろしてきてございます。新聞の中にも行政のやることというのは総花的で、なかなかこれだというようなものになっていないのではないかとというようなご批判もありましたけれども、行政のやれる分野ということでいけば、やはり総花的にならざるを得ないような、そんな側面もあるのではないかと、そんなふうに考えてございます。いろんな原因が新聞の中でも語られておりましたが、まず安心して子供を産み育てられない、そういう環境ではないかと、そんなふうに言われております。一つは、産む場所の問題もあります。網走支庁管内においても実際に産院としてあるところが年々減ってきているというような状況にあります。また、子育てそのものの難しさということもあるのではないかと。また、犯罪等が非常に多くなってきて、そういうようなものに対する不安という気持ちもあるでしょうし、経済的な問題、課題ということもあるだろうと。この中の何か一つだけを解決すれば、少子化に歯どめがかかる、一転して子供たちが多くなるということではないというふうに私も思います。先日女性の集いの中でもお話をいたしましたけれども、子育て大変な部分もありますけれども、大変な部分だけではなくて子育てそのものが楽しいとか、子供からエネルギーをもらえると、そういううれしさの部分皆さんで感じ取っていただくということが必要ではないかというようなことをお話もさせていただきました。そういうような意識に少しずつ転換をしていただくということも必要ではないかと思っております。研究者の方々、いろんなポイントを持って少子化対策の対策はこうあるべきということで書かれておりましたが、私が一つ見てなるほどなと思ったものをご紹介を申し上げたいと思っておりますけれども、一つには多様な働き方ができる労働政策と意識改革が必要であると、単に保育園などをつくれればいいということではなくて、今正規職員、非正規職員の格差の話ですとか、労働時間の話、また男女の労働問題というようなことで労働政策そのものを少し見直すべきではないかというようなことが書かれてありました。これは、市町村レベルとしてはなかなか難しい問題だなと、そんな実感を受けたところでもございます。また、もう一つは、子育ての支援、さらには経済的な支

援というようなものがあるのではないかというふうに言われております。平成19年度につきましては、新規として目玉となるような子育て支援の新規事業というものはありませんけれども、延長保育なども時間の拡大を図っていると、少子化というのは数だけの問題ではなくて、子供を育てていく環境の質を高めるということにも主眼を置いて取り組んでいかなければならないのではないかと、そんなふうに思っております。いろんな市町村がいろんな取り組みをしておりますので、そういったものも調査をさせていただくなり参考にさせていただいて、今後どのような取り組みが効果を出すのかということについて十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、地球温暖化に対する問題でございます。これにつきましては、非常に深刻な問題であると同時に非常に大きな問題で、私どもが取り組むべきことということが大切なことではあるのですけれども、どうやって系統立てていくかということは非常に大きな課題になっているのだと思います。地球温暖化の問題、毎日のように暖冬の傾向があるということで、その話が出てきております。人間活動に伴って発生する温室効果ガス、これが大気中の濃度を増加させることによって大気の温度を上昇させると、それが自然の生態系、また人類に深刻な影響を及ぼすものだ、そのように言われております。人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つだというふうに言われており、私もそのように思っております。この問題は、資源やエネルギーを効率よく利用する、そういう努力ということが一つ必要でしょうし、意識として生活のライフスタイルとして大量生産、大量消費、大量廃棄ということが従来言われて、そういうようなものが美德とされていた時代がありましたけれども、そういうところから意識を脱却しなければならないと。社会経済の仕組みそのもの、生活様式そのものを見直していかなければならないと。私どもができるということであれば、生活の中からそういうような小まめなところからそれを実践して積み上げていってその効果を発現できるように努力をしていくということだろうと思います。

各ご家庭ではいろいろな取り組みをされているだろうというふうに思いますけれども、行政組織として、事業所として取り組んでおりますようなことを少し二、三申し上げたいと思います。一つには、電気の消費節約と。小まめな消灯と、これは電灯もありますけれども、必要なところは必要と、そうでないところはしっかり消す、当たり前と言えども当たり前であります。OA機器についても小まめに電源を入れたり切ったりしようというようなこと。さらには、いろんな施設がありますけれども、これは女満別地域、東藻琴地域で温泉熱を利用して化石燃料に頼らない中で暖房等のエネルギーを使わせていただくというようなことであります。これについては、役場庁舎、それから消防庁舎、両地区の特別養護老人ホーム、老人福祉センター、女満別地区の生活支援ハウス、農業構造改善センター、教育文化会館などが温泉熱を使わせていただいております。また、東藻琴地区の生活支援ハウスでは太陽光発電の導入もさせていただいております。また、ごみの焼却関係、こういったところからも化石燃料を使って燃やすというようなことから、そういったものを低減しようということで生ごみ処理機の購入に対する補助、特に生ごみは水分が高いということで燃料余計に必要なということもあります。当然燃やすものそのものを減らしていこうということで、

ごみの分別の徹底ということでそういうようなところに寄与している部分があります。また、森林の育成という、片や吸収する方のことの努力についても努力をさせていただいているところでもございます。車両関係もいろんなことで言われておりますけれども、旧東藻琴時代にハイブリット車を1台導入してございます。本年といいましょうか、19年度更新計画の中で町として公用車の更新を何台か考えておりますけれども、そのうちの1台についてはハイブリット車、さらに残りの3台については低燃費の車両にしようというようなこともあえて実践をしてきたわけであります。当然そういった資源の節約ということは温暖化防止につながると同時に、私どもが財政大変だと言っているところの経費の方の節約にもつながってきているものというふうに思います。そういうようなことで、事業所としてはさまざまな角度から今後も取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、実行計画というものを持っているかということでもありますけれども、地球温暖化対策推進法というのが京都議定書の後、平成10年に法律が設定されまして、都道府県、市町村、事務事業についての削減計画の策定ということが言われておりますけれども、私どもの町では実行計画はまだ策定していない状況でございます。きょうの北海道新聞には美幌町が削減の策定ビジョンを策定したというような新聞記事が載ってございましたけれども、私どもの町としてはまだそういうところに至っていないというのが現状でございます。ただ、国が示している事業でございますので、また先ほど言いましたように非常に憂慮されますので、国の考えていることについては町としても町民の方々にPRを積極的に行っていくと、さらには事業所としてそういうような取り組みを実践していくということについては積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。そういうことで今後とも地域のエネルギーの活用と、そのことがひいては地球温暖化の防止にもつながっていくというようなことを念頭に置きながら、今後行われる事業所活動においても逐一そういう視点を取り入れながら対処してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、私からのご答弁はこれで1回目終わらせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 勝田議員の一般質問にご答弁をさせていただきます。

平成16年と言われまして、私思い出しました。あのときの質問は、割に環境問題に絞られた質問で、稲城市の子供たちが来たときの木を植えることはどうだということもたしかおっしゃられたのを思い出しました。きょうは、今町長前段お答えになりましたけれども、子供たちの教育の中で地球温暖化がどのように学習されているかということを中心に、まず教育の現状を最初にお答えをさせていただきたいと思います。

環境問題、温暖化問題が国際的な問題となりまして、学習指導要領の改訂のたびに小中高の中でそれらが取り入れられてきて、教科書の中の内容としてその都度加わってきている経過でございます。そこで、小学校では社会科、理科、家庭科でこれらの学習をしております。3、4年生は特に廃棄物の扱い、処理の問題、5年生では公害

と生活環境と森林資源の働きということ、6年生では非常に今回のご質問にフィットしたような内容なのですが、国際協力の観点から地球温暖化の原因と国際的な防止対策、こういうことについてもう小学校6年生の社会科では学習に入っているということでございます。理科では、6年生で自然環境を保全していくために二酸化炭素の消費、その発生、排出をしないための学習ということで、先ほど町長の答弁の中でありましたように、自動車、化石燃料を使わない自動車ということの例が幾つも幾つも挙げられていると、あるいは節電、節水の問題が挙げられてございます。家庭科では、身近な生活の工夫としてごみ処理問題がずっと取り上げられてございます。中学校に入りますと、中学校でも社会科、家庭科、理科で主に学習がなされておりますが、社会科では地球規模で広がる環境問題、地球温暖化がもたらすもの、あるいは温暖化に対する国際的な対応のあり方についてかなり踏み込んだ内容構成で学習をしております。理科では、環境問題、二酸化炭素と地球温暖化、さらにフロンによるオゾン層の破壊、それから自然環境の保全という観点から学習をしています。家庭科では、環境や資源に配慮した消費生活の工夫ということで、子供たちが毎日生活する中で配慮できることというような内容での学習になってございます。そして、それぞれの町内の小中学校での取り組み、高校での取り組みについてもちょっと調べさせていただきましたが、この内容は平成16年にお答えした環境問題にかかわることが大変多くて、小中高で共通していますのは牛乳パックやリングブルの回収、ごみの削減や分別、節電、節水、暖房の調整、ほご紙の再利用、これらが小中高で共通してございます。中学校では、さらに踏み込んで市街地のごみ収集やそれらに向けてのボランティア活動というのが具体的な行動として中学校では取り組まれております。高等学校では、暖房機の温度調節ということについて特に細かな指導、それからOA機器の節電ということ。もう一つ、カニの殻の有効活用などということもやってございますし、東藻琴高校では全校植樹ということを計画的になされているというふうに聞いてございます。

そこで、最後の方で稲城市との植林の問題等について、前回のときもお聞きなされておりましたが、今回農政課の方に森の学校推進事業というものの計画が来たということでございまして、具体的には建設課と、それから今後稲城市あるいは氷川町の子供たちとの交流の中で取り組めるものであれば連携して進めていきたいというふうに思っているのですが、森の学校推進事業の具体的な内容として農政課の中では平成19年度トマップ川公園における新規造成地に植樹をしてはどうかというような内容の提案があるということで、そのところに姉妹都市友好町との交流の中でそうした植樹が可能かどうか、今後各課で連携して進めさせていただければと、このように思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 まず、少子化対策についてでありますけれども、少子化対策については一方では担い手育成センター、両地区にありまして、農村の配偶者対策ということから、少ない予算ではありますけれども、町と農協が出し合って事業を行っている。なか

なか成果はあらわれないけれども、一生懸命頑張っているというようなことが私も聞かされております。

あと一方、子育ての方に関してなのですが、町政執行方針の中に触れておりました制度の充実と施設整備ということについて議論をしていくということがうたわれておりましたけれども、この施設整備ということがどういうことなのか、ちょっと聞きたいわけですが、保育所の整備のことではないのかなというふうに私は思っておりますけれども、先日厚生文教常任委員会で僻地であります豊住保育所に行政視察をしたことがあったのですが、その折、あそこを見ますと、定員は40名で、19年度はその定員いっぱいであると。では、3歳児未満の子はどうするのかというと、別なあいた教員住宅で保育を行う予定であるということでした。また、保育士のお話を聞きますと、3歳以上と3歳児未満とは全然違うのだと、手のかかり方といいますか。そうでしょう。三つ子の魂百までということがありますけれども、恐らく3歳ぐらいを境にぐんぐん大人の仲間入りをしていくのでないかと。3歳まではお母さん、お父さんから離れられないというようなことがあるでしょうから、当然その保育の仕方も変わってくるのではないかと思いますけれども、そういう環境にあったということを見ました。そして、その中身を見ますと、豊住地区以外から19年度は12名の方が入所したいという希望があるということです。これらは、先ほど私が申しましたように、やっぱり働く親の関係によってどうしてもそこで保育をしなければならない事情があるのではないのかな、背景にはそういうものがあるのでないのかなというふうに思っております。一方、東藻琴地区については、聞き及んでいるところによると、問題はないのではないのかなと。去年東川町に視察に行ったときには、保育園、幼稚園を視察したのですが、東藻琴の方はこのような事業は東藻琴ではもうやっておりますよというようなことで、東川町が先進地かと思ったら、東藻琴村がもうやっていたということをお聞きされて、東藻琴という地区は本当に一生懸命やっているのだなということをお聞きしたとき考えたような覚えがあります。それで、この町政執行方針の施設整備ということは、町長に、先ほど触れられていませんでしたので、もう一度お聞きしたいのですが、これは保育所の整備なのか。あと、女満別の市街地区に保育所がまだないということで、僻地である豊住保育園の保育所に皆さんが通っておられると。これらを何とかしなければならないのではないかと。場所があそこがいいのか、あるいは市街地がいいのかというような問題も含めながら、それらも考えていかなければならないのではないかと。そしてまた、子供を持つ親ですとか、働きながら子育てをしている親の意見というのがどのようなものなのかというのを担当の方で調べてあるのかどうか、そんなことも含めながら、この施設整備あるいは制度の充実というものに向かっていかなければならないのではないのかなというふうに思っております。

あと、子育ての支援ということになりますと、全国を見ますと、矢祭町のように3番目の子供の方は100万円上げますよと、4人目の子には150万円、5人目の子には200万円上げますよという、これは出産の祝金ですがけれども、こんな極端なことは私たちの町ではできかねるかと思いますけれども、そのほかに考えられるというのは、保育料の無料化ですとか、あと子供を持つ親の住宅の助成ですとか、医療費の助成ですとか、そういう側面からの助成があって初めていろんな経済情勢の中にある親

が安心して産み育てれるのではないのかなと、そういう環境を町がつくっていかねばならないのではないかなというふうに思っておりますので、これも大空町の総合計画、今やっておりますけれども、この中にも組み込んでいかねばならないのかなというふうに思っておりますけれども、町長のお考えを、そこら辺もお聞きをしたいと思います。

◇議 長 勝田議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

勝田議員の一般質問に対する答弁を求めます。

町長。

◇町 長 先ほどお尋ねのありました部分について十分説明が、ご答弁が不足して申しわけありませんでした。施設整備のあり方ということにつきましては、主に教育施設でありますけれども、女満別地域の小学校、また幼稚園、さらには保育所、施設面の課題や入所における課題というものを考えております。一つ一つのものとして考えるよりは、そういう子育て環境、教育の環境というようなものを総体として見直していくべき必要があるのではないかなというようなことから、そういったご論議をこの19年度精力的に進めてまいりたいという考え方でございます。私も東川の幼稚園というところを、一昨年だったと思いますけれども、見学、視察をさせていただきました。非常にすばらしい施設だなと思う反面、経費的なものとかそういったところについても予想以上にかかっているというようなご報告もいただきました。どういったところを参考にさせて今後いただくかというような考え方でおります。

また、親の意見はどういうところで聞いているかという話なのですが、入園式、卒園式、そういったときに保護者の方々がおいでになる機会があります。そういったときに当然行政の担当の職員もそういうところに同席をさせていただいております。幼稚園や保育園からいろんな説明があるほかに、行政に対する要望というようなことも寄せられております。そういう中で新年度から延長保育の時間もさらに延長しようというようなことになってきた部分もございますので、そういう中で意見を聞いて今時点はいるということでもありますけれども、今後いろんな意味でご議論をいただくということで私どもから抱えている課題を提供したり、またそれに対するご意見をもらう機会というものをふやしていきたいというふうに思います。

また、保育料の無料化、医療費、住宅の助成というようなことのお尋ねもありました。私自身つまびらかに管内調査したわけではありませんけれども、転勤をされて本町に来られる方々、保育料については随分安いですねというふうに言われるようなことが多いなど。そういった意味では、無料ではありませんけれども、一助を担ってい

るのではないかと。また、医療費の助成についても、これは大空町は管内で最高水準の上乗せ補助をさせていただいているというところでございます。また、矢祭町の例を出されまして、１００万円、１５０万円、２００万円と。こういうような制度が私の家庭にいた子供たちに当たっていたら、すごい金額になったなと思っておりますけれども、私自身は１子、２子、３子、そういうところで端的にお金を出すというようなことは考えてはございません。先ほど言いましたように、子供たちを育てていく中でその楽しさ、うれしさとか、そういう幸せを感じられるようなことを少しずつ周りを埋めながら感じてもらえるような、そんな取り組みを考えていきたいということで、単に現金を並べると、ちょっとそう言うと言語弊があるのかもしれませんが、そういうこととはまた違うやり方を考えて今後もいきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、前段担い手育成センター、成果が上がらないというようなお話もありましたけれども、事務局を持っておりますのは農業委員会の方でありますので、改めてまた別の機会にその成果などについてお尋ねをいただければありがたいなというふうに思っております。

以上、私からのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 １１番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 豊住の保育園の話なのですが、先ほどああいう現状を私は見てきたということで、あれではちょっと、教員住宅をちょっと改造してやろうかという、人を１人つけてやろうかと、場当たりの感じがするのです。ほかの地区から来ている方が豊住以外からは１２名、全部１９名のうち１２名だったかな、大方の方がほかの地区から来ているということ、こういう現状があるということをお話ししましたが、この施設整備のこと、小学校まで入っているというふうに私思いませんでしたので、保育園ですとか幼稚園も古くなってもきておりますから、それらのことを考えてこういう町政執行方針にのせたのかなというふうに思ったわけですから、話をしたのですが、やっぱり親の需要の中には、ある人はゼロ歳からでも見ていただきたいですとか、この地区にあるかないかわかりませんが、ゼロ歳から見ていただきたい、あるいは１歳から見ていただきたい、２歳からも見ていただきたい、いろんな要望が少ないうちにもあるのではないかと。その背景としては、先ほど私が言ったように、いろいろ経済情勢だとかいろんな社会の変化によって働かざるを得ないような親がいるとすれば、町が側面的に助成というか、そういう整備を整えてあげなければならないのではないかなというふうに私は思っておりますので、僻地保育所の件についてもう少し町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 豊住の保育園の入園希望については、例年より２歳児の方々が非常に多いと、また豊住の地域以外のところから通ってきたいという方も非常に多かったという中で、

私どもといたしましてはそういった方々を受け入れるか、それとも施設の容量といいましょうか、面積と環境が十分でないので、お断りをするかと、この二者択一のところだろうというふうに思って内部で協議をいたしました。そういった中で、確かに今年度については場当たりの場所しか十分確保できませんけれども、そういう中においても地域のご要望になるだけ前向きにこたえていこうということで今回受け入れをさせていただきたい。ただ、今年度については場所が十分ではございませんというようなことをご説明申し上げて、入園のお話をさせていただいたということで、決してこれが万全の体制というふうに考えているわけではございませんので、そのことについても先ほど言った施設整備のあり方、また管理運営のあり方、設置のあり方という中でご議論をさせていただきたいというふうに思っております。もし今回その場所が十分ではないという中でいけば、その申し込まれた方々の中で優先順位を厳格に決めながらご遠慮いただくということの手法しかなかったというようなことであります。そういう中で、私どもとすればその家庭の事情にかんがみてなるべく多くの方々のご要望におこたえをしたいという中での判断でございましたので、ご理解を賜りたいと思います。決して現場の状況を、意見を聞かないでこちらの管理部門だけで勝手に決めたということではなく、私みずから現場の職員ともお話をさせていただいて、町としての考え方についても説明をさせていただいたところでもあります。そういった中で何とか現場も、さらには管理する、統括する部門も含めて、ことしそういう状況下であって十分ではないけれども、一生懸命何とか皆さんのご期待に沿えるように頑張っているというところをお話をさせていただいたところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 ことしについては、そういうことで努力されるということですが、私は将来的に大空町の総合計画の中に保育所をどうするかということが、やはりあの現状を見れば計画していかなければならないのではないかなというふうに思っておりますので、これから計画立てる総合計画に今町長が踏み込んで発言はできないのかもしれませんが、やっぱりそっちの方に向かってできるならば市街地に保育所を設置するということが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、総合計画の中に組み込んでいくということをしていった方がいいのではないかなというふうに思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 私の思いというものもいろいろありますけれども、これから先ほど言いましたようにご議論をいただくということでありますので、議員のご意見も受けとめさせていただきながら、いろいろなやり方がないかどうかということで考えてみたいと思います。確かに今は本町においては、保育園という形で町としてお受けをするのは2歳以上の方々であります。ただ、定員なども決まっておりますので、すべてご希望に

沿えているというふうにはまだ認識しておりませんが、実際にはゼロ歳、1歳という方々についても量的なものは把握しておりませんが、そういうご要望がある声も承ってはおります。そういった意味でそここのところからどうするかというような議論も必要になってくるのではないかとこのように思いますので、十分議論を深めながらよりよい方向性を導き出してまいりたいと思いますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 次に、地球温暖化の問題ですが、大変重要な行政課題であるという認識は町長も私も同じであろうと思っております。しかし、今世界的に求められているのは、困った、困った、減らした、減らしたというのではなくて、では何をいつまでどのくらい減らしたか、その削減目標というものを世界じゅうで取り決めをして数字として出しております。それは、国であり、地方自治体であり、個人でありというふうにだんだん下へ下へがってくると思うのです。これは、一例ですけれども、道北の下川町では既にこういう実行計画を立てて数値化をし、目標を立てて今年度はどれだけ削減したか、何年度までにはどれだけ削減するというような目標を定めてやっております。その報告書も出しております。これらによると、この実行計画というのは国から義務づけられているというふうに触れておりますけれども、我が町にはまだ、いろんな取り組みはしているけれども、そういう計画は立てていないという町長の答弁でしたけれども、これは早急にやらなければならない計画ではないのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺の認識、私が間違っておりましたら、指摘していただきたいと思いますけれども、町の実行計画が本当に必要なかどうかということをもっとお聞きをしたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 下川町においては、平成15年度から20年度という基準年度から目標年度の中で10%の削減というようなことで行動計画をつくっているというふうに承知をしております。地球温暖化対策推進法の第21条に、都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとするというふうに、21条の第1項でそのように記載されております。これが義務というところなのかどうなのかというところのまだ法律の解釈私自身はしていませんけれども、そういうような法律になっているという現状でございます。

そのことを申し上げて、答弁ととりあえずさせていただきたいと思っております。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 下川町によると策定が義務づけられているというふうに触れておりますけれ

ども、これはやはり義務づけられているににかかわらずやらなければならない。むしろ数値化した方が、我が町はこれだけ努力しているのだよというのが町民にわかってかえっていいのではないか。下川町がやっているぐらいですから、我が大空町は数字を出せないことはない。立派な職員がそろっておりますので、すぐに出せるというふうに私は思っておりますので、下川町に負けずにやったらいいのでないのかなというふうに思っております。

そして、次に民生の部分、私たちの部分です。では、私たちは書物を読んだりテレビを見るけれども、何をどうすればどれだけ減るのだというものがわからない。これは、やはり行政が先導をとってこうなさい、ああしなさい、こうしたらこれだけ減るのですよというようなことがないと私たちはわからないと思います。札幌市などは、1人が年間の排出量を計算しております、札幌市民1人年間6.何トンとか、それを2010年度までに1トン減らすのだよとか、そんなようなことで取り組んでいるというような報道もあったのですが、数値化されれば私たちもそういうことも可能ではないのかなというふうに思っております。今は、空気のきれいな我が町にそんな難しいこと言ってもしょうがないのでないか、かえって経済活動が停滞するのではないかなというふうに思われがちですが、次の世代のことを考えれば私たちが今やらなければならないというふうに思っておりますので、民生の部分も含めてやっていかなければならないというふうに思っております。それには、きょうも道新に触れておりましたけれども、美幌町で取り組みますよというようなことで報道されておりました。そしてまた、あれには美幌町にはペレットストーブということも出ておりましたし、足寄町でもペレットストーブを取り入れるとかということで、新築の庁舎でしたか、そこで取り入れると。あるいは、いろんなところで、朝日町でしたか、朝日町は合併してしまったかな、あちこちでそんなような取り組みをしている。北海道もペレットストーブを使おうかというような話もあった。また、生の声で傍聴席から先ほどペレットストーブに町民に対して助成はないのかなというような声も上がっております。そんなことがいろいろこれから出てくると思います。それらも総合計画の中に組み込んで触れていくべきではないかなというふうに私は思っておりますので、町長の考えを伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私は、先ほど言いましたように、そういった取り組みを進めていくということについては国民の義務として人間活動をしている者として必要ではないかと、そのように思っている自分たちでできることについてはしていこうという考え方を持っております。この法律が義務づけなのか、努力目標なのか、そのあたりについてまだ十分私自身は結論づけて注釈をしておりますけれども、私は国的なといいますか、全地球的なこの運動というようなことでいけば、市町村で行動計画、これは議定書に基づいて国が6%削減ということを約束したので、それを具体的に数値として取りまとめる手法として市町村に課しているのではないのかなと、そんなふうに思っているのですけれども、国の取り組みがまずエネルギー政策ですとか地球温暖化政策とい

うことであれば、今言われている国と都道府県、もしくはこれから論議される道州、市町村の役割というようなところからいうと、第一義的には国の役割ではないのかなと、私はそんなふうに思っております。実際に行動を起こすのは国民一人一人、もしくは事業所であるということではありますので、当然行動の義務と、義務といいましょうか、行動の努力目標ということは国民が担っていかなければならないことだろうというふうには思っておりますけれども、市町村の段階で行動計画ということについてはまだ十分解釈が私自身できておりません。法令等の趣旨、さらには私どもがしなければならぬ立場というものをもう一度十分承知した中で取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

また、ペレットストーブなど、これは12月だったかの質問にもそういうような化石代替エネルギーの関係での取り組みというようなことをお話をいただいたこともございます。これは、昨日の一般質問の中でもお話をいたしましたように、地域に存在する化石代替エネルギーというようなものは木であったり、さらには農作物の副産物、残渣物というようなことで、私どもの地域が率先してそういうものに取り組んでいかなければならないというものは、これは地球の環境問題やエネルギー政策だけではなくて、地域の経済にもつながってくる部分もあると。ましてや自分たちの地域にそういう資源が、可能性があるのだということであれば、地域として取り組んでいかなければならない課題ではないかなというふうに思っております。さきにもこれからいろんな施設等の更新だとか、さらには暖房施設の切りかえだとか、そういうようなときがあったときには、今の化石燃料一辺倒の考え方から少し脱却をしてこういったものの活用というものは考えていかなければならないと、そんなふうにご答弁を申し上げたというふうに思っておりますので、その考え方については変わる部分ではございません。ただ、いろんな形でいろんなそういう化石燃料代替のものに係るものを入れたときにすぐ助成というような話が出てまいります。ハイブリットカーなども国からの助成があるというふうなことで聞いておりますけれども、そういったものについても市町村がみずからやるという部分もありますけれども、国としてやはりそういう対策、考え方をまとめていただくということが先ほどの私の考え方の視点からいっても必要ではないのかなと、そんなふうに思っているところでございます。これについては、当然地域としてのいろんな取り組みの中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 最後に、教育の方ですが、教育長の方から小学校から中学校に至るまですべてやっておりますということで、私が口を挟む余地はないのでありますけれども、感想といたしまして、植林のことを触れましたけれども、あのときは植林が、8月に子供たちが来るから、8月では苗がつかないのではないかなというようなことがありまして、話がありまして、あと日にちがその日にち内でやれるかとかいうことがあったのですが、苗のことは後ろにおります高橋課長と苗を町有林からちょっといただきま

して、試験をしてみました。ポットに入れてです。そうすると、ポットに入れたものを移植すると8月でも大丈夫だったということがありますので、それは可能かなというふうに思っております。そしてまた、東藻琴については全校で植樹をしているということを聞いたのですが、教育長さっき言っていましたよね。既に東藻琴がそのようなことをやっているというのは、私は知りませんでした。それですとか、先ほどの太陽光発電も生活支援ハウスで行っていると。本当にすばらしい取り組みをしている部分も東藻琴にはあったのだなというふうに思って、すばらしいところと合併してよかったなと、これが合併のメリットではないのかなというふうに思っております。いいところはどんどん取り入れて女満別地区も教育の中に、別に稲城の子供たちだけで植樹しなくても女満別地区の子供たちがトマップ川を木や緑で埋めるということも可能でしょうから、そんなことにも取り組んでいくということが、本当に自分でやってみると、教育だけ頭に押し込んでもなかなか自分でできないのです、私もそうですけれども。やはり体を動かしてやってみるということが一番、10年後になって、ああ、あのときに木植えたよな、おれの木どうなったかな、あれは何のために植えたのだろうなというようなことから、環境に対してのことが身になるのではないのかなと思っておりますので、木を植えるだけでなくてまだまだいろんなことがあるでしょう。あのとき牛乳の紙パックを飲んだ後洗うのに、バケツを二つ置いておいて、こっちで洗って、もう一回こっちで洗ってというようなことも教育長言っていたかと思うのですが、そういうことが後々にこういう問題解決につながるのではないのかなというふうに思いますので、これらにとどまらずまだまだいろんなことがあると思いますので、もしそういうようなことが教育長の頭の中にあれば、もう少し伺いたいなというふうに思っております。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 ご答弁を申し上げます。

大変、平成16年のご質問の後先駆的な実験をされたということで敬意を表したいなというふうに思っております。あのとき確かに夏は暑いから植えれないのではないのか、苗が枯れるのではないかというような話がちょっと出たりして、その後大変私の方が勉強していなくて、議員さんの方が勉強していただいて、そのような結果が出たということで、それらのことも含めてトマップ川の河川がいいかどこがいいか、そういうところにそうした友好の森というのでしょうか、あるいは子供たちが実際に植樹をできる場所、植樹をしてその育ちを見守る、愛林少年団というのは各地にあるのですが、そうした観点も含めて各課と連携をして協議をさせていただきながら取り進めていければと、このように思っておりますので、どうぞよろしくご理解、ご指導をお願いしたいと思います。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 済みません、ちょっと申し上げることが抜けておりましたけれども、稲城だ

けではなくて、今度は氷川町とも友好町ですか、契約を結んでおりますので、氷川町の方も中学生かな、こちらへ来るということです、そのことも含めて、稲城だけでない氷川町のことも申し添えて、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 氷川町の子供たち、中学2年生が行ったり来たりしてございますので、それらの今議員おっしゃられたようなことも含めながら検討させていただきたいと思います。どうぞよろしくご理解ください。

◇勝田議員 終わります。

◇議 長 これにて勝田鉄城議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
次に、9番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 私は、大項目2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目、前回の議会におきましてもお聞きをいたしましたが、行財政改革の進行状況とまちづくりについて、財政、数値的な合併効果については前回お聞きをしておりますけれども、合併効果によります住民のサービスの維持・向上、地域コミュニティ、町民活動の振興、またきめ細かい施策の推進、効率的なまちづくり、こういったものが行財政の基盤強化に伴っているかどうか。

次に、大空町の地域経済について、特に総合支所地域においては、地域内投資力の低下、さらに雇用力、地域経済の低下につながってはいないか。

また、この行財政改革を推進するにあたり、行政職員間の意思疎通がうまくできているかどうか。

大項目の2点目といたしましては、町政執行方針についてですが、執行方針の中で各制度化を述べられていますけれども、町民と行政職員との接点の考え方について。

また、事務事業、人事評価制度の考え方について。

さらに、夕張市の炭鉱にあらわれておりますけれども、夕張市と大空町の比較について。

それから、大空町の観光の今後の考え方、また投資の考え方について、都市公園も含めてお伺いをしたいと思います。

最後になりますが、水道事業についても若干お伺いをしたいと思っております。これらについて、現状と課題、今後をお伺いしたいと存じます。

◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

一つは、行財政改革の進行状況とまちづくりについてということであります。新しい大空町の行財政改革、現在大空町行政改革推進委員会を設置いたしまして、大綱の素案を諮問したところでございます。3月末までに策定を目指して審議が進められてございます。大綱はもちろんでありますけれども、この大綱を着実に実行していくために、計画的に実施する施策というものがなくなるだろうということで、具体的な実施項目を定めた行政改革の推進計画というものも策定していくことにしております。今予定では、3月16日に第3回目の行政改革委員会でさらにそういったことの詳細についてご議論をいただくことになってございます。

また、まちづくり、コミュニティのあり方等でありますけれども、私はまちづくりについては常にいろんなところでお話をさせていただく機会にまちづくりというのはやはり愛情がなくてはならないと、そこに住んでいらっしゃる方々を愛すること、そしてまたその地域そのものを愛することというところからまちづくりがスタートするのではないかというふうに思っております。そういうことからいけば、量的なものもありますけれども、さらに質というものを高めていながら、町民の方々が主体になる、主人公であるまちづくりというものを進めていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。そういった意味からいいまして、地域の中のコミュニティというもの、そういうものを醸成していく必要があるのではないかというふうに思います。そういうことでいけば、地域津々浦々くまなく組織されております自治会活動と、自治会とその活動というものが大変重要になってくるのではないかというふうに思います。町民の方々、つまり自治会と行政が情報などを共有できる体制づくりというものを進めてまちづくりを進めていく必要があるのではないかと、その中で合併をした効果というものを出していくことが必要になってくるのではないかと、こんなふうに考えてございます。

また、総合支所地域内における地域内の投資、雇用、経済的なことということでのご質問をいただいております。両地域で今後想定される投資事業、新町建設計画のベースで申し上げますと、単年度においてはバランスを欠くことも今後もあるのではないかというふうに考えております。量的なものもありますけれども、質的な面も含めて今どういった時期に両地域にどういった地域において何が必要なのかということをも十分判断をしながら、今後もそういう地域の資本の整備というものについて対処してまいりたいというふうに考えてございます。どちらの地域に幾ら投資をしたかということ論じることをしていきますと、一つの町への融合というものの考え方を阻害するようなことにもなりかねないのではないかと。投資というものは、その地域全体を見ながら社会資本の整備をするべきというものがほとんどではないかというふうに思いますので、いかに地域の方々が必要とされているものをどういった時期にど

ういった場所に整備をしていくか、それを使っていただくのはすべての町民の方というように今後なってくるのではないかというふうに思っています。そういう視点からも、今後とも質的な面も含めて住民の方々に公平感を持っていただけるような対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

この1年、行政機関の職員の意思疎通ができていくかということ、この1年スタートしたばかりであります。私は、今回の予算編成に当たって全職員に予算編成の方針の一つとして、まず課として総合力を発揮できるように課の内部の意思疎通を十分に図るよという一つを一つ申し伝えました。そして、もう一つは、役場と総合支所間、そこにおのこの課がありますけれども、その間の連携を十分に図るよというこの指示もあわせて出させていただきました。こういうことがなければ、先ほどの産業分野でのご質問にもありましたように、意思の疎通が十分にできていなければしっかりとした仕事ができないということだというふうに思います。そういうところに心がけてきたつもりではありますけれども、まだまだ町民の方から見ますと不十分だというところもあるのではないかというふうに思っています。今後ともそういったことを十分旨として行政の運営に当たってまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、町政執行方針に書かれておりました町民と行政職員との接点の考えでありますけれども、合併により地域が拡大をいたしました。町民の方々からすると、組織の状況がなかなかわかりづらい、また職員に面識がない、顔がわからないというようにことも多いのではないかというふうに思いますし、逆に職員の側からすると、新しい地域の中で地域の特徴というものなかなか把握できない中で困惑している部分というものもあるのではないかというふうに思います。町民と行政職員の接点を深めていくことということがこれからの地域づくりに必要ではないかというふうに思います。地域において行政の職員が地域活動の一端に参加する制度ということで、自分の居住する地域において一住民として活動することは当然でありますけれども、地域の担当職員というような形で制度化して職員を配置してはどうかと、それをまちづくり基本条例の中に規定をして地域活動を誘引するというような形に持っていけたらいいのではないかと、こんなようなことを考えているわけであります。自治会と行政とのパイプ役、地域の課題の解決に向けた協議検討などに参加をしたり、行政から地域の方々に情報を提供する、また意見や要望の受け付け的な役割を担うと、また地域の自発的な取り組みなどを行政の立場からご支援をさせていただくというようなこと、そういう中で町民の皆さんのまちづくりへの参画を促していく役目、地域活動を活性化する役目というものが担っていけないかどうかということを考えているわけでございます。自治会連合会の皆様ともご意見をいただきながら、この制度について導入が図っていけないかどうか協議をしてまいりたいというふうに思います。私は、常日ごろ対話と協働ということを標榜しておりますけれども、私一人だけがそのことの実践に頑張ってもなかなか大きな効果は得られない、役場の職員全体でこのような活動を取り組んでいけないだろうかという趣旨のものでございます。

続きまして、事務事業、また人事評価についてであります。これにつきましては、大空町の行政改革大綱、また推進計画においてその取り組みの一環として掲げたところ

ろであります。現在大綱、推進計画についてはご論議をいただいているところでありますけれども、あわせてこういうようなことについても導入をしていきたいということで先出し、頭出しということで書かせていただきました。事務事業評価につきましては、財政状況は決して豊かではないということがございますので、住民の多様化するニーズにきめ細やかに行政サービスを提供する必要の中で優先順位をつけていかなければなりません。そういったことをするための一つの手段、またそういうサービスを提供するため、職員の政策の形成能力の向上ということも必要になってまいります。そういった中で、職員がどのような事業を起案して取り組んでいくかということにもつながってくるというふうに思います。また、行政の中で行われている事業の透明性を高めたり、そして町民の方が求めている町民重視の事業かどうか、効率性がどうか、成果がどのように上がっているのかということ把握していくためにも常に事務事業については評価と、そして改善を行う必要があるというようなことを考えておりますので、事務事業評価、これは総合計画の事業にリンクさせるような形で一つ一つの事業を拾い出して評価をしていく、そんなことを考えていければいいのではないかとこのように考えてございます。

人事評価でございますけれども、従来の公務員の給与体系等々見直しが進められております一環として、これも導入を図ってまいりたいというものでございます。地方分権の進展で職員には、先ほど言いましたように、町政の運営を担う知識や諸課題に立ち向かう意欲とか能力が一層求められております。一人一人が組織の目標の実現に向かって最大限努力をする、能力を発揮するということが必要であります。また、職場という意味からいけば、働きがいや使命感を持って職務を遂行し、その組織の活性化を図るというような役割もあります。そして、町民に信頼される職員を目指していかなければなりません。人材の活用、適正な処遇、能力の開発というものを図っていかなければならないというようなことから、この制度を導入していこうというものでございます。

また、外部の登用についても一部考える部分がございます。事務事業評価につきましては、当然職員だけではなくて外部からの登用ということも先進地などでは実施されているようであります。そういったものも参考にしながら、検討を進めたいというふうに思っております。人事評価につきましては、現在職員の採用という段階で面接官として職員だけではなくて外部の方に一部参加をいただき、お願いをしているところでありますけれども、人事評価制度、町民のために働く職員であるので、町民が評価するというのが当然と言えば当然の部分もありますけれども、細部にわたっての評価、チェックというものが予想されますし、まだ私自身外部の方にどのように評価をいただくかというものが十分イメージできてはいない現状であります。当面内部の職員の中でまず立ち上げを図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、夕張市の例を町政執行方針の中で書かれてあるということでありますけれども、例ということではなくて私どもの地方財政を取り巻く環境について説明を申し上げたというふうに認識をしてございます。大空町においても、財政については大変厳しい状況に変わりはありません。新聞報道ですとかふれあいトークなどでも私

は町民の皆さんにそういうような旨、決して楽ではない、厳しいですと。しかし、合併による効果というものも非常にあったというようなことで、必ずしもいつもいつも同じような側面だけで厳しいばかりの一点張りで一辺倒の説明をしたことはないというふうに思っています。総じて地方財政の総論的な内容として、今回夕張市さんが財政再建団体になるという報道が随所にありますので、そういう象徴的な存在ということで表現をさせていただいたということで、決して夕張の財政的な状況が本町と酷似、類似しているというわけではないということでご了解を賜りたいと思います。夕張市にありましては、もともと市でありますし、産炭地、非常に財政豊かなりし時代もあったというふうにお聞きをしております。山間地で農地が少ないというようなこと、また国のエネルギー政策の転換で産炭地からの脱却を図る際にスキー場ですとか野菜の高収益作物、観光施設、イベントというようなところに施設投資をされてきたということでありますし、大空町においてはもともとが農村地帯と、旧来の観光資源ということでいけば乏しいところでもあります。しかし、現在都市住民の方から見て魅力があるのではないかと、将来観光地としての可能性もあるのではないかと、そんなことが言われている、そういう地域ということで、必ずしも類似しているわけではないというふうに思っています。まだまだ大空町という部分では十分地域の方、さらには道内、道外の方々に知名度が低いというふうに思いますので、いろんな方々にこの地に流入していただいて、交流を進めていただくためには、さらに大空町をPRしていかなければならないと、そんなふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、そんなようなことで観光施策については町をPRしていくということが一番のまずしななければならないことではないかと、そんなふうに思っています。

都市公園の関係についても触れられておりましたので、ご説明を申し上げたいと思います。大空町の都市公園につきましては、大空町都市公園条例に規定してございます。4カ所ございますけれども、運動公園、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園ということで女満別地域の4カ所でございます。このほかにもメルヘン公園、朝日ヶ丘公園、緑とチーズの里ふれあいパーク、東藻琴ふれあい広場、藻琴山温泉芝桜公園というようなものがございます。いずれも適切に管理をしていかなければなりませんし、一種の観光資源というようなことから、しっかりとした管理運営を図っていかなければならないというふうに思っています。こういった公園の管理につきましては、大空町の都市公園等、都市公園に限ったわけではなくて公園全般、緑地も含めてというようなことで管理に関する方針というものを定めて適切に管理をしていきたいというふうに考えてございます。町政執行方針の中で都市公園の適切な管理ということで特筆した経過にありますけれども、これはトマップ川公園の左岸地域において土砂を堆積している箇所がありますので、河川等への流出防止のための排水処理工事を平成19年度実施するというので特筆して記載した経過にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、水道事業でありますけれども、女満別本町地区簡易水道事業、女満別高台地区簡易水道事業、東藻琴地区簡易水道事業、大空町には三つの簡易水道事業があり、会計は簡易水道事業特別会計ということで1本で持っております。女満別本

町地区の簡易水道事業は、主に老朽化した施設の更新ということで整備、配水管の布設がえなどを実施してございます。また、未普及地域への配水管路の整備ということもあわせて実施をしてございます。女満別高台地区につきましては、水道の未普及地域への配水管路整備が中心になってございます。こういったものにつきましては、未普及地域でございますので、早期に事業効果が発揮できるように計画的に整備を進めてまいりたいというふうに思います。東藻琴地区簡易水道事業につきましては、現在継続して実施している施設整備は行っておりませんが、平成18年度において遠方監視装置を導入いたしまして水道施設の把握の改善をするようにいたしました。また、19年度につきましては道道の改良工事に伴う水道管移設を実施したいというふうに考えてございます。今後におきまして女満別地区、東藻琴地区においても年次がだんだん進んでまいりますと大規模な施設の更新等も考えていかななくてはならない、そんなふうな課題があるというふうに考えてございます。また、料金体系も3地区おのおの違っているというようなことで、これについても今後どういう料金体系が望ましいのかということで議論を進めていかなければならない、そんなふうな考えているところでございます。

あわせて、昨年の12月に水道事業、簡易水道事業を所管する厚生労働省から同一区域内の簡易水道事業は統合すべきだというような、そういう内容の文書が入ってまいりました。そういうこともあわせて今後検討していかなければならない課題であると。施設の整備、さらには料金の問題、そして簡易水道事業の統合の問題というようなことを今後整理して皆さんにお諮りをしていかなければならないというふうに思っております。そういった問題についてご協議いただく機関といたしまして、給排水事業経営審議会というものを大空町の中に設置をすることになってございます。これにつきましては、簡易水道、下水道、個別排水事業等に係る経営に関する事項について調査、審議をするという趣旨のものでございます。諮問に応じて答申をされるというような形の審議会になってございますので、先ほど言いました課題など、そういったものにつきましては最終的にそういった審議会にもご審議をいただいてご議論をいただくということで考えてございますけれども、そういった以前に町民の皆さんには本町の中にある簡易水道事業についてこのような課題があるのだというようなことについて広くお示しをしていかなければならないと、そんなふうな思っておりますので、そういう段取りを進めながらご協議を賜っていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 細かく説明をしていただきまして、質問事項が多過ぎたのかなと思っておりますけれども、まず合併の効果についてでございますけれども、細かい数字的なことについては前回かなりお聞きをいたしまして、明確なお答えをいただいておりますけれども、直接住民に置きかえますとなかなか、とらえ方にもよるのでしょうか、数字はこれだけの削減になってかなりの効果が出ておりますと、しかし住民の

目線からいたしますと住民負担は、国税なんかの上がる税率の問題もありますけれども、ふえているのが現実です。それで、さらに下部組織あるいは団体、そういったところの補助金なんかかなりの軽減がされていると。それで合併効果と本当に言えるのかどうかというところも言われる住民もいるわけですが、当然負担金、あるいは負担するのは当たり前なのですが、そういった形の中でどんどん負担が大きくなる、下部団体なんかの補助金もどんどん削減されていくのではないかという心配もあるわけですが、前出の議員にもお答えにはなっておりますけれども、何年ぐらいをめどにこういった形の政策をとられていくのか、その辺を若干お聞きしたいのですが。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに行政の内部の台所を預かっているような部分でいけば、財政的にどうだとか財源的にどうだとかということはあるのですが、町民の皆さんの生活の中でどういうところが効果としてあらわれているかということになりますと、なかなか実感というものが伝わってこないというようなことだろうというふうに思います。昨日もお話をいたしましたけれども、例えば高い方の水準に合わせた森林整備総合事業の助成金というものは、これは間違いなく合併によって、片方の地域の方でありますけれども、従来よりもふえたというようなものもございます。また、中小企業振興資金などについてもそのようなお話をさせていただきました。また、地域が広がったことで友好姉妹都市の関係のおつき合いとか交流も広がったと、スクールバスの乗り入れ、これは必要があったからではありますけれども、そういうこともなっていると、物産の販売などについても今まで以上拡大をしたというようなことであります。一方で、いろんな意味で削減をされたというようなことで町民の方がお感じになっている部分も多いかと思えます。これらにつきましては、実際に合併が行われたことによって効率化が進んで減ったというものももちろんありますし、そうではなくてたまたま国の制度だとかそういうことの改変によってそういうような負担がふえたというようなものもあるかと思えます。ただ、町民の方々にはそれがどういう状況下の中で負担がふえたか減ったかというようなことというのは、なかなかわかりづらいことではないかというふうに思います。先日も内部会議の中で申し伝えたことがございます。住民の方々は、今回いろいろな生活の変化の中で、ともすれば合併したからというようなことでお話しになる部分があるかもしれないと、そういうことをしっかりと、どうしてそういうようなことに立ち至ったかということをしつかりと説明するのも私どもの役割ではないかと、そんなことを旨に十分に町民の方々に説明責任を果たしていかなければならないというふうなことを申し伝えました。そういった意味では、大変社会の形態が変わっていく中で合併をしたということで、そういうことも含めて非常に変革の中で戸惑っていらっしゃる部分だろうというふうに思いますので、私どもとすればしっかりと説明責任を果たしてまいりたいというふうに思います。

また、先ほど言ったこういった日程で例えばいろんなものの見直しを行っていくのかということでもありますけれども、行政改革の推進体制という中で平成19年度から

23年度までの5カ年間で、これを一つの区切りとして目標を設定していろんなものに取り組んでいこうというふうなことで考えて協議をして、審議をしていただいております。ですから、ここが一つの目安になってくるであろうと。こういうものがまとまりましたときには、きのうのご質問の中でもありましたけれども、わかりやすい言葉で町民の皆さんに対する目標の一つとしてお示しをしていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 私がなぜこの質問をしたかといいますと、町民から合併をしたということでしたし方ないという納得されている方もおります。しかし、前段で説明したような住民も数多くいるわけで、たまたまここに、先ほど昼休みでしたが、合併をしていいこと、悪いことの話になったのですが、東藻琴地区といたしましては経済の伝書鳩が入るということが非常によかったことかなと、このように思っておりますけれども、ここにくしくも合併1年、北見市の課題が出ております。なぜこういった問題が出てくるかといいますと、合併協議の中で今合併をしなければ大幅に予算が削減をされ、行政サービスはますます低下をして住民負担は大幅に増大をするという説明がなされているわけです。それとのギャップがやはり住民にとっては大き過ぎるのかなという嫌いがあります。今町長がお答えのとおり、町民に数あるごとに説明をしていただくというのが一番間違いのない説明ではないかと、このように思っているわけですが、ただうちはまだ二つの合併で済んでいたわけですが、北見のように大きいところと小さいところが数合併したわけではないのですけれども、ただ不安の中には、なぜ不安が起きるかという、これは私なりの分析ですが、旧女満別町も過疎地域指定になっております。東藻琴も過疎地域の指定になっているわけですが、過疎と過疎が合併をしたわけです。同じく大空町も過疎なのですけれども、合併をすることによって面積が広がり、人口もふえた、ただ通勤距離が多少延びた可能性はありますけれども、そのことによって過疎の過疎になるのではないかと、そういった心配も出てくるわけです、必然的に。それで、今の経済状況あるいは財政状況から見て、二つあるものを二つ維持していくということは非常に難しいことは多々あると思うのですけれども、ただそういった今後の、先ほど言われておりますとおり、総合計画、これに基づいて5年間でやっていくということではありますけれども、その中でどういった調整をしていくのかということが一番課題になってきます。数字的なことだと、二つを足して2で割れば一番簡単なことですが、それではやはり現場論だとか現状というものがなかなか伝わりにくいという、そういう結果もあります。それについては、合併を急いだという結果もありますけれども、できればそういった下部団体、下部組織については前段である程度の調整が行われて合併が推進されてきたのではなくて、ここにきてそういった弊害が多少は出てきているのではないかと、このように思うわけですが、今後その調整あるいはまちづくりも含めてどういった考え方を町長としてお持ちなのか、多少執行方針とリンクする部分もあるのですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私どもの町は、二つの地域でもって合併をして新しくできました。そういったことからいけば、そのほかにこの網走管内で合併をしたところの地域の広がりよりはまだコンパクトな中で行政の経営ができるというようなこともあろうかと思えます。北見市の市長さんや遠軽の町長さんともお話を、いろいろ懇談をさせていただきますけれども、合併したということによる悩みというものはいろいろあるわけでありすけれども、少し私どもとまた種類が違うのかなと、そんな感じを受けております。新しい町といたしましても中心的な市街地を含めて地域の核が二つあるということで、総合計画、これから論議が本格化していきますけれども、言っておりますように、地域の持っている個性というものをやはり最大限にどちらの地域も発揮をしておかなければならないと。単純に平準的に足して2で割るというような政策というか計画のつくりではない方がいいのではないかと、私自身はそんなことを考えてございます。ですから、東藻琴地域、女満別地域の今までの歴史的なもの、特質を生かしながらどういったおのおのの地域に合った地域の看板といいたしましょうか、そういうものを立てていったらいいかと。どちらの地域は主にこういうようなことについて振興を図る地域、さらにこちらの地域はこういうようなところで取り組みを進めていく地域というようなこと、完全にすっかり分けてしまうというわけではありませんけれども、一応そういうような色づけといいたしましょうか、そういうものを持ちながらその地域の振興を図っていくということも一つの検討材料ではないかと、そんなふうに思っております。

また、合併によって、これは行政の合併が正直一番最初にスタートをして、それからいろんな各種団体等々、いろんなものが合併をしてきたところでもあります。しかし、まだまだ十分そういったところに達していないところもあるだろうというふうに思えます。このことについては、従来から何回となくお話を申し上げておりますけれども、町とすれば一つということで、一つの方が将来の活動を見たときに有意義であろうというようなところについては、合併についてご協議をいただきたいと。町として支援をすることがあれば、支援をしていくということでもありますけれども、その中に参加をされている方々からすれば、その協議のといいたしましょうか、合併に向けて、統合に向けての課題のハードルの高さというものはいろいろあるのではないかと。ですから、当然同じスピードでそういったものが進んでいくということにはならないのかなと、そんなふうに思っております。私どもは、そういった将来を見た中で方向性がしっかりと出されて一つにまとまって活動をしていこうではないかという考え方が出たところについては、いろんな形で具体的なご支援をさせていただきたい、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 言うのは簡単ではあるわけですがけれども、なかなかそういった調整をしていくということについて非常に難しく時間のかかるものだということは理解をしている

わけですけれども、ただそういった問題点が大きくなる前にやはりある程度精査をしながら調整をするのも行政のサービスではないかと、このように思っております。言われるとおり、2で割れば一番簡単なのですが、なかなかそうもいかないのが現実でございますので、それに関してはやはり次に出てきます行政職員同士、もちろん町長、助役さんを含めてですが、その辺の意思疎通についてやはりある程度のそういった話し合いを持つ機会は持たれているのか、あるいはよく最近聞かれますのが総合支所におられるはずの助役さんがなかなかいないと、町長さんも来るのだけれども、忙しくてなかなか待っていたのだけれども、話する暇がないという直接的な町民の訴えもございまして、多忙なことについては十二分に理解はしているのですが、その辺のとらえ方について町長にお伺いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 体育関係の諸団体、文化関係の諸団体、そういった方々とお会いしたときに、町長、簡単に言うけれども、大変なのだよというようなことのお話を承ったこともございます。私自身行政の統合であります合併という問題についても取り組んできた一人として、組織の大小にかかわらずそういうことの作業というのは一つ一つやっていかなければならない手順というものがあるって、大変当事者の方々にはご苦勞をかけているというふうに思っております。しかし、そういうようなハードルを一つずつ越えながら最終的な方向性、形が決まっていくということが町の中の今後の融合、融和というところにつながっていくのではないかと、そんなふうにも思っております。大変ご苦勞の多い部分ではありますけれども、そういったときに私ども、また職員も含めてお手伝いができるところについては十分これからは対処してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、先日総合支所にお邪魔をさせていただいて、お邪魔というか勤務をしておりましたときに町民の方がお見えであったのですけれども、先にちょっと先客がありまして、そこでお話を少ししていたということで、少しお待ちをいただいて、すぐにお会いをしようと思ったときには既に、時間的な都合があったのだろーと思いますけれども、お帰りになった後だったということで大変失礼をしたというふうに思っております。職員からお名前を聞いておりましたので、また今度別な機会には私から足を運んでもいろいろお話をさせてもらえればなと、そんなふうに思っております。私自身今広報に記載をさせていただいて総合支所勤務の日にちを前月のうちに公表して、その日には東藻琴の総合支所で勤務をするという体制をとっております。実際にはそれ以外にも総合支所に立ち寄って、また勤務をしたりしている場面もありますけれども、一日を通して総合支所勤務というようなことということで改めて明示をさせていただいているということでございます。そんなことが少し効果があったのか、先日はその後夕方に私のところにお立ち寄りいただいた方もいらっしゃいました。そういうような活動を今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

また、職員、実際には総合支所、それから役場というところで勤務を基本的にしていて、そして打ち合わせなどがあってお互いのところに行ったり来たりをするという

ことなのでしょうけれども、会議等もそうでありますけれども、やはり役場で開催をするということが回数的、比率的には非常に多くなっているというふうに思います。そういった意味から、助役も出なければならない会議というようなことで役場庁舎の方に来ているというようなことも多いのではないかと。これは、助役だけではなくて、ほかの職員についても同じようなことが言えるのではないかと。そういうことがあって地域の方々からすれば、本来いるべき職員が総合支所の中に少ないのではないかと。というようなことで非常に不安に思われるような部分もあるというふうに私は認識をしております。ですので、いろんな会議ですとか打ち合わせ、そういったようなものもできるだけ総合支所で開催するということも念頭に置いて日程を調整するようにということで考えてございます。私が総合支所に勤務をするようなときにお客さんとして町民の方が来ていただく部分もあるのですけれども、そういった折に総合支所でもって会議を開催させていただくというようなことも実際に何回となくやらせていただいております。それは、内部の会議もそうでありまして、町民の方に集まりをいただく審議会等についてもそのようなことで使わせていただいているところでもございます。そんなことも含めまして新年度予算においては、総合支所の改修を行って大会議室の活用をさらに図ってまいりたいというようなことで予算措置をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 多忙なことは、いろいろこの1年余りを通じてよく私どもは理解をしているのですが、住民の方々すべてが理解をされるのはなかなか難しく思います。今出た話の中で、助役がお二方と、町長さんは1人なのですけれども、ほかに課長、課長補佐というわけなのですけれども、今くしくも出ましたけれども、職員数が少ないという、総合支所の件なのですけれども、決して地域的に東藻琴地区ばかりを上げるわけではないのですが、ただ見てみますと非常に職員も忙しいように感じるところは多々あるわけです。若干聞いてみますと、一人で三つも四つも担当をしなければならぬという、当然それは出てくるのでしょうか、その辺のバランスと、やはり助役がなかなかおられないということも含めて、その辺の各助役、課長の裁量権といいましょうか、権限といいましょうか、その辺はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 職員のことではいいまして、忙しいと。例えば課の設置の関係ではいいまして、役場の中では農政課と商工観光課、商工業と、それから農業の方と、1次産業とそれ以外ということで担当するところが分かれておりますけれども、総合支所の中では産業振興課ということで、そういうところを全部含めて一つの課が担っているというようなことで、そういった意味からいけば、確かに守備範囲とすべきことは非常に広がって、そういった意味では大変な部分もあるかというふうに思います。そういっ

たところは、先ほど言いましたように、役場と総合支所間の課の中で十分連携をとって仕事の割り振りというようなものをしていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。

また、課長ですとか、それから助役が不在になることもあった。権限ということがありますと、その立場の者が持っている権限というものは今事務担当の方から少しお話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、そういったこともありまして、この議会に入る前からこちらの役場庁舎の方にも八重樫助役の定席を設置するというようなことで場所を定めさせていただきました。私もそうでありますけれども、総合支所に勤務をしたときにはパソコンを開いて、その中で決裁を行ったり、さらには情報を役場から取り寄せたりというようなことで、これは役場にいても総合支所からそういうような形で行ったり来たりしてございます。そういうような環境を整えるのも、これも一つ必要ではないかということで、助役の定席の場所にはそういった庁舎内LANの設備も引き込むと同時に、東藻琴からこちらに打ち合わせなどがあって来た職員等が総合支所の方と連絡をとったり決裁をしたりするためのパソコンなどもあわせてその場所に設置をしているというようなことであります。そういったことで、新しい年度の事業に実質的にはなりますけれども、庁舎内の内線化というようなことも事業の中で取り進めていこうというふうに思っております。そういう中で、実際には場所的にそこに職員がいないというようなことがあって、町民の見た目からはなかなか少なくなったのではないかと、そういう感じはありますけれども、なるだけそういうようなところで事務に支障が出ないように、いないから仕事が滞るということのないような、そういう配慮は進めてまいりたいと、そういうような取り組みをしているということでひとつご理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

◇議 長 助役。

◇八重樫助役 総合支所の課長の権限といいますか専決権については、政策についてはそれぞれ事案によって違いますけれども、財務会計の話をさせていただければ、50万円という一つのキャップをはめてございます。それは、支所の課長の権限でございます。助役については、それぞれ本所、それから支所の助役によって若干の差がございまして、財務上の決裁権についてはすべて本所の助役が持っているということでございまして、支所の助役には権限はないということでございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 権限まで踏み込んで、私もわからないものですから、若干確認の意味もあったのですが、ただ大変失礼をいたしまして、総合支所長が抜けておりまして、失礼をいたしましたけれども、ある程度やはり連絡網、そういったものについても責任をお持ちになって、町長が不在でも助役で対応ができるというような形にした方が効率的なのではないかと。町長が総合支所まで来庁しなければなかなか町民の話も聞

けないというようなシステムよりは、もう少し助役が滞在できる時間が長くて代行して聞かれるような形、町長までいかなければなかなか話がわからないような大事な案件というのは数少ないと思うのです。あとは、余計なことですが、そういったこと、報告がきちっと町長に伝わるシステムにした方が、前回も言わせていただいたのですが、トップダウンのことについては速やかにいくのですが、下から上がる問題についてはなかなか上がっていかないというのが現状だと思うのです。そういったことも改善するためには、今こういったシステムというのは、それは1年足らずですので、なかなかなじんでいないというのも理解はするのですが、ツーと言ったらカーといった形の中でどういった連絡網でどういった裁量権になっているかというのは即座にわかるべきだと思うのですが、その辺。ですから、それによって時間のむだも省けるでしょうし、ある程度そういった組織の考え方はないのかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私が向こうへ行っていなくても助役がその話を聞きながらしっかりボトムアップして伝える仕組みということでのお話でありますけれども、私が言っておりますのは、必ずしもそこに行き行って町民の方々と懇談をするということだけを目的にして行っているわけではございません。ですから、当然行っておりましていろんな会議を入れたり、それから町内を巡視、巡回して回ったりというようなこともございます。ですから、行ったが最後それは町長室開放の日で朝から晩まで町長室にありまして町民皆さんの意見を聞きますという意味ではないということでご理解をいただきたいと思います。決して助役、課長以下からいろんな情報が上がってくるパイプが詰まっていると、そんなふうには思っておりません。逐一、言えば休みの日でもいろんなところから電話が入って状況というものは伝わってまいっております。ですから、私はそういった下から上がってくる部分について十分ではないと、そんなふうなことは考えてはおりません。ただ、そういうようなところが見受けられるということであれば、さらに十分職員にも伝えてそういうことのないように、情報の伝達というのは、その系統というものは短絡的で短い方が非常にいいということだろうと思いますので、そういうことで話をしていきたいというふうに思います。

また、町長室の開放日という意味ではありませんけれども、私は先ほど言いましたように、月に約3日程度になりますけれども、そういった日以外でも総合支所に立ち寄ることもありますし、いろんな行事、そういったところで東藻琴地域に足を運んでいることもあります。それは、日程の中で突然行くことになった場合もありますし、行事としてその行事に参加をして、そして戻ってくるというようなときもございます。町民の方々からすればいろんな言い方がありまして、確かに職員を介したり、助役を介したりして物事を伝えて、それでいいのだという方もいらっしゃいますけれども、直接言わなければいけないと、そういうようなこともやっぱりあるのだろうというふうに思います。ですから、改めて指定した勤務日以外、そういったときにもなるだけ多くの時間をそういう地域の中で過ごすということも必要ではないかと、そんなふう

に思っています。先日の300歳交歓バレーボール大会においても朝から閉会式までその地域の中で過ごさせていただいて、いろんな形でお話をさせていただく機会も得ました。さらには、先日は直接私のところに電話を、自宅まで電話をいただいたり、携帯電話まで電話をいただいた、そういった町民の方もいらっしゃいました。そういった方々とのコンタクトをとりながら、地域の中における公平感というようなものについて取り組んでまいりたいなど、そういうものを醸成していくように努力してまいりたいなど、そんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 余計なお世話だと言われそうな気もしますが、ただ外部から見ておりますと、どうも職員間が萎縮しているような、前回は申し上げましたが、しているような気もとられます。それは、ある程度責任を持ってもらって問題点も処理をしていただいて、町長、助役においては各担当課でやる気のもう少し、まだまだ能力のある職員がたくさんいるわけですから、少しでも多くの能力を出していただいて、いらっしゃいませと言われるとおき、いらっしゃいませに適合された内容のサービスが伴うように指導の立場ではないかと、このように思うわけで、余計なことかもしれませんが、指摘をさせていただきました。

続きまして、執行方針の中で制度化を述べられていることにつきましてでございますけれども、ある程度の制度化についての内容は把握はするのですが、これは町民との制度化まで踏み込む必要があるのかどうかというところがちょっと危惧するのですが、それは自然の中でやっていった方がいいように考えるのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 前段の関係についてもう一言私の方からのご答弁を申し上げたいと。

前にも余り町長ちょろちょろ動くなと、どっしり構えて部下からいろいろ報告されるのを聞いて、それで判断すればいいのだと、そういうようなことを言われたことも正直でございます。ただ、自分の政治的なといひましようか、手法というようなことでみずからやはり動くというようなことを旨として今までも活動してきた部分もございます。そういった意味からいえば、そういうようなことにこれからはなっていこうというふうに思います。ただ、そのことが先ほどご指摘いただいたように職員の萎縮につながったり、やる気をなくしてしまったりということではいけないということだと思います。管理者としてそういうようなところをいかに上手に取りまとめていくかということについては、十分これから腐心してまいりたいというふうに思っています。

また、担当職員制度については、自然の成り行きでということではなかなか正直私は難しいのではないかと、何かちょっと後押しをしてやるというか、そういう制度になったよというようなことで、そういうきっかけというものが需要ではないかと、ま

ずは、そんなふうに思っています。決して職員が地域活動をしていないというようなことではなくて、それは自分たちの地域の中においては、昨日の300歳バレーボールなどもそうですけれども、いろんなところで職員が活躍をしていたり、そういう姿が見受けられます。そういったことはもちろんなのですけれども、自分たちの地域以外のところでというようなことも想定しながら考えますと、少し制度化というようなことをしながら後押しをしてその中に身を置いていただくというようなことも必要ではないかと。いずれにしても、自治会連合会の方と十分これについては協議をしながら論議をさせていただいていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 制度化が悪いという意味ではないのですが、決められてやることと自然にやれることとは、ある程度自然の方がいいのかなと。町長が言われるとおり、どちらの地区に関しましても職員の方々が自主的に参加されて協力されていることについては十二分に理解はしておりますし、それがまた自然の成り行きなのかなと。ですから、前段いらっしゃいませという、いいことだということを申し上げましたけれども、言われたからいらっしゃいませと言うのと、心から言うのとは全く違うと思うのです。その辺のとり方のずれも若干はあるのかなと思いますけれども、そういった職員も自然的に協力体制に入れる雰囲気づくりの方が制度よりは僕は大事だと思うのですが、いかがでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 理想は、そうではないかというふうに思います。しかし、いらっしゃいませ運動もまだまだ私は十分定着しているというふうには思っておりません。正直なかなか言葉として発せない職員もいるのではないかなと、そんなふうに思っております。変な言い方にちょっとなるかもしれませんが、心から入るか、最初の側から入るかというような、そういうようなものではないかなと。本当に心のところから理解をしてこういう活動がということで雰囲気づくりをして職員が携われれば、それにこしたことはないと思いますけれども、外の枠、外見からといいましょうか、そういうところを何回か携わって、いらっしゃいませも同じですね。いらっしゃいませ、いらっしゃいませというようなことを何回か言っていくうちに、そのことが自然に身についてくるというような、そういうものもあるのではないかというふうに考えての今回の地域担当制のことについて連合会と協議をさせていただくという内容でございます。どちらが先になるかということは、いろいろ議論があるところかと思いますが、最終的には地域の中でいろんな地域活動をより掘り起こしたり、行政と住民の方とのパイプ役になっていくというところまで含めて職員としての役割ではないかというふうに思いますので、心からそういうようなことができる職員の育成を今後も目指していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 理解をしないわけではないのですが、どちらかといいますといらっしゃいませよりはこんにちは、おはようございますの方がなじみなのかなと。今若干考えたのですが、いらっしゃいませというのは聞く側も言われる側もなかなか言われたことが少ないので、そういったものも含まれているのかなと、このようには理解しているのですけれども。

続きまして、事務事業、それから人事評価制度については、どちらについてもとりあえずは行政内部で評価制度をつくり上げた上に、やはり町民からも委員として上げたいという理解でよろしいでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 最後、いらっしゃいませ運動のこともありましたので、一言だけ。

決してそのこと一言だけで済まそうということではないのです。いらっしゃいませというのは、お客様に対して言う言葉でありまして、これは飲食店であろうがいろんなサービス業であろうが皆さんそういうふうなところからスタートをするということで、マニュアル化して確実にそのとおりということではなくて、私が言いますのは、いらっしゃいませ、あわせて朝であればおはようございますとか、さらにはお昼であればこんにちはと、お帰りになるところであればお疲れさまでございましたというような言い方というのは、その一言を発せれることによって次から次といいましようか、いろんな言葉が自分なりにアレンジしながら出てくると、そういうことの訓練のためも含めてのことでございます。そういうところがまだどうも板についていないということであれば、まだまだ心からそういうところの域に達していないということではないかなと。いずれにしても、お客様に対して不快な思いをさせないというところの人間関係の最初のごあいさつのところをしっかりとやろうという運動でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

事務事業評価につきましては、先進事例などではいろんな町民の方々に参加をいただきながら、またそういう方々の評価もいただきながら進めている部分もあるということで、そのところは今後の検討でありますけれども、先進地の事例を十分調査した中でそういうことを決めていきたいなというふうに思っております。

人事評価につきましては、先ほど言いましたように、私自身まだまだイメージができていない部分や職員の評価ということになりますと、常日ごろの行動、言動、それから実際の活動、そういった業務の内容について細かく評価がされてくるものというふうに思いますので、その部分については当面内部の職員において実施をしていきたいというふうな考え方でございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇**深川議員** 続きまして、夕張市を参考に挙げられている件についてでございますけれども、財政状況の厳しいところは夕張市を題材に挙げればおのずと結果が見えてくるといふ、夕張市にとっては大変失礼ですが、そういった使いやすさも含めて使われているのかと思いますけれども、ただ現状の財政状況、今までの説明を聞いておりますと、我々も含めてでしょうが、合併をしたので心配はないような安心感というのがどこかにあると思うのです。これからやろうとするのは、合併をして大空町として自立がしていけるのかどうかということが一番肝心な問題だと思うのです。ですから、なぜ比較を挙げたかといいますと、夕張市と比較をさせていただいて、大変失礼ですがけれども、この大空町はレッドカードなのかイエローカードなのか、イエローとレッドが半々なのか、この辺の考え方について前段昨日の前出議員は数字的なことを挙げておりましたけれども、住民にとっても現状がわからなければこれからどうしていくのか、どこまで我慢するのかと、そういったことが直接伝わらないと思うのですが、いかがでしょうか。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 合併をして財政的に安心感があると、私はまだそこまでの心持ちには至っていないのが正直なところであります。では、そういうような我が町の財政状況はイエローなのかレッドなのか間のオレンジなのかということなのですけれども、そこまではちょっとまだ具体的な数値ではありませんけれども、例えば実質公債費比率が22.7%ということであれば、レッドではないと私は思っていますけれども、イエローと言えばイエローカードのところなのかなというふうに思います。ただ漫然と財政経営、市町村経営をしていけばいいというものではなくて、かなりそういったものを精査しながらしていかなければならないと。今自治体の再生法というようなものが議論をされております。これは、平成21年度から施行されると、今の予定でいうとそんなような予定だそうでございます。平成20年度の決算から適用するということのようにでございます。例えば実質公債費比率なども22.7%ということでもありますけれども、今までは主に一般会計のことが論じられていたり、さらには事業会計のことぐらいまではいろいろなところで出てくると。しかし、第三セクターだとかそういったようなところまで踏み込んですべての市町村関連会計を連結決算してみるという中で、一体どの程度の例えば負債があるのか、赤字になっているのか、黒字になっているのかというようなことを示すものというようなことのようにございます。実際には、市町村は決算財政状況調査というものを総務省に報告をしてございます。それは、当然一般会計もありますけれども、そのほかの特別会計なども報告をしておりますし、最近においては第三セクターの経営状況というようなものも報告を求められているということでもあります。ですから、実際に法律の施行は今言った平成21年度、決算でいいますと20年度の決算からというようなことでもありますけれども、その前段においてもその考え方をもとにある程度の全体の連結決算をしたときの市町村の財務状況というものが判断できるのではないかと、そんなふうに言われてございます。また、そういったものについて総務省は、今ですから、17年度の決算だと思うのですけれども、

そういうようなものを取りまとめてこの3月中にも公表をするようなことも念頭にあるようにございます。そうすると、市町村の財務状況が順番づけというのでしょうか、ランクづけされるというようなことも出てくるだろうというふうに思います。そういった中で、我が町はどういう位置にあるのかというようなことも場合によっては町民の方々にお示しできるような、ちょっと怖いような気もするのですけれども、そんなようなこともあるのではないかとというふうに思います。そういうことでいけば、そういう中で本当の意味での町の実力といいたしましょうか、財務状況というものが町民の方に伝わっていくのではないかと。そういうようなものをもとに今後私どもとすれば説明をさせていただきたいと。今まででいうと、よく市町村の職員間の中で表に出ている数字はこうなのだけれども、実際にはあそこの市町村にはこういうようなものがあるのではないかと、うちで言えばこんなものがあってその部分については実質的には反映されていないというような、そういうような話が出ます。ですから、どうも一つの数値だけでは十分に判定し切れないというようなことがありますけれども、今後そういったものがさらに精度が高くなっていくだろうというふうに思っておりますので、その中で町民の方々には説明を申し上げてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 ただ、単純に夕張を題材に出しますと、ここにも資料ございますけれども、三十有数の観光施設を持って運営をしていたと。当時はよかったのでしょうか、非常に結果が出ると厳しいのかなど。これは、スタート以前から結果はわかっていたような気はしないでもないのですが、ただ問題なのはやはり投資すべきところには投資をしなければならない、やはり希望の光も当てなければならない、そういったときに投資のできない題材として夕張市を使うというのは、若干の危惧はいたします。その点については、指摘をしておきたいと思っておりますけれども。

続きまして、大空町の観光、今後の考え方についてでございます。その中で投資の考え方についても述べておりますけれども、聞いておりますけれども、なかなかこういった時節柄企業あるいはそういったものを誘致するというのは至難のわざだと思うのですが、その中にやはり観光として人を一人でも多く誘致するというのは可能性は極めて高いのではないかと、そういった素材についても近隣には大変そろっていると。そういった中でそういったことをうまく利用することによって外部の情報も得られますし、さらに来ていただいて帰っていただくことによって情報も発信ができると。さらに、体験メニューなどをふやしていただきますと、都市間交流も含めて定住促進にもつながる可能性は大ではないかと、このように考えているのですが、その辺のお考えはありませんか。

◇議 長 町長。

◇町 長 夕張の例を出して投資をしないという理由にした覚えはございません。私は、

夕張が新聞報道などでは観光施設にいろいろな投資をされてきたということであるので、今後そういうような事例を見ながら、見たというか、報道されている内容を見ますと、今後そういうような収益事業を展開するときには慎重にしていかなければならない、十分その管理経費というようなものも含めた中で採算性などを見て投資をしていかなければならないのではないかと、そのように申し上げたつもりでありますし、決してすべてについて投資をしないというふうなことを申し上げた気持ちはございません。私なりにきちんとした根拠の中で説明ができるような、そういうものでなければ提案者としての使命というものが果たせないというふうに思っておりますので、今現在はそういうようなことについて考え方を取りまとめている最中だということでご理解を賜りたいと思います。

また、企業誘致、例えば観光施設等も含めて企業誘致ということもあろうかと思えますし、製造業などのそういう大きな雇用を期待できるような誘致というふうなものもあろうかと思えます。今おっしゃっているのは、観光の関係ではないのかなというふうに思いますので、確かにいろんな方にご紹介をいただいたり、情報をいただいたりということで観光の分野に参入がどうだろうかというようなことで、例えば芝桜公園の状況等をごらんいただいた経過にありますけれども、まだまだ結実して、実ってはいない状況であります。ただ、そういう大きなものを誘致するということも必要ですけれども、一人一人というようなことで申し上げますと、例えば先日財産の貸し付けについてご協議をさせていただきました講談師の神田山陽さんなどは、この地域において、そして全国に向けていろんなことを発信していこうと、そしてその取り組みを開始してみたいという中には子供たちの成長を手助けするようなことのほかに、さらに地元の産品を使った、そういうようなものの紹介、PR、地元発信というようなことも申されておりました。そういうものも今後いろんな方々にこの地域に来ていただく、そういうカンフル剤といいましょうか、そういうことのもとなるのではないかというふうに考えているところでもあります。大人数でたくさんに期待ができる企業等ということであれば、なかなか時間的なものもかかってこようと思えますけれども、まず私どもでできること、そういう小さなところも含めて充実をさせていく、また人1人でもありますけれども、そういう方々を誘致していくということも大変大切なことではないかというふうに思いますので、積極的に取り組ませていただきたいと、そんなふうに思っております。よろしく願いを申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 観光客の誘致と、誘致と言うのは大変お客様に対しては失礼なのかと思いますが、空港を兼ね備えます玄関口でもあるわけですが、そういったことをやはり有効的に、効率的に利用する可能性はまだ残っているのではないかと、このように思うわけです。先ほども、私の考え違いでしたらおわびをしなければなりませんけれども、やはり財政的に資金が得られる施設というのも、これは当然これから目指していかなければならないと。やはり国から来る補助金は少なくなる、交付金も少なくなる、そういった中でどんどん、どんどん収縮していくことを考えると、あとはあ

る程度の自賄いの収入がなければならないということにたどり着くわけですが、そういった中で危険性を伴うものに対して冒険をするという意味ではないですけれども、やはりある程度の先行投資も必要なことは必要であって、よそがやっとうまくいったから、こっちもやりましょうということになると、恐らく5年から10年はスライドしていくと思いますので、ただ行政の感覚としてそこまで枠から外れて考えるというのは非常に至難のわざかとは思いますが、先ほども町長がおっしゃっているとおり、この大空町のPRも含めてこれからやるべき事業の投資も考えてはいかかかと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 そういった問題についてもいろいろと考えてまいりたいと、そんなふうに思っています。先ほどから何回となくお話をさせていただいておりますけれども、決して地域の活性化というか、財政が厳しいから何もやらないというようなお話を申し上げているつもりは一切ございません。ただ、住民の方々にきちっと説明をできる、そういう内容を持ってお諮りをしなければならないと、それが私どもの使命の一つだろうというふうに思っています。ですから、私どもなりにそういう考え方をまとめた折には、広く町民の皆さんにも、また議会にもお諮りをさせていただくこともあろうかというふうに思っています。

また、女満別空港、玄関口ということでいろんな展開も可能ではないかというようなお話もいただきました。先ほど樫原議員のご質問の中でも、空港施設の活用というようなお話もありました。一時期オホーツク観光連盟が置いております観光案内所、そういうものを地元でやってはどうだというようなことをお聞かせいただいた、そういうご提案をいただいた方もいらっしゃいました。そういうことも地元で受け皿があるのであれば、本当に正直まじめに考えていかなければならないと、そんなふうにも思っているところもあります。そういう中で、やはり行政だけではそういったことも十分でき得ていきませんので、やはり地域の方々の発案と、そういったものを後押しをする行政というような形、場合によっては逆の手法で行政が牽引車になっていかなければならないと、いろんな場面があるかと思いますが、いずれにしても連携をしてやっていかなければならないことだというふうに思っておりますので、これからご指導をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 そういいますと、なかなかこの財政状況ですから、片方では健全財政をやれと言っておいて、片方では投資もしなさいと言うと非常にギャップがあるのかなと、このようには思うわけですが、ただ今後の課題として、こういった逼迫した財政状況の中で至難のわざかとは思いますが、本当に一日でも早く合併してよかったということにつながるように引き締めるところは引き締めると、投資するべきところは投資をすると、それとそういったものを連結して、決算も連結をするのであれ

ば、やはりそういった施設についても連携をしながら、多機能を持たせながら、少しでも多くの人々に知ってもらい、利用してもらうことをやるべきではないかと思います。それによってさらに、前々段階で挙げておりますけれども、地域の活性化にもつながると、このように考えているわけですが、ただ都市公園も含めてなかなか利用状況も少ないということも、これは1カ所かな、1カ所の公園についてはなかなか利用頻度も少ないこともありますけれども、その管理をしていかなければならないことは理解するのですけれども、そういったことも含めて今後やはりある程度の情報発信といいますか、情報発信の戦略といいたしうか、大きくなったことによってそういった発信の幅も広がったと思うわけですが、そういったことに対しての投資の考え方はどうなのかお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先日町民の方とお話をしていて、東藻琴の地域の方でありましたけれども、芝桜公園のところの温泉はもうふたしてとめておいてくれというようなご意見もいただいた方もありました。しかし、私はそうではないと。そんなようなせっかく出た温泉でもあります。そういう意味で地元の方は例えば、その方は余り使わないとは言ったのですけれども、いろんな使い方があるだろうというようなことで、いろんな分野から今考えております。企業の誘致も考えてはいるし、ただそれが簡単なものではないというようなことのお話もさせていただきました。さらには、出た温泉をいかに有効にしていくかと。ただ、経費などもかかるということで、町民の理解を得るためには今後の管理経費を少なくしながらやっていくということも必要になってくるのではないかと、いろんなお話をさせていただきました。町民の方々いろいろ、逆なご意見をいただいた方もあって、早く100人規模の宿泊施設つくってくれと言われた方ももちろんあります。そういう中で、先ほどから何回となく申し上げておりますけれども、まずそういったいろんなご意見にきちっと説明ができるような、そういう中身のものをつくらせていただいて、そしてご協議をさせていただきたいということでありますので、これについてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

都市公園については、本来の目的が地域観光というところとは結びついていません。現実都市計画区域を引いた中で、女満別地域に四つの都市公園があります。ただ、場所によっては町民憩いの広場的な、そういう緑地もあれば、将来ひょっとしたら観光の方々が立ち寄っていただけるような、そういう公園に変貌できなくもないなというような、そういう場所もあります。そういうことで都市公園に限らず地域の中にある公園ということでいけば、地域の方はもちろん、観光の方々も含めてご利用いただける場所と、そんなふうにも思っております。東藻琴の乳酪館の前に広がる緑地等についてもいろんな方がご利用いただけるような場所ではないかというふうに思いますので、そういうようなものを財産と位置づけながら適切に管理をしていきたいというふうに思います。

また、大空町ということで、先日オホーツク・エリア・アイデンティティーというような運動、オホーツクという名のもとにいろんな情報発信をしていこうではないか

と。これは、網走支庁管内の各市町村や企業の方々も含めてそういうような運動を展開していこうという中の一環として市町村のイメージ、オホーツクのイメージというものを調査する項目がございました。その中で見ますと、道内の方々でありましたけれども、まだまだ大空町の認知度というのは50%を少し超えた程度ということで、合併をした後すぐ昨年の夏に調査をしたというようなことから、そういうような結果ではなかったのかなというふうに思っております。そういうことからいけば、今後まず地域の中でこの大空町というものを売り込んでいく、そういう活動も必要ではないかと、そんなふうに思っております。具体的に何か大きな事業として展開をしていくというような予算組みにはなってはおりませんが、お金をかけるだけではなくて、いろんな機会を上手に利用しながら、さらに大空町というものを売りに出していいでしょうか、PRしていきたいというふうに思います。今回、町のシンボルマークというようなものも皆さんによって決めていただいた経過もあります。ああいうようなものも活用させていただきながら、PRに努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 PRについては理解をしますけれども、くしくも温泉の話が出ましたけれども、とめておくと、やれというのと両方があるはずですが、合併も同じように、する人としたくないという人がいたのも事実でございますから、その辺は賛否両論あってしかるべきかなと、このように考えております。ただ、あとはいかに先見性を持って見詰めるか、それを現実的にとらえるかの違いが出てくると、このように考えております。

続きまして、水道事業ですが、先ほど説明をしていただきましたけれども、国の方針によって今後変わることが予測されておまして、その辺についても説明をされましたけれども、こういったことについてはやはり地域住民あるいは町民にとって直接的な問題、また料金的なこともございますし、そういったことについてなるべく、できるだけ早くこういったものは、資料、そういったものについても提出を願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど言いました経営審議会というものにまずお諮りすることも一つありますけれども、きのうのご質問の中で町の中にはいろいろな課題があって、それを町民にまず考えていただく一つとして広報などでもPRをさせていただきたいというふうに申し上げました。また、議会には追って説明する機会というものもつくってまいりたいというふうに思いますけれども、町民の方々に今の水道事業がどんなような状況になっているかということで、あちこちに指示を出しましたので、何月かはちょっとずれているのですが、そう遠くないところで町民向けの広報紙の中で町の水道事業の現況というようなことについてはまず情報として提供をさせていただきたいと、

そんなふうに考えてございます。そのときにすぐさま何かを決めるということではございませんけれども、現状の課題としてこんなものがあるのだということをまずもって皆さんにお知りをいただきたいというようなことで、その状況について特集を組んでまいりたいというふうに思っております。また、あわせて議会などにも状況報告というようなことでお話をする機会も設定をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 一番心配されるのは、今後のことでしょうけれども、現状と、そしてこれから出てくるであろう料金設定の関係でございますので、これはやはり住民生活、ライフライン密着しておりますので、この辺はなるべく早目に提示をしていただきたいと。

それと、やはり今後の課題として、この女満別地区においては大変水で苦勞されていることは理解はしております。それで、何とかその辺についても今後模索していかないとなかなか難しい課題もあるのかなと。そういった言い方をすると本当に失礼でしょうけれども、大事な水が足りなくても本当に要らない水は昨年の災害のようにたくさん来るわけですが、その辺のギャップはあるでしょうけれども、やはり住民の生活に本当に必要なものですので、今後現状で行われているシステム以外に考え方はお持ちでないのかどうか。東藻琴地区から引っ張ろうとしてもなかなか水道が足りないということは聞いておりますけれども、調査をするぐらいの姿勢はあってもしかるべきかと思うのですが、いかがでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 料金体系のことについてのお話もありました。合併に伴いまして、両地域の基本水量というものが違っておりました。これにつきましては、東藻琴地域で使っておりました基本水量は8立米とするということに統一をいたしました。しかし、料金体系については投資した金額等違うと、過去の経過もあるということで合併時には統一をしていない状況にあります。そんな中で女満別本町地区は基本料が1, 344円、そして超過料金1立米に対して168円ということでございます。女満別高台地区は、基本料金は本町地区と同じ1, 344円、超過料金は105円でございます。東藻琴地区は、基本料金は先ほどより少し安くなっておりまして1, 040円、超過料金が1立米につき130円というような状況にございます。現在女満別本町地区、女満別高台地区については未普及地域の解消というようなことをまず精力的に取り組んでいるところでございます。女満別地域においては、河川の下流域というようなことから、良質な水資源の確保をするということが過去なかなか難しいような状況の中で、水道の整備が他の市町村から比べると少しおくらしているというような状況であったかと、そのように考えてございます。今後水源については、今時点においては新しい水源を確保いたしましたので、水量的には問題がないと、そんなふうに当面考えておりますけれども、やはり飲料水、営農用水を含めて水というのは大変重要なものである

と、そのような認識を持っています。一方で、農業用水の畑地かんがいの用水などもある地域には通水しているというような状況もあります。町の中の飲料水等今後考える中でいろんな検討材料というものが出てくるだろうというふうに思いますので、そういった面については今後も十分検討させていただきながら対処させていただきたいというふうに思います。今まだ具体的な考え方というものは定まっておりませんが、大変重要なことだというふうな認識を持っておりますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時38分
再開 午後 2時48分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 通告に従い、大きな2項目にわたって質問をしたいわけでありましてけれども、大変お疲れだと思います。なるべくコンパクトにやりたいというふうに考えてございますが、いましばらくご辛抱願いたいと、このように思っております。新年度の第1回目の予算定例会に向けて、通告に従って、質問をさせていただきたいと思っております。私は、2項目にわたって質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1項目は、いじめ、不登校問題などの教育現場の対応と現状についてであります。このことにつきましては、既にご承知のとおり、私昨年9月の定例会で一般質問としてさせてもらっております。そういうことで現時点に立って改めてその後の経過も含めてお聞かせ願いたいと、このように考えている次第なわけであります。

まず最初に、その1点として、道教委によりまして昨年12月に実施をされたいじめに関する実態調査は、どう行われて、その分析結果はどう出ているのかということをもまずお尋ねをしたいと思っております。

第2点といたしまして、昨年9月定例会におきましては教育長の答弁はいじめ、不登校は存在しないとの見解を披瀝されたわけでありましてけれども、現時点に立ちましていじめ、不登校などの事実は大空町の学校には存在しているのかどうか、したのかどうかと、こういうことについて改めて伺わせていただきたいのであります。

第3点といたしまして、たまたま私が9月の定例会においてこの問題を取り上げたからではもちろんないわけですが、偶然の一致で、その後全国をまさにあらしのように、あるいは顕在化しましたといいますか、潜在化したというふうないじめの自殺問題、あるいは後半においては高校の必修科目の履修漏れなど、言ってしまう

ば教育委員会の対応のおくれ、あるいは危機管理能力の欠如というような問題が問題として指摘されている、そのことを背景にいたしまして教育委員会の制度そのものを廃止したらどうかという論も実は台頭していると。ご存じのように、教育再生会議第1次報告が1月の24日にまとめられておりますけれども、その動向などを含めて教育委員会の果たすべき役割についてお伺いをしたいと、このように思っている次第であります。

大きな2項目めは、町政執行方針でございます。このことにつきましては、各同僚議員がそれぞれ質問をされております。大分重なり合っている部分がございますので、私の方からは私が通告用紙で出しました内容を一応読み上げますが、不必要な部分については省いてもらって結構であります。ただし、まちづくりに臨む基本的な考え方ということについては、多少重なってももう一度町長の真意といいますか、お伺いをしておきたいと思ひますし、2点目の財政再建と行政改革はどう反映されたか、これも直前の同僚議員がかなり突っ込んだ話も実はされておる次第であります。このことにつきましてはそれを踏まえた上で予算編成上でシーリングといいますか、その観点からどのように予算にその思想が反映されて実行されてきているのかということに絞ってひとつお答えを願いたいなど、このように考えてございます。後ほど議論の中ではちょっと広がりを持つかもしれませんが。

3点目といたしまして、企業誘致と補助金のあり方についてであります。このことについては、一番力を入れてお尋ねをしたいと思ひてございますので、今回の予算の目玉も含めて企業誘致に関する補助金のあり方、町長のご見解をお伺いしたいと思ひております。

4点目として、山下町長がまさに自分の大きな柱として、信念として持たれているであろう対話と協働についてであります。このことにつきましては、いろいろと語られているわけではあります。執行方針の中ではどちらかといったら自治会との関係でお話をしていますが、本質的な基本的な構えといいますか、そんなことの観点から私は切り口を町長の民主主義観を聞きたいと。民主主義とは何かという話をちょっとお聞かせ願いたい、このように考えている次第であります。

最後の5点目は、農協合併問題が農業政策にもたらす影響について。このことについてもある同僚議員が昨日もかなりいろいろとお聞きしているわけではあります。その答弁もらっている分を前提にした上でお答え願いたいと思ひているのですが、私はそれぞれの自主的な経済団体でももちろんありますけれども、町長として農業政策執行上のリーダーシップとしてその観点からこの問題をどうとらえるのかと、とらえてきたのかと、どういう対応があるべきなのかということについてももう少しお話を聞かせ願いたいと、実はこういうふうに考えてございますので、後ほど第2点、1回目の質問はこれで終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 日ごろからいじめ、不登校問題に関しまして大変ご心配をいただいております。貴重なご意見、ご示唆をいただいております。いじめの問題は、どこでも起

こり得ると認識しております。しかし、いかなる事情があろうともいじめられる側の立場に立ってその子供たちの安全と人権を尊重する観点に立ち、いじめられる側の児童生徒に対して毅然とした態度で指導するよう各学校をお願いしているところでございます。本町におきましてもいじめの発生件数を確認しております。いじめられている側がいじめと感じた場合はいじめであるとして、学級、学年、学校全体で指導のほか、双方の子供たちに対しての個別指導や家庭と連携した指導で対応しております。その基盤として教職員がいじめから子供たちを守り、救う取り組みを確認しております。問題が発生した場合には校内の基本対応の確立、学校全体での指導の連携強化、教育相談機関との連携、保護者、PTAとの連携協力関係の構築等、総合的にいじめ対策が行えるよう学校全体として取り組むよう指導しておりますが、今後とも注意深く取り組むよう指導してまいります。最近の東京都の児童相談所におけるカウンセリング相談事例から、いじめの構造が変化してきており、だれもが被害者になり得るし、加害者にもなり得るとの報告が出ておりますので、こうしたいじめ構造の変化にも念頭に置きながら対応してまいります。

次に、不登校等の関係であります。この問題につきましても不登校に至るにはさまざまな要因があると認識しております。現在不登校の児童生徒を確認しております。今後とも常に命のとうとさや他人への思いやりの心を大切にすることに十分配慮した教育活動の展開が必要であり、学校、PTA、保護者が大人の責任としていじめ問題や不登校問題を解決するとの意識を高め、連携を密にしながら対応してまいりたいと存じます。

具体的な各学校、地域や保護者の皆様との連携対応状況につきましては、教育長から答弁いたします。よろしくお願いいたします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それでは、私の方から具体的な質問内容にお答えをしてまいりたいと、このように思います。

まず最初に、道教委によるいじめ実態調査等の実施と分析結果がどう出ているかということでございますが、調査は先ほど小島議員がおっしゃられましたように12月の中旬におりてまいりまして、北海道教育委員会が実施という形で小学校、中学校、高等学校に調査票が教育委員会を通しておりてきてそれぞれの学校に配付をいたしました。この目的は、児童生徒や教師のいじめに対する意識と現況を把握するためのアンケート調査でありました。児童生徒については、各家庭に持ち帰らせて家庭でつけて封筒に入れて厳封をして学校が回収をし、さらに教育委員会が回収をして教育委員会が一括して道教委に郵送をさせていただきます。その間、中身を先生方も教育委員会も見ることとはできません。そういう調査方法をとられて今回ございました。内容ですが、その調査票は見本が我々の方にも回ってきているのですが、4月からその調査を今つけるその12月中旬までの間にあなたはいじめられたことがありますかというような内容の調査でございました。大空町全体小中高、高校は東藻琴高校でございますが、回収率は児童生徒合わせて60.3%と、個々のことは数値出てきませんので。それ

から、教職員にも回答させているのですが、教職員の回答率は32%でありました。その調査の最初の概要が入ってまいったのでありますが、全町4月から12月中旬まで小中高校生全部合わせて道教委から数値が知らされてきたのは、33件という数値でございました。小中高合わせて4月から12月中旬までです。その内容ですが、いじめられたというより、子供たちは丸つけていくのですが、内容として本町の子供たちが丸をつけた内容を申し上げますと、無視、持ち物隠し、悪口、たたかれたと、仲間外れにされたと、からかわれたと、やりたくないことをやらせられたと、それからメールによる中傷でありました。いじめられた、逆に言いますといじめた相手は自分の同じ学級の同級生、同じ学年のほかのクラスの生徒、それから上級生、あるいは下級生、そして先生というのもありました。この結果が概要が教育委員会に来ましたので、早速各学校に各学校ごとの情報について連絡をし、それぞれの学校で指導の参考資料として活用するようにと、それをもとにして指導するようというところで指示をしております。つい何日か前に新聞にも中間の概要報告が出ておりましたが、現在北海道教育委員会では結果の分析を急いでいるということでありまして、全部の調査結果の分析が整い次第、それぞれ委員会にも再度調査結果の分析の詳細が送られてまいりますので、それらの分析を通して今後さらに町内全体にわたるいじめについて、その調査を受けたものの指導に当たってまいりたいと、このように思っております。

具体的な質問の二つ目ですが、いじめ、不登校などの事実は存在したのかと、またその現状と対策についてということで9月の26日の定例会で小島議員から質問をお受けいたしました。9月の時点での定義の問題とか、その状況の把握等について十分把握できていない面がありましたが、その後の学校の情報提供等から7月ごろからいじめが行われていたケースがあったということを事実として確認をしております。いじめの問題が潜在的で先生方の見えないところで行われるという状況があるにしろ、早期にそうした状況を学校、そして教育委員会が把握できなかったということについては反省をしなければならないと、このように認識をしておりますし、現在もいじめのケースがあるというように学校から報告を受けており、委員会としても対応等、指導等に当たっております。報告のあった学校では、経過的なことになりますが、早速クラス担任の先生を中心に実態の把握と保護者の協力、さらには学級、学年での指導、全校朝会で校長がいじめは絶対に許されないことだということの講話をしたり、さらには学級だより、学校だより等を通して保護者にもその実態といじめがあつてはいけないということの理解等を求めて指導してまいりました結果、当初9月、そして10月等にあつたいじめについては解決されたと、このように報告を受けてございますが、その後新たなものもあるということも一緒に報告を受けております。不登校につきましても存在しておりまして、解決したものと現在も対応中のものがございます。これらいじめ、不登校問題の事実及び学校等に対する取り組み、指導等の経過、あるいは収束等の状況については逐一厚生文教常任委員会でも報告をさせていただいたところでございます。細かな件数等につきましては、前回のときも申し上げましたが、プライバシーの保護等の関係上、この場での公表は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

対応でございますが、既にこれまでの解決されていく中でもそうした手法もとって

まいったのですが、改めて今後教育委員会として次のような点からさらなる対策を講じてまいりたいというように存じております。一つは、先ほど道教委の報告で4月から12月の中旬まで33件小中高であったというこの数値の問題と、各学校から4月から今まで報告されているいじめの件数というものが実態として二つの数字が出ているのですが、それらを踏まえながら今後以下のようなことで対応してまいりたいというふうに思っております。

一つ目ですが、いじめは絶対に許されないという、こうした人権侵害に対する認識というものを学校の中に行き渡らせて、そうした学校風土をつくっていききたいということです。それから、いじめはいじめの子がいるから発生する問題であるという認識、そういうことから家庭に対するいじめ問題の防止や家庭教育のあり方についても啓発をしてまいりたいと、このように考えてございます。3月の3日のNHKのいじめ問題の特集の2時間、3時間でしたか、2時間半ぐらいの特集の中でもありましたが、子供たちもいろいろ言うておりました。いろんな経験者の人も言うていましたが、やっぱりいじめは犯罪であるという認識も大事でないかというようなことをたくさんの方々が指摘しておりましたので、そういう押さえ方も大事だろうというふうに思っています。

二つ目ですが、各学校におけるいじめに関する指導については、いじめの問題は先ほど委員長からの答弁ありましたように、どこの学校でも起こり得ると、こういう認識のもとにいじめを受けている子供を守るということを第一義として早期発見、早期解決に当たりたいと、このように思っております。道教委の調査項目の概要等の中でも指摘されているのですが、いじめられた子供が苦痛を感じていれば、それはいじめであるという新たないじめ観に立って今後迅速な対応をしてまいりたいと、このように思っております。

3点目ですが、いじめや不登校児童生徒のいない学校づくりに努力していくことが、学校が法的に子供を預かっている、そういう関係上の責務であるということで学校と教育委員会の協力関係を一層高めてまいりたいと、このように思っております。

四つ目ですが、昨年学校の生徒指導の担当者と保健福祉関係部局の方と北見の児童相談所の相談員の方々に入っただいて児童生徒問題サポートチームというのを大空町で設置をいたしました。それらのチームとの連携を図りながら今後さらに指導を緊密に行ってまいりたいと、このように思っております。

5点目ですが、保護者、教職員、教育関係者が未然防止や早期発見に努め、適切な対応がとれるようにいじめや不登校に関する研修の機会を設定していききたいと、このように考えてございます。今年度も家庭教育講座でいじめに関する講座を東藻琴で1カ所、女満別で1カ所開催して、どの会場も満席になるほどの保護者の方々、町民の方々のご聴講いただいて、これらに対する関心を深めていただいたところでございますが、こうしたことの研修の機会をさらに拡充をしていききたいということでもあります。

6点目ですが、前回9月の折にも申し上げましたが、毎月開いております大空町内の校長園長会議、教頭会議における情報交流、指導の徹底と、解決に向けた全町的な取り組み体制を一層強化してまいりたいと、このように思っております。

最後、7点目ですが、いじめ問題に関して道教委の調査結果と先ほど申しました学

校から上がってきた数との間にずれがございますが、これは道教委からのさらに詳細な分析結果等を受けながら今後さらに対応してまいりたいと、このように思います。

以上、道教委の調査といじめの実態、それから対応等について1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 私からも小島議員の一般質問、一つの項目、もう一つの項目、ご答弁を申し上げます。

教育委員会が果たすべき役割について、現在教育再生会議の中で教育委員会の制度の廃止論というようなものがあるけれども、どのように考えているのかということについて私の方からまずご答弁をさせていただきたいと思います。昨年10月の10日に教育再生会議が設置をされ、12月15日には教育基本法が可決成立をいたしました。教育再生会議は、この1月に第1次報告というものが出されております。現在文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会において学校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法の改正ですとか、学習指導要領の改訂等、そういった論議がなされているというふうに聞いておりまして、この22日にもその答申が出されてまいるといふふうに聞いております。教育改革の姿がその中ではっきりと示されてくるのではないかとこのように思っております。教育再生会議の報告書の中では、教育委員会制度の見直しのことについても提起されております。人口5万人以下の小規模の市町村の教育委員会は、統廃合というような報告が出されてございます。私は、全国的に一律の基準でいいものと、さらにはその地域の特色を出した方がいいものと、このようにその役割というものがあるのではないかと、そんなふうに思っております。全国一律の基準でいいと私なりに思うもの、少し考えますと、消防であったり、ごみの問題、それから保険、健康保険というのでしょうか、そういうようなもの、また上下水道ですとか、選挙の規定、監査のやり方というようなものについては一律でいいのではないかなと、私はそんなふうにも思っております。しかし、教育というのは、全国当然同じレベルにするために統一が必要なものという部分もありますけれども、その地域の特色を出していくと。教育というのは、家庭や学校や地域社会があって、そして教育を支えていくべきではないかというような言い方がありますが、そういった意味でその地域の特色というものを示していく、そういう役割も担っているのではないかなというふうに思っております。昨年衆議院の文部科学委員会の方々が東藻琴高等学校に視察調査に訪れてくださいました。そして、地域と学校との結びつきの深さですとか、教育現場のいろんな状況を伺った中でいろんな課題が今の教育の現場にあるわけでありまして、教育の現場の模範というのはここにあるのではないかと、そういうふうに言われていた委員の方もおりました。そういった意味で教育というものもそういう地域の特色を出していくべきそういうものの一つではないかというような考え方を持っておりますので、この5万人以下の小規模市町村の教育委員会は統廃合と、中にこういう項目が、いろんなほかの項目についてはもっと細かな説明が加えられているわけなのですが、報告書の中には、この

部分については単にこの1行のみの報告の内容ということで、非常に私自身とすれば唐突な内容ではないのかなと、そんなふう感じたところでございます。今回の報告書の中で教育委員会が果たすべき役割というようなことについていろいろな角度から報告がなされておりますけれども、私は先ほど言いましたように教育というのは家庭があったり、地域があったり、学校があったり、その中でいろんな相互機能を活用しながら子供たちの教育、成長というものを守っていくべきものと、その中に教育委員会が果たすべき役割とすれば、その地域の教育の方針を掲げたり、家庭や地域や学校というものを上手に結びつけていく、そういう役目が教育委員会にあるのではないかというふうに思っております。今回の教育再生会議の報告の中では、教育委員会よ、もっとしっかりしろと、そういうような意味合いが非常に強かったのではないかというふうに考えてございます。このように今回の報告書について私なりに考えたところをご答弁として申し上げさせていただきました。

続きまして、まちづくりに臨む基本的な考え方ということで、執行方針の一番最後の部分で一体何を信念として、どのような目標を持ち、どういったまちづくりを進めようとしてきたのか、初心に立ち返ってもう一度頑張りたいというようなことを書きましたけれども、非常に抽象的であったかなと、そんなふうに思って反省をしております。私の信念といいましょうか、終始一貫申し上げておりますのは、まちづくりというのは私は愛情から生まれてくるものだというふうに思います。その地域、町を愛すると、またそこに住む、そういう方々を愛するということからまちづくりを進めていかなければならない、そのように常日ごろ自分の気持ちの中で思っておりますので、そういうことを信念と持ちながら進めてまいりたいと。何を目標にしてきたかと。それは、子供たちや若い世代の人たちはいろんな将来に向かっての夢があると、その夢を少しでも多く実現をできるような、そんな目標を持ちたいと。さらには、働いている方々が元気が出せるような、そんな地域づくりをしてみたいと。そして、今人や環境の中で安心とか安全ということが非常に損なわれてきていると、そういうものをしっかりと兼ね備えた、そういう地域でなければならぬ、そのことをキーワードにしていきたいというふうに思っております。またさらに、大空町ということになったということで、合併をした市町村ということでもありますので、特に合併をした以降大空町長といたしましてはその両地域の個性、さらには一体感の融合というものを大切にしたいまちづくりを目標に掲げてまいりたいと、そんなふうに思っております。そういった中でどういったまちづくりをするのかと、その行政経営の手法というものに対しては、対話、これは単に話を聞くということだけではなくて、情報を皆さんと同じレベルで持って、そして論じ合っていただく、そして協働、町民の方々が主体的にまちづくり、町民の方の主人公であるまちづくりということであれば、生活の現場に起因した、また生活の方々のそういう視点を大切にしたいところから物事を考える、そういうまちづくりの手法をとっていきたいということで、初心をこういふことで思い起こしながらまちづくりに取り組んでいきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、予算編成上財政的な部分でどのようなことを一つ目標にしてきたかというようなことで予算編成上のことについてお尋ねをいただきましたので、その内容につ

いてご説明申し上げたいと思います。当然行政改革推進委員会に現在諮問をしているところでありすけれども、それをただ待っているということではなくて、実際のその現場、現場ではいろんな前倒しをして実施をしまいたいというようなことで、平成19年度の予算編成に当たっては枠配分ということではなしにシーリングを設定して経常経費の節減を図っていこうということにいたしました。シーリングの内容につきましてでありますけれども、旅費につきましては前年度の旅行回数の範囲内と。消耗品については、前年度のマイナス3%と。燃料費、光熱水費につきましては予算におけるその使用量、量のマイナス3%と。当然単価アップ等が考えられておりましたので、量で示しました。また、複写機借上料につきましては、前年度の3%というようなことのシーリング目標を持ちながら予算編成に当たりました。結果といたしまして、旅費につきましては218万円の減額、消耗品については1,479万円の減額、燃料費につきましては先ほど申しましたように単価がアップした関係もありまして、0.9%のマイナスの87万円というところにとどまっております。光熱水費については、2.5%マイナスの234万円が減額できました。複写機借上料については、145万円の減少であります。こういったシーリング枠を設定したものの合計では、2,163万円を前年度から削減できたというようなところであります。物件費、こういったもろもろでございますけれども、全体ではそのほかのものも含めて3,854万円の削減というところになったところでございます。本年度については、そういった物件費などの経常的な経費の削減を実施いたしました。次年度、20年度といいましょうか、20年度の予算でいけば行政改革大綱の内容が示されてまいります。推進計画が示されていますので、当然それに基づいた取り扱いをしていきたいというふうには思っておりますけれども、大綱そのものは19年度の当初に出されてくるというふうに思います。20年度の予算編成を待つまでもなく実施できるものについては、19年度から実施をしまいたいと、そんなふうに考えておりますし、町民の方々にご理解をいただかなければならないようなものについては事前にいろんな情報を提供しながら皆さんにご理解をいただく、そういった機会や時間をなるべく多くとってまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

また、次の項目、企業誘致と補助金のあり方でございますけれども、企業の誘致ということについては地域の人口の増加ですとか、経済の活性化ということのために必要不可欠だということで、ただ漫然と待っているということではなくて、いろんな施策を講じながら企業の誘致に当たっていこうという考え方であります。ただ、現実には現在日本国内の製造業等の状況というのは海外に移転をしたり、また集約化されたりということで非常にそういった意味での従来型の2次産業というのですか、製造業の誘致というのはなかなか難しい側面もございます。そういった意味では、地域の中のいろんな事業所、福祉の分野があったり、サービス業でも構わないのですけれども、いろんな方々の業種に少しでも多く本町に立地をしてもらうということがこれからの企業誘致の考え方ではないかと、そんなふうにも思っているところでございます。そういった企業誘致の一つの誘導方策といたしまして、町では支援策として企業振興促進条例というものを持ちまして特定の業種指定をしておりますけれども、一定以上の投資を行った企業に3年から5年間固定資産税相当額の補助金を交付を行うというよ

うな、そういう誘導方策を持ってきておりました。町としましては、誘致すればそれで終わるということではなくて、誘致後においてもいろんな意味でかわりを持ちながらソフト面、そういったことでの支援ですとか、企業が必要とする支援、また町がお願いをしたい事項、いろんな関係を構築していくことも企業誘致をした後の対応として必要ではないかと、そんなふうに思っております。企業などから支援が求められる、そういうような場合もありますけれども、内容、方法、いろんな意味で十分慎重に検討した中で対応させていただきたいと、そんなふうに考えてございます。

次に、民主主義についての考え方で、大変さきの勝田議員の地球温暖化に匹敵するような哲学的なお話で非常に困惑をしたところでありますけれども、民主主義、もともとはというのでしょうか、一番最初に私がそういう言葉というのでしょうか、知りましたのは大正デモクラシーなののでしょうか、そのころの研究者というか、学者さんというのでしょうか、民本主義というような言葉で吉野作造さんという方がいろんなその考え方というものを書いていらっしゃったと。今では民主主義の父と言われているような部分もあるそうでございますけれども、そういう民本主義イコール民主主義というふうなことになってきているかというふうに思います。私は、主権在民という言葉がありますけれども、主権はどこにある、国民にあると、そこに住む方々にあるということが民主主義の原点ではないのかなと、そんなふうに私は思っております。そういう意味から、こじつけになるかもしれませんが、私が先ほどまちづくりの基本的な姿勢でお話をいたしましたように、協働というのは町民が主人公、町民主体のまちづくりというようなことを申し上げましたけれども、そういった意味からいけば民主主義と、また私どもがよく使う協働という考え方というのは同じ意味の言葉ではないのかなと。そういうようなことで、決して協働という言葉が行政の業務のツケ回しをあちこちに回すことではないというようなことでいろんなところでお話をしてきた経過もありますし、今後も私はそんなふうに思っておりますので、皆さんにもお伝えをしていきたいと、そのように思っております。

また、農協の合併の関係についても昨日もご質問がありましたけれども、経済団体でもありますし、自主的なことが第一であるということは当然そのとおりでございます。ただ、合併の問題が市町村レベルでいろいろ議論になってきたのは平成13年、4年ぐらいからであります。そのころは私は担当者でありましたけれども、旧女満別の町長となった以降そういった具体的ないろんな動きが出てまいりました。そのころ当時の女満別農協の組合長さんとも懇談をさせていただいた折に、どんなふうに考えているかというようなことで、大きな合併もあれば小さな合併もある、ただこれお互いに相手のあることなので、なかなか当初のとおりいけるかどうかというような経過の市町村合併については話がありました。そういった中で、その当時から農業協同組合においては美津地区において広域合併の検討といいたいでしょうか、話し合いがなされているというような状況でありました。結果として行政の合併の方が先に進むような形で現在の大空町ができ上がっております。その当時も4JAではなかったかというふうに思うわけでありまして、いずれにしてもその当時は4JAであつても東藻琴、女満別両農協が離れるというようなことはなかったと。その後いろいろ曲折があつて最終的に合併検討委員会が立ち上がった折には、JAオホーツク網走とJA

東もこととJAめまんべつということで、このときも大空町の行政区域に存在するJAについては同歩調であったというようなことで、そういった意味でどういう対応をしてきたかということでは、そのときの推移がそういった状況でありましたので、分かれるという状況ではなかったというようなことから、特段行政として大きな動きを展開したということはありませんでした。それがこういう現在のような状況になったということで、今まで考えていたことよりもさらにいろんな課題というものが出てくるだろうと、そんなふうに思っていました。私どもがまず声かけ人になって、きのうも申し上げましたけれども、その地域の方々の農業関係者の方にお集まりいただいて意見交換をするような場を通じて意思の疎通を図ったり、いろんな農業政策にそごが出ないような、そういうような取り組みをまずは考えていくべきではないかと、そんなふうに考えて今後活動していきたいというふうに思っています。

また、きのう坂本議員から別な観点でのご意見もありましたけれども、それについてもそういうような場面含めて両農協のご意見などをお聞かせいただく機会があれば、そういうところで状況等について把握をしていきたいと、そんなふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上申し上げまして、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁を懇切丁寧にいただきました。

まず、いじめのくだりであります。私が質問した中身でございます。ようやく9月定例会で私が問題提起したことが本当の意味で議論できるステージに立ったなという実感を持っています。あの時点では、先ほども答弁の中にあったように、文科省の定義論争、進学論争やりたくないというのが私の真意でございましたし、あれはあのままで終わったと。しかし、現実にはやっぱり存在するのだということなのです。教育現場では、いじめというのは集団生活であれば、これは大人社会の反映でもありますから、必ずあるというふうに私は実は考えておりましたし、これからもあると思うのです。問題を本質的に、先ほど答弁の中にもあったように、教育がそれをまさに最大のチャンスとしてとらえて、まさに子供たちとともに教師も学ぶでしょうし、子供たちも学ぶし、教育委員会もある意味では学んで、地域の保護者や大人たちも学んでいくことができるわけですから、いじめをマイナスにとらえてピンチだと、だから隠しておきたい、守りたい、あつてはならないものと、こんなふう言うから、どこかおかしくなってくるのです。もうはっきりしているのです。どの時点でもどの場所でもどんなに理想的な学校運営やっているところでも集団生活ですから、必ずそういう芽は、激しいものは、端的なものは別にしても必ず起きます。そこで集団の適応能力だとかそういうものを学んでいくわけですから、それをまた指導するという教育の原点が僕はあるというふうに思っておりますので、答弁については何ら異論はないわけでありまして、ようやく一緒になって考える地点に立ったということを感じては申し上げたいのですが、一步進んで、答弁の中にございました児童問題サポートチーム、これもすばらしいことだと思います。

ただ、これを、先ほどNHKの特集の話もされましたけれども、私も別なNHKスペシャル、その前の日の2日のやつ見ておまして、鈴木課長からのレクチャーもちょっとあったわけでありまして、NHKスペシャルの「ともに悩み、ともに闘う、長野いじめ対策チーム」という番組がありまして、これを見させていただきました。子供が自殺をした親を任期つき職員として採用したということで、対策チームをつくっているのです。こんなことをなぜ言うかということ、私は教育委員会、厚生文教常任委員会でも何回も申し上げています。教育委員会一体何をやるのだと、いじめ。学校現場から報告聞いているだけではだめでしょうと、現場に足をなぜ運ばないのですかと、あるいは関係する保護者の皆さんの意見を聞いたらどうですかということをお願いしてきたのです。まさにもっと進んでいるのです、これはもう。対策のためにまさに機動的に動いているのです。5人のチームです、行政職員も入れていますけれども。たまたまテレビで出演したのは、指導主事の宮崎さんという方でしたけれども、大変立派です。一生懸命やっています。これは、だけれども県レベルです。県レベルだからやっているのだらうと、こういうふうになるわけです。私もちょっと調べてみました。そうすると、栃木県の宇都宮市にも同じようなものがありまして、これは市ですけれども、いじめ不登校対策チームというのをつくって、教育委員会の職員と現場の教師の皆さんと編成したチームをつくっているのです。対策チームで動いているのです、機動的に。子供たちの家へ行ったり、学校へ行ったり、いろいろやっているのです。でも、そういうことを、もう一つ言うと、では市だからやっているのだらうと。栃木県の高根沢町というところでやっているのがございまして、心のダイヤルというのとひよこのうちというのをやっているのです。ひよこの家ですかね。そのひよこの家は、専ら不登校児に対する対策もやっているようですが、心のダイヤルということは電話相談その他です。これもまた教育委員会の職員が専任含めて現実に動いているのです。そういう動き方がなぜできないのかなと思っているのです。9月の定例会の教育長の答弁は、ないものについてはないのだから、教育委員会がずかずかと学校現場に踏み込むことはできないのだと、こういう趣旨の発言をきっちりとされてしまって、それ以上できなかったのでありますけれども、むしろそういういじめがないという前提ではなくて、いつもあるし、これからも規模と中身と質においては違う現象をとるでしょうけれども、ささやかなものであれ何であれ起きるわけですから、むしろそれは教育のチャンスだと僕は言っているのです。最高の教育再生のチャンスです。教育委員会の再生のチャンスでもあります。私は、そういう意味で、答弁の方向性は私も同じ意見なのでありますけれども、もうちょっと突っ込んでその辺をどうお考えになっているのかなということをお聞きしたいのです。まず、それだけにしておきましょうか、ちょっと長くなりますので。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 長野県の事例を今おっしゃっていただきました。前回9月の議会の折に小島議員から指摘を受けた具体的な取り組み、対応策等の解決の一つとしてサポートチームを立ち上げて動いているということが一つ。もう一つ、相談員のお話ございました

けれども、去年の4月から大空町教育委員会に教育相談員を置いてございます。来年度も置いて、この相談員がまめに二月、3カ月に1遍、不登校だとかいろんなものを調査もしていますが、個別に家庭に行ったり学校に行ったりして対応するように、つとにその辺細やかにやるようにその後強く指導して動いていただいております。そのほか、先ほどの例にもありましたように、具体的に動いていくいき方、この町としてやれる方法ということについて、今後ただいまのご意見も参考にさせていただきながら研究してまいりたいというふうに思っております。学校で前回のいじめ等のケースの発覚以来、非常に先生方が子供たちのサインを見取る力というのですか、見るというのは単なる見ると、診断的に診る、看護の目で見ると、さまざまな見方があるので、その見方が非常に広がってきて確かになってきている面もありまして、そういう意味では先ほどおっしゃられたようにチャンスは学びのスタートだというようなことと、今回まさにそのような経過をたどっているということでもあります。そのこともお知らせをしたいと思ひますし、学校は組織を挙げてそうしたいじめられている子供、あるいはそうした事案に取り組むという体制づくりも今回を契機にして非常に強固になってきたなど。それから、保護者とのそうした事案が発生した場合の対応のあり方についても連携した中で細やかに行われるようになってきたと、このように思っておりますので、なお一層ご指摘のような対策のあり方、踏み込み方等についてきわめてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 では、先ほどのサポートチームというのは、私が例示したものとほぼ変わらない内容、中身において行うのだと、こういうことでございますので、それは結構だと思います。ただ、以上のような観点から、先ほどの調査の報告、中身はいろいろ分析しなければならない、今後の課題ありますけれども、33件にわたっていじめがあると。正直に出ているのか、過大な書き方になっているのかという、それぞれの価値判断はともかくとして現実に存在しておりますし、重く受けとめて、なおかつ先ほど言ったようにまさに教育再生の第一歩だということやっていただきたいと思うのですが、そうだとすれば、これは町長さんにも答弁を願わなければいけないのですが、教育相談員の方の動きについてはそのチームの中に入ってやってもらうということでもいいと思うのです、連携は。でも、鈴木課長もいろんな形で動いているのでしょうか、ちゃんと命名は別として中に入って動いてもらえるのかどうかということと、もう一歩進んで、スクールカウンセラーというのがせっかく制度的にあるのに、今回の予算に反映してそういうものも求めると。財政が厳しいのであるでしょうけれども、いろんな国や道との関係の問題があって、全部持ち出しでなくても済むのではないかなと思ったりもするのですが、その辺も含めて教育委員会としてスクールカウンセラー、カウンセリングを行える専門的な職員を学校に置ける、あるいは大空町全体を回って歩けるというような格好で、補助教員的な意味合いなのかどうか分かりませんが、そういう仕組みについての段取りをなぜしなかったのか。もっとそれはつながりますけれども、先ほどもお答えをいただいたわけですが、執行方針の中に若干それのお

いを感じる言葉はありますけれども、いじめ問題への言及と対策をやっぱりうたえなかった、今のカウンセラーの問題も含めてなのですが、それはなぜなのでしょう。お尋ねしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 まず、スクールカウンセラーの件でございますが、国が今回の全国的ないじめ問題にかんがみてそうした予算措置ということで考え、道教委もそれらについて措置するということで各学校に希望の取りまとめをいたしました。本町も希望をいたしました。おとといかきのうか、残念ながら大空町は今回該当になりませんでしたというようなことがあって、まず道教委の方の措置の中で何とか対応していけないかという段取り、そして昨年から設置しております教育相談員をもっともっと活用することの二重構造の中だと思っていたのですが、前段スクールカウンセラーについては該当にならなかったということでございますので、教育相談員の今後の活用の内容、活動の内容等についてももう一度吟味をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、執行方針の中にこうしたときなのにいじめ等についての言及はなかったということですが、今申し上げました教育相談員の町費としての単費としての予算措置等の中でそれらに配慮をしたということで、言葉の上ではそれらを表記することまでには至っておりませんので、その辺率直に申し上げたいと、このように存じます。ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私といたしましては、3ページから教育の現場はさまざまな課題を抱えていると、この中にそういったことも包含して書いたつもりでございます。また、そういうことで地域として安心して子育てをしていくということの制度の充実ということは書いておりましたけれども、そういうような中でそういった問題も含めて対処していかなければならないと、そういうようなことで考えて書いたつもりではございます。具体的なこの事業の中でいけば、先ほど教育長が言いましたように、教育相談員とか家庭教育相談員というような者の配置を考えていくよというようなことでこの中に規定してございましたので、そういう中でいろんな家庭内、学校の教育の問題について対処していくという前向きな考え方がここで紹介できるのではないかと、そんなふうに考えて文章を構成したところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いじめのことというのは、どうも書きにくいから、書かないと思っていたわけではなくて、教育の現場はさまざまな課題を抱えている、一番いい表現でありますし、全部網羅できるのですが、余り隠さないで思い切って出して、そしてなおかつそ

の問題についてはみんなと一緒に考え、解決するという意味合いでは、財政も厳しいでしょうけれども、道教委の方で無理であれば、何とか方法を講じてでもお考えをいただくことがいいのではないかと、こんなふうには実は私の意見としては考えているところでもあります。

さらにもう一つ、教育長さんにも特に聞きたいのでありますが、教員の皆さんの力というのは大事なのです、現場の力だから。教員の地元の定住率はどうなっていますか。50%を切っているのではないかという話も聞こえてくるのですが。こういう大事なときに学校現場の教師の皆さん、いろんな事情があると思いますが、いじめの問題になりますと学校だけの問題でない、枠を超えているのです。先ほどもお話があったように、家庭にもあるかもしれない、地域の中にもあるかもしれない、そういうものの全体でやるとなると教師の方々が地元で定住してくれることがかなり大きな力たり得るのです。昔聖職論議というのがあって、ご存じだと思いますけれども、教育労働者だからということで聖職ではないとかいうやりとりがいろいろ現場であったように思うのですけれども、まさに24時間居住することによって肌でやっぱりアンテナを立てて、その子供たちの問題について家庭も含めて地域の背景も含めて肌のアンテナで感じれるのです。情報はどんどん入ってくるわけです。それをどうそしゃくするかは本人の問題になるわけですが、以前昔は、昔の話をしたくないのですが、私も還暦を迎えておりますので、そんな言い方しかできないのでありますけれども、昔はやはり地域に教師が定住していて、地域の皆さんとの交流が学校の先生というばかりでなくてふだんの人間交流があったということが意味ではいじめの深刻的な問題を未然防止したことも中にはあるのです。だろうと思うのです、僕は。そんなことも含めてどうお考えになっているのか、まさに教育委員会の方でその辺はいろんな考え方もあるでしょうから、お聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 居住の実態でございますが、ご承知のように、私たちが子供のころは先生はたくさん地域に住んでおりましたし、私の父親なんか何かあると先生方と飲んで、よく夜中に帰ってまいっておりました。その中で親と先生方との交流をなされていたのだらうと思うのですが、経済状況が安定したり、先生方の持ち家がふえて、持ち家がふえた分それぞれ市町村の家を建てる数もどんどん反対に減ってきているというようなこともあるのだと思うのですが、大空町における現在の先生方の在住状況でございますが、全体としては58%この町に住んでくださっております。女満別地域ではそのうちの5割、東藻琴地域でそのうちの7割というような感じでございます。町としては、58%のうちの7割が東藻琴地域に住んでいると、そのうちの5割近くが女満別の在住だということで、平均してそのように一応なっております。先生方のそれぞれ異動を希望されるときは通勤の距離等、あるいは先生方が持ち家があるかどうかということも含めて、なかなかこの辺人事のふたをあけてみないと見えない部分もございます、本当はみんな町に住んでほしいと、それから今の現状で申し上げますと、子供のいる先生が欲しいと、こういうことを人事協議の中で申し上げるのです

が、子供のいる先生を捜して連れてくることは大変難しいような状況にもなっているということで、なかなか先生方をそれぞれの町に居住させるということをご理解いただきたいのと。在住している先生方については、子供会活動とか地域の活動等に参加しながら、それぞれ地域の方あるいは保護者等の交流等も深めているように聞いておりますので、この点ご理解をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと失礼になるかもしれませんが、お許しをいただいて申し上げたいのですが、日経の昨年の11月の9日に戸田忠雄さんという教育アナリストが言っているのです。先ほどの問題にちょっと返るかもしれないのですが、教育委員会がしっかりしなければいけないという議論の中に教師の人事の問題もいろいろあるのですけれども、教育長も教員OBの名誉職になっていることが多く、自分たちの権利やその立場を守るための組織の原理が働いている、この名称を何とっているかといったら、教育しがらみ共同体といっているのだそうです。恐らく今回を契機にこんなことがなく、一歩進んでまさに教育委員会の再生と教育の再生とあわせて行われるのだろうと先ほども申し上げて、期待をしたいのでありますけれども、さらに一度厚生文教常任委員会でお邪魔したときに公開授業ありましたよね。その際に行って、私もだれも発言しなかったから、門外漢、本当は先生方の専門的なやりとりの場所のようですが、手を挙げて言わせてもらったのですが、教育長さん博識ですので、現場にもおられたということでお尋ねしたいのですが、同じことを聞きます。町長に後から聞く問題とも関連するのですが、民主主義とは何かということについて小中高と私ども還暦を迎えるような世代は初期のころ社会科で習ったのは、民主主義の本質は少数意見の尊重と習ったのです。ところが、いつの間にか民主主義は多数決の原理であるというふうに教科書は変わってきているのです。僕は、何でこんなつまらないことを言っているのかなと、急に本質還元論を言っているのだろうと思われたら困るので、言うのですが、いじめの根源というのができるだけ多数者についていた方が自分が安住できるという思想に裏打ちされているような気がしてならないのです。戦後民主主義の中で子供たちを育てていく教育が、個性をもって育てるという言葉は使うのですが、人と違うことを言うと排除されるのです。そういう構造が根っこにあるのではないかという疑いを実は持っているのです、今お話を聞くのは、教科書の採択も含めて教育委員会やっているわけですから、いつからそんなふうに大きく変わって、あたかもそれが民主主義の本質的原理であるように多数決の原理、多数決は原理ではなくてシステムなのです。というのが私の理解なのですが、ご意見を伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 大変難しい問題、子供たちにとっての今いじめと絡めてのご質問でしたので、率直にお答え申し上げたいと思いますが、いじめの構造については小島議員もご承知

のように1対全体というような構造もございますし、複数の場合もございます。それは、今お言葉の中にもありましたように、多数の者の中に入っていると安住だというような意識が働いて、本当は自分はいじめる側に回りたくないのだけれども、自分がその多数の中に入らないと逆に自分もいじめられるという非常に子供たちの中での過酷というのですか、そんな現実もあってそういう動きをする子供たちがいるということもさまざまな事例の中で言われておりますし、3日の日のNHKの中でも子供たちも言っておりました。民主主義の原理は、少数の意見を尊重しつつも、その大きな方向性として多数の者が考える方向の中にさまざま意見を調整し、統合して持っていくという中に根本的な原理があると、このように思っております。ただ、いじめの構図については、何ぼ一人の人間が正しくても、いじめの理由というのはいじめる側の者によってその都度自在につくられていくわけなのです。ここに民主主義といじめとの考え方の対立があるなというような気がしております。だから、きょうはみんなわっと楽しく自分を迎え入れてくれているけれども、あしたはまたどんといじめの谷底に突き落とすと、子供ががっかりしていたら、また次はわっと楽しくしてほっとさせてと、非常にいじめる側の集団的な奇策というのでしょうか、そういうものの中には我々がかいま見ることのできないものがあるということがいろんな相談所の相談員の方々の事例集の中からも明らかになってきております。そういうときにやっぱり基本は人をいじめてはいけないと、人間の人権の尊重だということを教える、あなたになぜ人をいじめる権利があるのかということを教える、それは家庭の中であっても大人社会であっても子供たちの中であっても共通に原理原則として私たちがこの社会の中で普遍させていかなければならないことだろうと、このように思います。そんなことで今年度は保護者や地域社会、子供たちも含めた、教師も含めた研修の充実ということをやっていかなければいけないなということ为先ほど方策の中で申し上げさせていただいた次第ですので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 何か抽象論議をやっているようで退屈させて申しわけないのでありますけれども、ただ戦後民主主義であり、そして日本の高度成長とかけて一時期数の論理がすべてを制するという時代があって、日本のある意味で繁栄をそれで築いて、今そのひずみであえいでいるということが背景にあるとすれば、教育もまたそれとは無関係であり得ないという意味においては、教育長さんがまさに私と珍しく意見が一致したのですが、民主主義のとらえ方が一致しておりますので。少数者だけでなく弱者、社会的弱者とか、あるいは個性ある、障害のある方も含めて共生できる社会が民主主義なのです。少数意見を絶対尊重せと言っているのではなくて、まさにおっしゃるように、多数の幸福にかなうような形で少数意見の尊重というのが行われなければいけないのです。そこを勘違いすると教育も間違ってしまうと思いますから、いじめを根絶することは難しいでしょうけれども、そういう思いでどうか教育委員会のあり方もそういう形で進めていただきたいと思いますし、何か私も一知半解であります、なぜ教育委員会制度を日本がアメリカのスタイルを採用したかといったら、これは受け売

りなのですが、レイマンコントロールという基本的な理念で、レイマンって何かと思ったら、簡単に言うと素人だそうです。教育委員長さん大変なご苦勞されておりますけれども、専門家だからといって負ける必要はないのです。意外とトータルな考え方持てない人が多いですから、ご苦勞ですが、頑張ってくださいと思いますし、そういうことの中からやっぱり教育というのが本当に発展していくのだなということを申し上げたいと思いますので、再度教育委員長から一言いただきたいと思います。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 いろいろご指導ありがとうございました。私ども、教職員さん含めまして子供から信頼されるような大人でありたいですし、心が伴うような組織でありたいと思っています。どうかよろしく願いいたします。

◇議 長 小島議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時08分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

日程第2、一般質問を続けます。

小島議員の一般質問を続けます。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大きな第2の項目の町政執行方針について、いろいろと町長から答弁をいただきました。ありがとうございます。その際に中身の中で財政再建と行政改革はどう反映されているかという質問に対して答弁をいただきましたが、シーリング関係で2,163万円、物件費全体では3,854万円の減をまさにかなり苦勞して頑張った結果、削減をしましたと、こういうお話でございました。それを踏まえて、企業誘致と補助金のあり方についてもう少し町長からご意見を伺いたいと思うわけであります。今回の執行方針の中にも公益性のある中核病院に対する補助金もちろんありますし、そこには文字にはなっていないという意味ですね。企業誘致にかかわる、過去女満別の時代からやってきているのですが、私の記憶でもフタバ食品があり、それから東京電波あり、テムリックあり、ゴルフ場ありと。そして、この今挙げたのがことごとく何か余り芳しい状態にはないような話も出ているという中にあって、立派にやって企業誘致をやってよかったなという実感を持っているのがボッシュ社とオーエスライズさんが頑張っているという印象を私は持っているわけでありますけれども、企業の支援についてはそれぞれ町長の答弁にありましており、企業振興促進条例等により支援をするというのは、これはもう誘致する側の責任においてやらなければいけないことでありましてし、ある意味では今後もそういう意味では形を変えていろんな形のこ

とも検討しなければならぬという趣旨はよくわかるのです。

ただ、私は原点をちょっと町長に聞きたいのです。というのは、例えば一つの例を挙げましょう。女満別ゴルフコースのことを例に挙げたいと思います。宇野町政の時代にはまさにこれが地域経済のとか、あるいは女満別町、当時女満別町であります、町のまさに生死をかけるみたいな意味合いを持つぐらいの町長の公約でもありましたし、当時私も議員の一人でありますけれども、ゴルフ場の誘致に関しては一兵卒ながら西網走漁協の同意を取りつけるのが一番困難だという役割もやらせていただいたというような経緯がございます。だからこそあえて申し上げたいのです。どんな企業であれ、企業の都合でいつでも撤退することはあり得るのだと私は思っております。当時からそういう議論がもちろんありました。問題は、来ていただくこちらの趣旨がどう生かされていくかということがはっきりしていなければおかしいことになっていくのではないかという危惧を抱いております。何で今固有名詞を挙げて例を挙げたかといいますと、女満別町のゴルフ場のコースについてはホテルもセットをお願いをしていたのです。これは、経過として、当時のコクドに対してです。当時の三上北海道支店長、本社の常務兼務でありました。後ほどあの当時のコクドの社長にもなりました。あの方が名言を吐いたのです。コクドは、我々がホテルを建ててくださいと、ゴルフ場だけでは困るのですという話をほぼ決まった中でお願いを続けて、陳情を続けたときに、私どもは金太郎あめですと、どこでもうちはゴルフ場とホテルはセットでつくっておりますと、心配しないでくださいというお言葉も実はいただいた。そういう経緯の中で、トータルとして地域経済に波及効果を引き起こすような中身を持っている企業を誘致しなければ意味はないという観点から、現地の雇用をしてください、職員の雇用はできるだけ現地雇用していただだけませんか、あるいはありとあらゆる事業を行うための資材その他の調達については現地調達をできるだけお願いしますと、こういう約束でやってきているのです。それがともすると、建つまではいい返事しているのですが、でき上がると約束が履行されない。しかし、自治体の方は生まじめですし、議会もある意味では生まじめなので、誘致するときのお約束だから、支援をずっと続けてくるのです。ところが、振興促進条例の期限が終わって新たに要綱を持って支援をせざるを得ないというときに、私はお尋ねしたはずなのです。現地雇用はどうなっているかと。23人中3人が現地雇用であるというお答えを全員協議会の席上でいただいた経緯がありますけれども、では後ほど課長のところへ行って現地調達率、資材の関係はどうなっているかということをお願いしたのです。きょうに至るもそのことは、調達率という意味ですよ、どこでどうしたとか細かいこと言わないです。必要ないです。全体の事業を執行する中にあって調達率が幾らぐらいあるのか教えてもらいたいというのをずっと言っているのです。2月の末のあのとき以来から。きょうに至るまで残念ながら、出しにくいのか、出せないのか、いろいろと聞いてはおります、非公式には。

この場所で申し上げたいのですが、どういう企業であっても地域経済に潤いを与えるものでなかったら公金を投入できないと思うのです。僕は、反対しているのではないです。先ほどあんな血と汗のにじむような思いをして三千何百万円物件費で削減しましたと。ところが、固定資産税減免と同じ額を想定しているようですから、頭でい

くと大体1, 300万円ぐらいですか、ぐらいのお金を今度出すわけです。いろんな条件はつけると要綱上はなっておりますが、しかも向こう3年間と、こういう話でしょう。これ一つの例ですよ。差し支えがあったら、お答えがなくても結構なのですが、考え方としてどうなっているのだろうと。まだ病院の方は公益性持っていますから、いろんな意味で注文をつけたいところはいっぱいありますが、それはそれとして執行方針にも載っていないのです。先ほどの説明の答弁であれば、積極的にずっと当大空町は一回誘致したら面倒見がいいということ年全国でアピールしますよというぐらいにして執行方針に書いたらいいと思うのですが、残念ながら執行方針の中身には一行も触れられておりません、私の見間違いでなければ。ただし、参考資料見て、恐らくこれだろうなというところを見ておりますが、文言としては書いていないような気がしているのですが、間違いだったら正していただきたいのですが。

何を言いたいかということと言うと、同じことの繰り返しになるのでありますが、必要なものは出さなければいけないと思います。その結果、地域経済に潤いがあれば、断固としてやっていいと思うのです。その辺がどうお考えになっているのか。企業誘致と補助金のあり方、財政がすごく厳しいのです。さっきイエローカードだと町長おっしゃいましたけれども、冗談半分にオレンジ、赤と黄色の中間のオレンジという話もありましたけれども、私はオレンジではないかなと内心思っているのですけれども、18年度で計算したら、あらあら言う、借金は、自治体が借金しているいろんなものを全部含めてですけれども、200億円を超えるのでしょうか。そういうことを考えていくと、一概にそのことだけは言いませんが、簡単な問題ではないので、もっといろんなところに配慮して温かい思いやり予算をつくってもいいところがあるかもしれない、同僚議員も一部指摘しておりますけれども。そこへ行ってしまっ返ってこないということになると、やっぱり経済循環しなければいけないですから、そのことについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 お答えを申し上げたいと思います。

まず、企業の誘致の基本的な考え方ということでございます。先ほど、従来は製造業のような地域の雇用拡大が図られるものということを中心に企業誘致をやってきましたけれども、現実にはいろんな業種の方々に来ていただきたいということの考え方はあります。しかし、実際に誘致をする上での企業振興促進条例に基づく補助金の交付ということの中では、研修レクリエーション施設であったり、医療施設であったり、また製造業であったりというようなところに業種を特定をしているわけであり、そういうものは、地域の中における経済効果というものを呼び起こす可能性が非常に高いものと、医療施設などはまた地域の公益性というような意味から、その誘致の対象と、補助金の対象というふうにしているものというふうに思います。

例が出されました女満別ゴルフコースについてでありますけれども、平成13年にオープンをいたしております。町のレクリエーション施設として町の活性化というようなことで観光だとか、さらにはレクリエーションの施設というようなことでいろん

なおお客様にご利用いただくという中で交流人口の拡大というようなことも一つの目的にあったように思いますし、先ほど申しましたように、地域のいろんな雇用ですとか経済効果に波及を及ぼす、そういう可能性の高いものというようなことで誘致の目玉として出しておりましたのが当時の企業振興促進補助金でございます。そういったものについて、まず交付をさせていただいてまいっております。現実実際にはホテルもセットをお願いをしたいということで、当然地元とすればあの当時スキー場、それからホテル、ゴルフ場というのが当時のコクドの観光拠点戦略というような形であったかというふうに思います。現実には私どもの道東地域におけるそういったその当時のコクドの戦略がコンパクトにならずに、実際にはゴルフ場は当時の女満別町、ホテルについては弟子屈町の屈斜路湖畔にあるプリンスホテル、そしてスキー場が津別町のスキー場というような形で分かれてきたような状況があったかと思います。ただ、そういった附属施設のようなものということで当時地元では働きかけをしていたというような話も伝え聞いておりますけれども、今現在そうこう事情がある中で、平成16年だったかと思っておりますけれども、コクド本体のいろんな不透明な経理の中からさまざまな問題が浮かび上がって、グループとしての再編をしていく中で今までの地域戦略というものを見直していかざるを得ないということで、その3点セットであったうち一つ、津別スキー場については売却の対象とするというようなことになってまいりました。私どもの町にあったゴルフ場についても非常に存続というものが危ぶまれていたというようなことから、この地域を挙げて従来の経営形態の中で存続をしていくと、いってほしいというようなことをお願いしてきた経過にあります。平成16年の12月においては私どもも町としてコクドに対して要望書を上げたり、また、議会もあわせて要請書を上げていただいたり、また近隣の市町村からも地域の活性化のためにというようなことで要望書を上げていただきました。今まさに本当にその部分で経済効果が発揮されているかというようなご質問だというふうに思っておりますけれども、まだまだ十分なところには至っていないというふうにお受けとめではないかというふうに思います。確かに数字的には今細かなものを担当の課長の方からご説明をさせていただきますけれども、まだまだ先ほど議員が言われたような雇用の人数だとか、それからいろんな資機材等の調達というものは高くはないと、そんなふうに考えております。

しかし、今ここであの事業所を閉鎖していくと、次に買い手があるのではないかというような例えば考え方もあろうかと思っておりますけれども、その努力というものは非常に大きなものではないかというふうに思いますし、もしそういったものが見つかってこないということになれば、環境問題だとかそういうことも含めて地域とすればさらに大きい負の遺産を背負わざるを得ないというようなことになってこようかというふうに思います。この数年利用客等についてはだんだんとふえてきていて、安定した経営にもう一步というところでもあります。そういった中で誘致の目玉としての企業振興促進条例ではなくて、その経営を安定させ、さらに発展をさせるためにこの時期必要なものについてご支援をさせていただきたいというようなことでございます。決してこれが無に帰すことのないように、この施設を今後も発展させていけるように企業にもお願いをさらに先日もしてきたところでございます。私は、そういう誘致をした

企業とその誘致を当時お願いしたというのでしょうか、町との関係というのは、その誘致後においても私は、ちょっと適切ではないかもしれませんが、関係の立場とすればフィフティー・フィフティーの関係ではないかと。どちらかがどちらかにおもねるような、そういうべったり寄りかかるような、そういう関係であってはいけないと。地元としても要請すべきことはしっかりと要請をするという立場や姿勢というものもちろんですし、また場合によっては内容を慎重に考えた中で支援をするということも出てこようかというふうに思っております。その関係がといいましょうか、そのバランスが崩れたときに非常にどちらかが高圧的に例えばなったり、どちらかが非常におもねったりというような関係になってしまうのではないかと、そういうことがあっては良好な関係といいましょうか、企業の生産活動においても良好なものとは言えないのではないかなというふうに思っております。今回27日にプリンスの会長ともお話をいろいろさせていただいてまいりました。町の考え方も説明をさせていただきましたが、正直言って少しびくびくしながら強い口調でいろいろ申し上げてきた関係もございます。しかし、今回プリンスホテルとすれば、道東の一つの拠点としてこの地域を自社が発展をするための一つの材料として、資源として残したというようなことを話をしておりましたので、今後短期間の間にそういう経営の改善をしながら、順調に経営を推進していただけるように、今の時点では町としていろんな対処をさせていただきたいというようなことで、この要綱の制定と、また予算についてご提案を申し上げたところであります。

町政執行方針については、その部分具体的な触れ方がないということで、その部分については十分な内容になっていなかったということでおわびを申し上げたいと思います。

また、先ほど言いました地元調達等の関係については、担当課長の方から今ご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 企画課長。

◇企画課長 それでは、小島議員の質問に対しまして私の方から調達率ということでございますが、まず調達率でお示しするということは難しいということで、その理由といたしまして、地元の調達率となりますと、地元で調達できないものがあるということがございます。また、その中で例えば電気料、こういうものは相手先が決まっているというようなものがございますし、特殊なもの、例えばカートにかかわる部品だとか、こういうものについてはなかなか、この辺も今言えないというのは地元で本当に扱えるのかどうか、この辺まで私どもも調査をしてございませんので、それで調達率ということでは難しいということでございますので、今把握し得る、している状況ということだけでお答えしたいと思いますけれども、燃料費として、これはカートだとか、ゴルフ場にある車両の関係の燃料費ということで350万円程度と、また管理用の消耗品でこちらで押さえたのが10万円と、それからその他、数値的には押さえてございませんが、自動車の消耗品、コンペやる場合の景品等、こういうようなものが今地元で取り扱われているものと。それから、レストランの方につきましては、ゴルフコ

ース、プリンスの方で委託をしているという状況でございますので、その辺については確かな、そうではないかなということとはちょっとまた後から違うということになったら困りますので、その辺についても確認ができていないと、そういうような状況でございまして、調達率についてはお示しができないということでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 決してこちらの言ったとおりにならなければだめだということを言っているわけでないのです。それは、お互いのコミュニケーションが成立していれば、これとこれについてはこうやって努力しているよということが言わなくてもお互いにわかっていなければならないのです、あうんの呼吸で。ところが、残念ながらこういう政策を形成するときに、川口課長にはちょっと申しわけないのですが、いろいろ協議させて事前に話をいただいたのですが、僕はそのとき申し上げたのです。政策をつくるときに、企業誘致のための支援をやるのであれば、地域経済の波及効果をデータで持っていないとだめだよと。その根拠もなく、ただ出さなければ、先ほど町長おっしゃったように、撤退したら困る。だから、いてもらいたい。周りの人も力を込めて言ってください。お金も出します。それは、余りにもさっきお答えの中であったように寄りかかり過ぎです。僕は、それを真剣になって企業誘致の先頭の一兵卒であったという立場からいうと、やはりフィフティー・フィフティーなのです、町長が言ったように。彼らも成り立ってもらいたいし、我々地域も成り立たなければいけないのです。彼らのために誘致したわけではないのです。地域経済のためです、原則は。しかるに今は財政的に極めて厳しい状況下にあるでしょう。平成20年から団体補助金にメス入るのでしょう、町長。入るのですよね。僕は、そういうふうに聞いているつもりなのだけれども、行革大綱その他から判断すると。そうなるでしょう。ところが、その前に幾つかの補助金が事前に決まってしまうと、そこは聖域になりますよね。今後の財政の規律と運営とかけていくと、そういう進め方でいいのかいということを聞きたいのです。だから、僕は企画課長に申し上げているのは、政策つくるときには根拠があったら文書だけではだめだよと。数字を押さえなさいと。説得力を持ちなさいと。税金を入れるのですから、向こうからもらった税金だから、もらわなかったと思えば、なかったと思えばゼロなのだから、いいだろうという、ざっくりばらん言い方をすると、そんな発想で決められないですよ。本来企業を誘致したら、促進条例が終わった後には固定資産税が入ってくるというのがメリットの一つなのですから、全員にずっと面倒見るような、なりかねないようなことをやっていいのかということもあります。その辺あたりは、事情はよくわかっているのです、気持ちは、町長の立場つらいのは。撤退をしないでくださいと言ったら、当然いろんなことでご支援申し上げますよと言わなければならない羽目になりますもの。だけれども、本当に撤退しないのですか。その辺もよくわからないのです。3年間要綱で支援をしたら、ずっと残るのですか、間違いなく。ぽんと撤退するといったって、プリンスは撤退してもだれかに売られるかもしれませんよね。先ほど町長は、そのままだれも買い手がつかなくて、もうど

うにもならぬ状態で放置されて環境に大きな影響を与えたらどうするのだ、だれの責任だみたいな話、それは自治体の責任になりますよね、誘致したのだから、道義的にも。一たん、市場経済ですから、企業がそこでやったら企業の責任ですよ。企業責任ですよ、第一義的には。そんなことなども含めて、もうちょっと説得力がないのです。

今課長がせっかく説明してくれたのです。僕は、どこから何を買ったなんていうことを聞きたいのでないです。調達率だって100%になるなんて思っていないです。雇用率も100%になればいいなんて、それは現実的に不可能です。だけれども、コミュニケーションをしていれば、おのずと地域とともに栄えようと思う企業であれば、できるものは地元で買いますよというのは、そんなの約束しない以前の問題ですね、人間として。僕はそう思うのです。職員もできたら人材がいれば地元から使いたい、こんなことは改めてお願いします、お願いしますと言わなくたってモラルの問題です、企業の。手出せばもらえるという企業ばかり呼んでいたら、えらいことになります。もう一度お聞かせください。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに通常のコミュニケーション不足というようなことかと思います。しかし、先ほども言いましたように、今回のこと、このことにつきましては今までの誘致という視点以外で支援をしていこうというようなことでございます。そういった意味からいえば、今まで以上に町として企業に対して物申すというか、コミュニケーションをとりながらあうんの呼吸の中で配慮をしていただかなければならない部分というのが多々出てこようというふうに思っております。また、そういうことをしっかりと伝えていくのも私どもの役割ではないかというふうに思います。大変財政的に厳しい折にこういうところにこれだけの支援をするべきかどうかというようなこと、またそういうような制度をつくっていくのであれば、その表現というか、理論的なものももちろんであるけれども、具体的な数字をもってきちっと説明をしていかなければならないというご指摘かと思います。その部分についても、大変そのとおりだなというふうに思います。いろいろなこれからも説明する機会というものが出てこようかと思えますけれども、そういうものがきちっと皆様に伝えられるように、いろんな企業とのコンタクトをとりながら、きちっと私どもの申すべきところを申しながら、具体的にどのように改善がされていったかというようなことで伝えていきたいなというふうに思っております。

団体の補助金等について20年に言及がありましたけれども、当然今行革の委員会の中でそういったものも見直しといいたししょうか、考え方整理をしなければならないということでもありますけれども、具体的に20年かどうかというのはまだちょっと最終的には結論出ておりませんけれども、いずれにしても私の感じているのは一律にとかなんとかということではなしに、やはり一つ一つ小まめに点検をさせていただいてということになろうかと思います。当然要綱というものももちろんあるわけでありますけれども、だからといって毎年度の予算の範囲内ということもこの要綱上は当然のことであろうというふうに思っております。そういう中では、その予算の組み方とい

うことも当然その内容によっては今後指摘をされてくる部分ではないかなと、そんなふうに思っています。

人材については、先ほど言いましたように、ここのコースで働いている職員の方々、冬の間は津別のスキー場の職員として働いているということで、行ったり来たりという中では片方の町に定住をしているというのがなかなか現実では難しいようでございました。ただ、夏場の臨時雇用といいましょうか、夏場限りの雇用についても私どもに協力を要請されて、町としてスタッフ募集の一翼を担うようにいろんなところに紹介をさせていただいた経過があるのですけれども、企業もまた自分たちの努力の中でそういうチラシというのですか、求人広告というのでしょうか、そういうようなものを出したときにもなかなか半年間というようなことで地元からのご応募が非常に少なかったというようなことも言われております。それは、その雇用の形態によってということなのだろうと思いますけれども、そういうようなところも今後また今シーズン営業が始まるわけでありますので、十分申し伝えて、地元のところの状況が後先にならないように対応させていただきたいというふうに思っています。大変両方の企業の誘致という部分でいけば、先ほど言ったように、フィフティー・フィフティーの関係だと。今回も企業のトップにお話を申し上げてきましたのは、今まではグループの中に補助金を出してきたということの中では、町が出した補助金の具体的な使途というのでしょうか、行き先というようなものがなかなかグループ全体の中に入ってしまうということから、わかりづらいというようなことで、そういうようなものをしっかりと説明できるような、そういう経理体制にしてほしいというようなことについては申し伝えてまいりました。また、地元とすればいろんなご利用される方の発掘ということで、そういう意味では頑張っている部分もありますけれども、片やそういう大きな企業でありますので、観光客というようなことの誘致についても十分自分のところではできる取り組みでもありますので、そういうところについても配慮をしていただきたいと。また、先ほど言った従業員の関係についても、今津別と女満別のゴルフコースというところで行ったり来たりという中では、しっかりと年間の雇用を確保した中で対応してほしいと。それがいろんなところに、遠くへ行くというようなことになれば、余計定住率も下がるのではないかなというふうなことで、そういうことについても今回町の考え方として十分話をさせていただいて、伝えてまいりました。そういうようなことで、決してこれからコミュニケーション不足ということでフィフティー・フィフティーの関係がどちらかに偏ることのないようにしっかりとお話をさせていただいていきたいというふうに思いますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長の苦渋はわかりますので、素直にいいよと言ってあげたいという気持ちいっぱいではありますが、今私が前段で聞いたことをまだ答えてもらっていないのです。要綱で3年とうたうということは、プリンスは3年間絶対撤退しないという約束したのですか。その取りつけを行ったのかということを知りたいのです。

よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 具体的な年数までには触れては今回の会談の中ではい wasn't でしたけれども、私が今回議会にこういう提案をさせていただきたいというような話をしました。それだけ町として真剣に存続という、さらには経営の安定化というものをこの期間の中でお願いをしたいというふうに話をさせていただきました。向こうからは、先ほど言いましたように、道東の拠点となるべき施設は津別、そして女満別、そして弟子屈というこの3点の中で今まで運営を図ろうとしてきたと、その中で津別についてはどうしても持ちこたえることができないので、手放すというような判断をしたと、しかしここで女満別のゴルフコースを例えば放すというようなことになれば、もはや道東に拠点はなくなると、そういう認識を持っているというふうな話をされておりました。また、全国でいろんな、特に北海道が多いわけですがけれども、いろんな施設を整理した中で、今ここを我慢して、そしてまた観光事業者として今後生産を上げていくためには、すべてのものを売り払ってしまったのでは立ち上がっていけないと、ですから次のしっかりとした形をつくるために拠点をやはり残しながら、発展できる可能性のある拠点を残しながら、ある程度今売れるところ、さらには経営的に非常に難しいところについては手放していこうと、そういう判断をしたと、その将来性のある施設として女満別のゴルフコース、それから屈斜路のプリンスホテルというものはセットで道東の拠点として考えていきたいという判断のもとに今回の存続という形が残ったというようなことで話を改めて聞いてまいりました。そういうようなことからいいますと、企業でありますので、確かに経営の状況によっては本当にあすをも知れないというような部分がないわけではありませんけれども、企業のトップとしてそういうような考え方を持った今回の判断だったというようなお話を聞いてまいりましたので、この機会にお伝えを申し上げたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長、僕は3年間約束したかということについては当面撤退しないということを行っているだけの様に聞こえるのだけれども、ちょっと意地悪な言い方をすると、要綱の中でも書いてありますよね。経年劣化に伴うものについても全部お金出すのですよね、コースの維持管理にかかって。極端なことを言えば、きれいに全部直してからほかのところへ高く売ることだって考えられるのですよね、端的に言うと。私は、そういうことを心配しているのです。支援したらだめだという意味で言っているのではないです。もうちょっと支援に対する考え方をきちっと頭の中を整理していただいて、町民の皆さんに聞かれても自信を持って答えられる中身にしてもらいたいです。だから、何で3年間なのか。1年の単年度の要綱でも構わなかったではないですか。なぜ3年という数字が出てきたかを聞いているのです。だから、僕はそうだとすれば、プリンスとの間に3年間は間違いなく撤退しませんよと、3年以上いる気だけ

れども、3年は絶対約束しますという何かをいただいているのか、あるいはこういうことについては交わすときに一種の協定書を交わしていただいてきちっと整理をする、契約の。支援するというこっちの要綱に、向こうが出してきたものだけではなくて、ちゃんときちっと整理する必要があるのではないですか、約束事だから。そうであれば、公金であるお金を使ったって僕は皆さんを説得できることは可能だとは思っています。そういうことについて検討されているような気配があるともないとも感じられませんし、その辺についてちょっとつまびらかにしてください。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回3年というようなことで要綱で示しましたのは、現在の経営の状態、年々利用者の方々については増加をしてきているという中で、どの程度の期間の中で経営の安定化が図れるかという、そういう視点に立って考えた中で、また情報をいただいた中で3年というような形のものを導き出したということでございます。具体的にそういうきちっと約束を取りつけないといけないのではないかなというようなこともありますけれども、要綱は要綱でありますけれども、それに基づいて単年度単年度、予算のご審議をいただいて、最終的には予算が認められれば、なおかつ内容に即した分について交付をさせていただくということでありますので、そういう中で最悪の場合の状況の変化が出てきたときにはもちろん対応しなければなりませんし、そういうような抑制効果というようなものを考えているところでございました。要綱をつくるときには、確かに何年にするかと。補助金の交付要綱ですから、いつまでもというようなわけにはいかないというようなことで、そういうことを念頭に考えた中でどの年度かという中では、経営の安定化を図る期間というようなことでこういった年数を定めさせていただいたということでございます。また、企業に対しては、さらにこういう町の姿勢ももちろんでありますけれども、町の考え方をきちっと伝えて、もちろんそういった途中での撤退ということのないようにさらに申し述べて、そういうような回答が得られるのであれば受けてまいりたいというふうに思っております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 随分と同じことのやりとりが続いていますので、この辺で、それは町長の判断でおやりになることでしょうし、財政運営上の大きな課題を抱えておりますので、これは町長の責任でやるということであれば、それはそれで結構なことだと思いますから、私の申し上げたことの趣旨をよく踏まえて進めていただきたいなということだけは申し上げておきたいと思えます。

それから、もう時間も余り、押しておりますので、もう一つか二つほど申し上げたいのでありますが、農協合併の問題ですけれども、いろいろと同僚議員も申し上げておりましたけれども、12月が一つの転機だったような気がしているのです、私として、外側で見ていて。ですから、オホーツク農協への合併がおかしくなるような兆しというのは、行政は情報として十二分に把握していたはずだと思うのです。したがっ

て、それぞれ自主的な組合でありますから、介入するなんていうことはできないのは重々知っておりますけれども、両組合長に今後どうなるかということの場所をつくって、もう済んだことですから、意見としてだけ申し上げておきたいのですが、やはり町長はそこでリーダーシップをとって一度その場所をつくるべきだったと思うのです。特命担当の助役か何かに任せていたのかもしれないのかなというのが私の印象でございますので、そのことについて何かお考えが、先ほどの答弁とは違う意味の答弁があれば、お聞かせを願いたいと思っております。

長時間にわたりましたので、大体そんなことで私の一般質問は終えたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 決して少数意見という意味ではないですけれども、いろんな意見を聞きながら、そして私の立場というのはいろんなご意見を聞きながら、その中でいろんな意見をどうやって数多く反映をしていくかという立場というのが先ほど言われていたような民主主義のあれではないかというふうに思っております。そういった意味から、この議会の中で企業の振興、経営安定化のために出す補助金についてご意見をいただいたものを貴重なご意見として私の中で十分重く受けとめながら今後対処してまいりたいというふうに思っております。

昨年12月にJAめまんべつにおいては、各地域懇談会の中で回ったときに、今の形の今の時期の合併というものはなかなか多くの組合員の方々の理解を得られないというようなことで現状のような結果になったと。今考えますと、確かにいろんないざしが出てまいりますので、そういったことについてすぐさま結論を出すというような方法もあったのですが、多少時間をかけながらも一度じっくり考えてもらう機会といえましょうか、そういうようなものが設定できればよかったかと、確かに私もそのように思いますし、農業者の方にそういうようなご意見をいただいたこともございます。ただ、今回の場合については、JAめまんべつの方からの情報の入り方ということで行きますと、非常に結論を出して、それをまた公にするタイミングが早くて、私どもが、言葉も同じなのですが、介入というかお話をさせてもらうような機会、そのすき間がなかったというところが非常に残念な部分であると、そんなふうに認識をしております。今後そういうような反省に立ちまして、今後の状況はわかりませんが、いろんな意味でそういうようなことの意味疎通を図る機会と、制度化というものももちろんでありますけれども、それ以外にも十分両組合のトップの方々とは意思の疎通を図るように日常から心がけながら対処してまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、これからはまたご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 最後の一言だけ言わせていただいて、いろいろと大変申しわけないのですが、厳しい指摘をさせていただきました。しかし、別な観点からは私なりにこの予算提案説明、評価すべき点があるということも申し添えておかないとバランスがとれないものですから、私は今回町長が移住定住対策の推進と、その第一歩の取り組みを開始したと、あるいは電話予約による土日、祝日の住民票や印鑑証明書等の窓口業務の改善に努めると、あるいは道道路線の歩道除雪の早期対応としての道からの受託、あるいは地域交通システム導入に向けての基礎的な調査を開始する等々、とにかく山下カラーを、斬新な若い町長の行動力あふれる、そういうカラーを打ち出していただくことを最後にお願い申し上げて、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 よく子供はしかるより褒めて育てろというような言葉がありますけれども、最後に少し申し上げられましたので、私もまた少し成長しなければならないと、そんなふうに思っております。一生懸命取り組んでまいりますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問は終わります。

◎日程第3 議案第20号

◇議 長 日程第3、議案第20号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題をします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第4 議案第21号

◇議 長 日程第4、議案第21号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第5 議案第22号

◇議 長 日程第5、議案第22号 大空町行政財産使用料条例及び大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第6 議案第23号

◇議 長 日程第6、議案第23号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第7 議案第24号

◇議 長 日程第7、議案第24号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 8 議案第 25 号

◇議 長 日程第 8、議案第 25 号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 9 議案第 26 号

◇議 長 日程第 9、議案第 26 号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
斉藤診療所事務長。

◇東藻琴国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 10 議案第 27 号

◇議 長 日程第 10、議案第 27 号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正

する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
菊地農政課長。

◇農政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 1 1 議案第 2 8 号

◇議 長 日程第 1 1、議案第 2 8 号 大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
内藤商工観光課長。

◇商工観光課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 1 2 議案第 2 9 号ないし日程第 2 0 議案第 3 7 号

◇議 長 日程第 1 2、議案第 2 9 号 平成 1 9 年度大空町一般会計予算から日程第 2 0、議案第 3 7 号 平成 1 9 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 9 件を一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。
お諮りします。本案については、議長を除く 1 7 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く 17 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5 時 29 分

再開 午後 5 時 31 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 5 時 33 分

再開 午後 5 時 51 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 12、議案第 29 号から日程第 20、議案第 37 号まで 9 件を一括議題とします。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第 29 号から議案第 37 号まで 9 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 13 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号から議案第 37 号まで 9 件については、3 月 13 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に厚海六郎議員、副委員長に森進議員が互選された旨の報告がありました。

◎休会の議決

◇議 長 お諮りします。議事の都合によって、3月9日から3月13日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月13日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時52分

平成 1 9 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成19年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成19年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成19年 3 月14日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
総 務 課 長		建 設 課 長
出 納 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター所長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第1回大空町議会定例会第8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、1番、近藤哲雄議員及び2番、松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。
本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第20号

- ◇議 長 日程第2、議案第20号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第20号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第21号

◇議 長 日程第3、議案第21号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第22号

◇議 長 日程第4、議案第22号 大空町行政財産使用料条例及び大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 大空町行政財産使用料条例及び大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 大空町行政財産使用料条例及び大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第23号

◇議 長 日程第5、議案第23号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第24号

◇議 長 日程第6、議案第24号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第２５号

◇議 長 日程第７、議案第２５号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２５号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第２６号

◇議 長 日程第８、議案第２６号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２６号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条

例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第27号

◇議 長 日程第9、議案第27号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号

◇議 長 日程第10、議案第28号 大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 既に説明を受けているところでありますが、若干わからないところがあったりしておりますので、お尋ねをしたいと思います。それは、参考資料の中に改正後の条例という形で、取扱金融機関、以前は指定金融機関と、こういうことで名称変更になっているわけでありませうけれども、現在取扱金融機関については現実に何行あって、その窓口の対応として18年度か、もしくは17年度の実績しかないと思いますけれども、その比率ですね、それをちょっと教えていただきたい、このように思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
商工観光課長。

◇商工観光課長 概数でございますけれども、4行、網走信用金庫女満別支店、それから東藻琴支店、釧路信用組合、それから北見信金さんと4行ありますけれども、半数以上が網走信金女満別支店でございます。預託金でいうと半数以上が網走信金の女満別支店になっていたということで、順でいきますと、網走信金の女満別支店、それから釧路信組、それから東藻琴支店、そして北見信金が少ないということで、実は預託金そのものはそういうふうに預託の実績でこう配分していたということもありまして、ただ東藻琴さんは1行で1,000万円という形をとっておりましたので、率的にはちょっと今把握しておりません。後ほど示させていただきたいと思います。すいません。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。このことにつきましてはなぜそういう聞き方をしたかということ、日本経済が非常に厳しくなっていて地域経済が大変な時期に地域金融機関に対するいろんな締めつけとといいますか、公金の投入、その他いろいろあって貸し出し基準が非常に厳しくなったといういきさつがあったと思うのです。ちょっと記憶をよみがえらせていただければ。その当時貸し渋りが事実上発生しているので、緊急避難的に当時女満別町の事例を挙げますと、それまでの融資窓口というのは地元にある金融機関、つまり支店があるものというふうに定めていたわけでありましてけれども、それが貸し渋りが非常に厳しいという状況で、緊急避難的に北見信金さんについて窓口を広げたといういきさつがあるというふうに私は解釈しているのです。その際に、議会側に協議にかかったときにあくまでも地元到店舗があることが原則だけれども、そうもできない場合については事務所開設、その他をするという約束があったというふうに私は記憶しております。ただし、これは大空町になったわけでありまして、どういう基準で取扱金融機関を定めるかについてはいろいろなお考えがあると思うのです。その辺の背景について、以前の経過の引き継ぎも含めてどのように踏まえておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 商工観光課長。

◇商工観光課長 経過につきましては、今小島さんが言われた部分は引き継ぎというか、

聞いてございます。ただ、19年度以降についてこれからの取扱金融機関として現在実際にお客さんがおられるということから、今現在の金融機関を取扱金融機関としていきたい。今事務所云々ということがありましたけれども、これは要綱等、条例等にも規定はございませんけれども、私としては現在お客さんがいる以上継続をさせていただきたいというふうに考えてございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 もちろん、当然窓口でパーセンテージが極めて低くなったとはいえ、そのことによって融資を受けている人たちがいるわけですから、そのことまでは申し上げません。今後の課題として取扱金融機関の根拠について十分検討をされたらどうかということも含めてご意見をお聞かせ願って、私としては質疑を終えたいと思っておりますので、十分なるご検討をよろしくお願いします。

◇議 長 商工観光課長。

◇商工観光課長 今後につきましては、その金融機関がどういうふうな形になるかわかりませんが、ただ我々としては住民が利用される金融機関については続けてまいりたい。ただ、これからの情勢で検討することが出てくる可能性もあると思いますけれども、それについては否定できませんけれども、その時点についてここ何らかの検討は加えたいと思いますけれども、今現在はこのままでいきたいということでございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第28号 大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号 大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第29号ないし日程第19号 議案第37号

◇議 長 日程第11、議案第29号 平成19年度大空町一般会計予算から日程第19、議案第37号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、厚海六郎議員。

◇予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会に付託された平成19年度大空町一般会計予算ほか8会計予算は、3月9日及び3月12日の2日間にわたり課長、課長補佐、係長等の出席を求めて直接説明を聞き、第3日目は本会議方式により町長初め関係課長の出席を求めて総括質疑を行い、慎重かつ効率的な審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案第29号から議案第37号までの9会計予算すべてを全会一致で次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第29号 平成19年度大空町一般会計予算、原案可決。

議案第30号 平成19年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計予算、原案可決。

議案第31号 平成19年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算、原案可決。

議案第32号 平成19年度大空町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第33号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算、原案可決。

議案第34号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算、原案可決。

議案第35号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第36号 平成19年度大空町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第37号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計予算、原案可決。

以上で報告を終わります。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。議案第29号 平成19年度大空町一般会計予算から議案第37号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これから、議案第29号 平成19年度大空町一般会計予算から議案第37号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件を一括して採決します。

議案第29号から議案第37号までの9件に対する特別委員会の審査報告は、いずれも原案のとおり可決です。

議案第29号 平成19年度大空町一般会計予算から議案第37号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件は、特別委員会審査報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成19年度大空町一般会計予算から議案第37号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第1号ないし日程第21号 発議第2号

◇議 長 日程第20、発議第1号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び日程第21、発議第2号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてまで2件を一括議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び発議第2号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてまで2件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてから発議第2号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてまで2件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 発議第３号

- ◇議 長 日程第２２、発議第３号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７４条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第２３ 発議第４号

- ◇議 長 日程第２３、発議第４号 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

各委員長から所掌事務のうち、会議規則第７４条の規定によって、お手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第２４ 発議第５号

- ◇議 長 日程第２４、発議第５号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成１９年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の指名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第５号はそうように決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。

発議第５号は、そうように決定しました。

◎日程第２５ 発議第６号

- ◇議 長 日程第２５、発議第６号 平成１９年度酪農畜産政策に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第6号 平成19年度酪農畜産政策に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第6号 平成19年度酪農畜産政策に関する要望意見書は、原案
のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第7号

◇議 長 日程第26、発議第7号 日豪FTA／EPA交渉並びに酪農畜産政策・価
格に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分
再開 午前10時55分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
深川議員の趣旨説明を受けます。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 発議第7号について、字句の整理は会議規則第45条の規定によって、議長
において整理することにいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第7号 日豪F T A／E P A交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第7号 日豪F T A／E P A交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 報告第1号

◇議 長 日程第27、報告第1号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 平成19年の第1回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼とまた新年度に向けての決意を申し上げたいと思います。

今定例会におきましては、平成19年度、実質的な大空町の予算として初めての編成となる予算についてご審議をいただきました。一般質問、さらには予算審査特別委員会での質疑等を見ますといかにその事務事業を成果のあるものにしていくかということが大きな課題のように受けとめさせていただきました。さらに予算についてはお認めをいただきましたけれども、内容を精査しながら適正な時期に執行してまいりたいというふうに考えてございます。今後とも皆様方のご指導をこの節にこの場を借り

て改めてお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

◇議 長 平成19年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時03分